

令和2年

# 予算特別委員会

令和2年 3月18日 開会

令和2年 3月23日 閉会

大江町議会

令和二年

予算特別委員会

大江町議会会議録

令和二年

予算特別委員会

大江町議会会議録

## 予算特別委員会会議録目次

### 第 1 号 (3月18日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席委員	2
○委員外議員	2
○欠席委員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○委員会に職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○委員長の互選	3
○予算特別委員長就任の挨拶	4
○副委員長の互選	4
○付託案件の審査(議第22号 令和2年度大江町一般会計予算)	5
○散会の宣告	13

### 第 2 号 (3月19日)

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席委員	16
○委員外議員	16
○欠席委員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○委員会に職務のため出席した者	16
○開議の宣告	17
○付託案件の審査(議第22号 令和2年度大江町一般会計予算)	17
○散会の宣告	87

### 第 3 号 (3月23日)

○議事日程	8 9
○本日の会議に付した事件	8 9
○出席委員	9 0
○委員外議員	9 0
○欠席委員	9 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 0
○委員会に職務のため出席した者	9 0
○開議の宣告	9 1
○付託案件の審査（議第 2 2 号 令和 2 年度大江町一般会計予算）	9 1
○付託案件の採決（議第 2 2 号 令和 2 年度大江町一般会計予算）	1 0 8
○付託案件の審査（議第 2 3 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計予算）	1 0 9
○付託案件の採決（議第 2 3 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計予算）	1 1 2
○付託案件の審査（議第 2 4 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算）	1 1 2
○付託案件の採決（議第 2 4 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計予算）	1 1 4
○付託案件の審査（議第 2 5 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計予算）	1 1 4
○付託案件の採決（議第 2 5 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計予算）	1 1 9
○付託案件の審査（議第 2 6 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計予算）	1 2 0
○付託案件の採決（議第 2 6 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計予算）	1 2 1
○付託案件の審査（議第 2 7 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計予算）	1 2 1
○付託案件の採決（議第 2 7 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計予算）	1 2 7
○付託案件の審査（議第 2 8 号 令和 2 年度大江町農業集落排水事業特別会計予算）	1 2 7
○付託案件の採決（議第 2 8 号 令和 2 年度大江町農業集落排水事業特別会計予算）	1 2 8
○付託案件の審査（議第 2 9 号 令和 2 年度大江町水道事業会計予算）	1 2 8
○付託案件の採決（議第 2 9 号 令和 2 年度大江町水道事業会計予算）	1 3 5
○閉会の宣告	1 3 5
○署名議員	1 3 7

## 予算特別委員会

### 議事日程(第1号)

令和2年3月18日(水)午後3時10分開会

日程第 1 開会(臨時委員長)

委員長互選(臨時委員長)

副委員長互選(委員長)

日程第 2 付託案件の審査

議第22号 令和2年度大江町一般会計予算

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼出納室長	金子冬樹君

---

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局庶務主任兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	----------------	-------

開会 午後 3時10分

○臨時委員長（土田勵一君） ただいま本議場において予算特別委員会が招集されました。

委員長及び副委員長が共にいないときは、大江町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づきまして、互選により年長の委員がその職務を行うことになっております。

したがいまして、私、土田勵一が臨時委員長の職を務めますので、暫時の間ご協力をお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○臨時委員長（土田勵一君） ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会を開会いたします。

---

#### ◎委員長の互選

○臨時委員長（土田勵一君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については指名推選によるものとし、臨時委員長が指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長は臨時委員長が指名することに決定いたしました。

お諮りします。

予算特別委員会委員長には、さきの議会運営委員会での協議に基づき、8番、伊藤慎一郎君を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、8番、伊藤慎一郎君が予算特別委員会委員長に決定いたしました。

以上で臨時委員長の職務が終了しましたので、委員長と交代します。

ご協力まことにありがとうございました。

---

#### ◎予算特別委員長就任の挨拶

○委員長（伊藤慎一郎君） 指名されました伊藤慎一郎と申します。

皆様の協力を得ながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎副委員長の互選

○委員長（伊藤慎一郎君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については指名推選によるものとし、委員長が指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、副委員長は委員長が指名することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会副委員長には、さきの議会運営委員会での協議に基づき、7番、宇津江雅人君を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、7番、宇津江雅人君が予算特別委員会副委員長に決定しました。

なお、本委員会の傍聴については、委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長はこれを許可します。

---



### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 付託案件の審査を行います。

議第22号 令和2年度大江町一般会計予算について、担当課長の詳細説明を求めます。  
総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） それでは、議第22号 令和2年度大江町一般会計予算の詳細をご説明申し上げたいと思います。

一般会計の予算の総額であります。2ページから6ページの第1表歳入歳出予算に記載しておりますとおり、46億5,300万円でございます。前年比マイナス4億700万円、8.0%の減となっております。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思いますが、第2表の債務負担行為は、定住促進対策費ほか1事業につきまして、限度額の設定をさせていただきます。

8ページです。

第3表の地方債につきましては、道路整備事業など11件の起債につきまして、限度額などを定めるものでございます。

それでは、予算に関する詳細につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

それぞれの款に入る前に、職員の人件費について若干申し上げたいと思います。

人件費の総額については、退職職員及び新採職員に係る給与などや元年度の執行状況、令和2年度から施行される会計年度任用職員など、それぞれの増減要因を反映させた結果、約6,300万円の増額となっております。各費目における人件費及び説明欄の予算額などの詳細につきましては、100ページから107ページに詳細について記載してございますので、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

初めに、歳入予算のほうから申し上げます。

11ページです。

1款の町税であります。7億5,594万5,000円で、前年比2.1%増でございます。1項町民税は、令和元年度決算見込み等を踏まえ個人分の減額を見込み、前年比1.6%減の3億400万2,000円としてございます。2項の固定資産税につきましては、家屋の新築や企業の増資による償却資産の増額を見込んでおりまして、前年比4.7%増の3億5,994万1,000円としております。

12ページの下段をご覧ください。

2款地方譲与税から14ページの中段、9款地方特例交付金までは、国や県から示された増減率や地方財政計画での見通しに加えまして、令和元年度の収入見込額などをもとに計上いたしております。

なお、6款法人事業税交付金は今年度新設の科目でございますが、これは、市町村の法人住民税法人税割の引下げに伴う減収補填として国税として新設された特別法人事業税を、県を通して市町村に交付される交付金でございます。

また、令和元年度に7款として計上しておりました自動車取得税交付金につきましては、令和元年10月より自動車税環境性能割の導入に伴い廃止されたことから、款を廃止しております。

また、9款の地方特例交付金のうち2項の子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う交付金でございましたが、令和2年度から一般財源化されることから、項を廃止させていただきました。

14ページです。

下段にあります10款地方交付税であります。国の示した地方財政計画や各費目における単位費用などを精査し、前年比2.1%増の21億8,000万円を計上いたしております。

17ページをご覧くださいと思います。

中段からの14款国庫支出金につきましては、前年比13.9%減の3億9,268万2,000円でございます。1項国庫負担金であります。幼児教育・保育無償化に係る子どものための教育・保育給付費が通年分となったことなどから前年比8.6%増額となった一方、18ページの2項国庫支出金につきましては、土木費国庫補助金であります社会資本整備総合交付金が道路改良工事費や町営住宅整備費が減額となったということから、前年比34.5%と大幅減となっております。

19ページをご覧くださいと思います。

中段からの15款県支出金、前年比1.4%増の3億1,147万1,000円でございます。1項の県負担金及び20ページからの2項県補助金、共に増額となっておりますが、国庫負担金と同様に、子どものための教育・保育給付費の増によるものでございます。

22ページです。

3項の委託金は、国勢調査費の増額があるものの、県議会議員選挙費や参議院議員選挙費が前年度あったということから減となったため、前年比としまして12.7%の減となっております。

ます。

下段からの16款財産収入については、情報通信基盤設備貸付料の改定により増額をしております。

次の23ページをご覧ください。

下段の17款寄附金には、ふるさとまちづくり寄附金分を計上しております。令和元年度決算見込み等を踏まえ、前年比5,000万円の増額を見込んでおります。

24ページです。

18款の繰入金であります。前年比45.6%減の1億9,911万6,000円でございます。1項特別会計繰入金であります。新たに宅地造成事業特別会計からの宅地分譲収入に基づく繰入れを見込んでおります。2項基金繰入金につきましては、財政調整基金が減額などにより、全体では減となったものでございます。

26ページをご覧ください。

下段からの21款町債につきましては、前年比49.9%減の2億9,550万円としております。内容といたしましては、道路整備事業などの投資的事業費のほか、子育て支援事業、集落活性化支援事業などのソフト事業の財源としているものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。

28ページからであります。

1款の議会費であります。前年比で3.2%増、8,704万3,000円でございます。総務文教・産業厚生常任委員会行政調査費などにより増額となったものであります。

29ページです。

中段からの2款総務費については、前年比4.5%減の8億4,739万8,000円でございます。

32ページをご覧ください。

4目の財産管理費につきましては、個別施設計画策定委託料といたしまして公共施設の今後の維持コストや更新費用を調査し、計画を策定する費用のほか、33ページにまいりまして、庁舎等改修工事費として役場庁舎の蛍光灯の整備工事費などを計上いたしております。

中段からの5目企画費であります。ふるさとまちづくり寄附関連事業をはじめ定住促進対策事業費、地域おこし協力隊活動事業費などを計上しているものでございます。

36ページです。

下段からの7目公共交通対策費につきましては、町営バス運行事業や乗り合いタクシー運行事業に係る経費を計上しております。

少し飛んで、40ページをお開きください。

中段からの3項戸籍住民基本台帳費は、戸籍電算化システム等借上料のほか、マイナンバー普及促進のための報酬などを計上しております。

41ページです。

中段からの4項選挙費につきましては、来年2月に任期を迎える山形県知事選挙費を計上しております。

43ページをお開きください。

5項の統計調査費であります。調査員の報酬などを計上しております。令和2年度は国勢調査の実施年となっております。

44ページです。

中段からの3款民生費であります。前年比1.5%増の11億5,464万円でございます。

1項1目社会福祉総務費は、45ページ、次のページに記載しております社会福祉協議会の補助金、民生児童委員活動交付金などのほか、県補助を受けて冬の生活応援事業費を計上いたしております。

中段からの2目老人福祉費につきましては、46ページにあります後期高齢者医療療養給付費負担金や高齢者世帯に対する弁当の配食サービス、雪下ろし等費用支給費などを計上いたしております。

47ページです。

中段からの4目障害者福祉費は、障害福祉サービス費や地域生活支援事業委託料などを令和元年度の実績見込額を踏まえて計上させていただきました。

48ページです。

下段からの2項1目児童福祉総務費につきましては、次のページにまいりまして、いきいき子育て支援事業補助金や子育て支援医療費のほか、5歳児及び第3子以降の児童に対する副食費の補助となる幼児給食費支援事業補助金などを計上しております。

下段からの2目児童措置費には、民間立保育園運営委託や私立幼稚園に対する施設型給付費負担金、あとは児童手当費などを計上しております。

50ページです。

下段からの4目児童福祉施設費には、次のページに記載してありますにじいろ保育園の指定管理料のほか、放課後児童クラブ運営のための指定管理料及び委託料、保育園の維持管理経費等を計上いたしております。

52ページです。

中段からの4款衛生費であります。前年比1.5%減の2億4,023万7,000円でございます。

1項1目保健衛生総務費であります。妊婦等健康診査委託料や高齢者等通院支援給付費のほか、医師不足が深刻な課題となっていることから、関係者との意見を交わし、対策を講じるための医療確保対策委員会に関する費用についても計上いたしております。

55ページをお開きください。

下段の2項1目清掃総務費につきましては、清掃業務委託料といたしまして町内のごみ収集委託料のほか、広域行政事務組合クリーンセンター斎場負担金を計上しております。

56ページです。

中段の5款労働費は、前年比6.7%減の750万円でございます。新規学卒者等町内就労促進助成金につきましては、対象者が減となることから、減額とさせていただきます。

下段からの6款の農林水産業費については、前年比21.4%減の2億9,789万5,000円でございます。

57ページをご覧になっていただきたいと思いますが、中段からの1項2目農業総務費は、次のページにございます柳川温泉等の施設改修工事費のほか、地産地消拡大を推進するための費用といたしまして米飯学校給食推進対策事業負担金などを計上させていただきます。

58ページ下段からの3目農業振興費には、次のページに記載してございます農機具等の整備補助金のほか、鳥獣被害防止対策協議会補助金につきましては、近年イノシシによる農作物被害が大きくなっているということから、増額を計上しました。

59ページの下段からであります。4目畜産業費であります。食鳥処理施設の指定管理料のほか、60ページにあるやまがた地鶏の振興事業補助金といたしまして、地鶏の生産、販売を支援するための費用を見込んで計上いたしております。

60ページであります。5目農地費につきましては農村公園の維持管理経費などを計上しているほか、水利権調査委託料といたしまして、伏熊地区の揚水機更新に係る河川法における許可更新を得るための水利権調査費用などを計上いたしております。

61ページです。

中段からの6目地積調査費は、平成30年度までの現地測量分について承認や登記を行う必要があるということで、費用を計上いたしております。

62ページです。

中段の8目大山自然公園管理費は、指定管理料などを計上いたしました。ユリまつり補助金についてであります。イベントの開催に対する補助金となっております。参加いただいている方からいただいております協力金を令和2年度から直接実行委員会に充てることということになったことから、補助金額が減となっております。

63ページです。

9目の農地利用調整事業費から11目の多面的機能支払費には、農用地流動化奨励事業補助金、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金などを計上いたしております。

下段の12目新規就農者支援費であります。64ページに記載してございます農業次世代人材投資事業補助金をはじめといたしまして、新規就農者への家賃等補助、あと研修施設の維持管理費を計上しております。前年度との比較では、新規就農者用の住宅建設費用が減額となったということから、全体的に減となったものでございます。

65ページです。

中段の2項2目林業振興費は、県営事業となります。林道沢口道海線開設に係る物件補償費や測量・登記費用のほか、前年度から施行されております森林経営管理制度につきましては、原資であります森林環境譲与税が増額となるというような見込みであることから、森林の資源量を調査するための委託料等を増額してございます。

66ページ中段でございます。

商工費であります。前年比39.9%減の1億1,325万3,000円となっております。

次のページ、67ページです。

1項2目商工振興費には、企業立地促進事業助成金のほか、国の地方創生推進交付金を活用してのJR左沢線の利用促進につながる事業を実施するためのフルーツライン左沢線活用協議会に対する負担金などを計上しております。

なお、低所得者、子育て世帯へのプレミアム付商品券事業につきましては、今年度をもって事業完了ということで、減となっております。

68ページです。

3目の観光費であります。朝日連峰古寺案内センターや健康温泉館の維持管理費などを計上しております。

69ページです。

中段からの8款土木費であります。前年比24.2%減、6億2,525万4,000円となっております。

71ページをご覧になっていただきたいと思いますが、2項2目の道路維持費では、側溝整備や舗装補修工事費などを見込ませていただいております。

72ページの3目道路除雪費につきましては、除雪業務委託料のほか、施設改修工事費といたしまして消雪パイプの改修費用を計上いたしております。

下段の4目道路新設改良費は、次のページにまいりまして藤田堂屋敷線や舟唄碑元屋敷線の改良工事費のほか、貫見旧道線のり面補修工事、さらには主要地方道大江西川線の道路改良工事負担金などを計上しております。

74ページをご覧になっていただきたいと思います。

6目の橋梁維持費であります。古寺神通峡線の石滝橋及び大瀬川橋、三合田久保線の久保橋など、橋梁補修工事などを計上したものでございます。

76ページです。

5項住宅費については、藤田地区への町営住宅建築工事が完了したということから、大幅な減額となっております。

下段からの9款の消防費であります。前年比5.3%増の2億1,940万9,000円でございます。

1項1日常備消防費については、西村山広域行政事務組合の消防への負担金です。

78ページを御覧いただきたいと思います。

中段の3目消防施設費には、消防施設改良等工事費といたしまして警鐘台の撤去費用や自主防災組織などへの消防施設整備補助金を計上したほか、4目の災害対策費には、防災行政無線設置委託料といたしまして特に災害が懸念されております地区の方への戸別受信機設置費用、さらには災害用備蓄倉庫設置工事費等を計上いたしております。

79ページです。

中段からの10款教育費であります。前年比21.9%減の4億4,924万2,000円でございます。

下段からの1項2目事務局費であります。個別施設計画策定委託料といたしまして、学校施設の今後の改修費用などを調査し、計画を策定する費用、左沢高等学校支援補助金といたしまして資格取得の支援費用などを計上いたしております。

81ページです。

3目の教育活動推進費では、図書購入費といたしまして新学習指導要領実施に伴う小学校教師用の教科書などを計上しているほか、会計年度任用職員として外国語指導助手、外国語指導員、学習生活指導補助員、理科観察実験アシスタントに係る費用を計上しております。

82ページ中段の2項の小学校費から少し飛んで85ページ中段の3項中学校費につきましては、各学校の管理経費などを計上しております。

給食費の無償化につきましては、引き続き小学校6年生と中学生全学年を対象に実施するための予算を計上しております。

各小・中学校ともに、パソコン借上料には、プログラミング教育に対応できるタブレット型のパソコンの借上料を計上したところでございます。

少し飛んで、89ページをご覧くださいと思います。

中段からの4項2目公民館費であります。中央公民館や町民ふれあい会館の維持管理費のほか、生涯学習推進事業費を計上させていただいております。町民ふれあい会館の空調設備の整備工事が令和元年度をもって完了したことから、大きな減額となっております。

91ページです。

中段からの3目の図書館費には運営経費のほか、次のページ、92ページに記載の備品購入費として、蔵書数の充実に伴う本棚などの費用を計上させていただきました。なお、本棚がありますが、西山杉を活用できるような検討をしているということでございます。

92ページをご覧ください。

下段からの5目文化財保護費であります。左沢楯山城の保存整備といたしまして管理道路、展望施設、トイレ改修工事費を計上しております。また、文化的景観整備事業補助金については、重要文化的景観の構成要素となっております土蔵、米蔵などの修繕費用となっております。

94ページです。

5項の保健体育費は、体育協会、あとは総合型地域スポーツクラブに対する補助金のほか、各体育施設の管理経費などでございます。

97ページです。

下段の12款公債費であります。前年比19.0%増の5億8,274万1,000円であります。中央公民館の建設工事費や小学校のエアコン整備に係る起債の元金償還が開始になるということに伴う増額でございます。

98ページからの13款諸支出金であります。前年比32.9%減の834万8,000円でございます。水道事業会計に対する補助金の減が主な要因でございます。

以上が令和2年度大江町一般会計予算の内容となります。

よろしく願いいたします。



○委員長（伊藤慎一郎君） ご苦労さまでした。

---

◎散会の宣告

○委員長（伊藤慎一郎君） 本日はこれにて散会いたします。

明日は午前10時から会議を再開いたしますので、よろしくお願ひします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時42分

## 予算特別委員会

### 議事日程（第2号）

令和2年3月19日（木）午前10時開議

#### 日程第 1 付託案件の審査

議第22号 令和2年度大江町一般会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	金子冬樹君

---

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（伊藤慎一郎君） おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会を再開いたします。

---

◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） それでは、議第22号 令和2年度大江町一般会計予算を審査の対象とします。

お諮りします。

審査の方法については、歳出から順次、款ごとに区切って行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から款ごとに審査を行うことに決定しました。

なお、質疑については、大江町議会会議規則第51条及び55条の規定により、発言しようとする者は、議席番号を告げ、許可を得てから発言してください。その際、ページ数を明らかにしてください。

また、同一議題について、1人3回を超えることができないという規定を準用したいと思いますので、委員諸君のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、歳出1款議会費の質疑を行います。

29、30ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで議会費の質疑を終わります。

2款総務費の質疑を行います。

29ページから44ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 33ページの企画費、7報償費の中に、ふるさとまちづくり寄附謝礼というような、ふるさとまち関係がここにいっぱいあるわけなんですけれども、これの令和元年度3月末までの寄附額、暫定でありましようけれども、見込みとして、どのくらいになるのかということが一つお聞きしたい、額です。

それから今年、令和2年度の目標額というのは、どのくらい設定しているのかということをお聞かせいただきたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

ふるさとまちづくりの寄附の案件でありますけれども、2月末で集計した段階でありますけれども、令和元年度は、寄附額として2億2,860万ほどの収入を得ております。件数にして、1万6,950件というような件数であります。

当初予算の編成においては、一応予算額としましては、1億5,000万というようなことで計上させていただいておりますけれども、まず状況を見ながら、寄附の推移を見ながら、順次補正をさせていただきたいと思っておりますけれども、30年度決算ベースでは1億2,300万、先ほども言ったように、令和元年度については2億2,800万ということで、年によって、毎年毎年多くなってきているんですけれども、まずは目標ということでは当初予算で1億5,000万ほどということでありましようけれども、多くなった場合は補正で対応させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

2億8,000万、2億2,860万ほどということなんでありますけれども、この前の新聞で、寒河江市ではかなり多くて、42億円に上がる見込みだと、こういうことが書いてありましたけれども、そういうことで寄附額の3割以下の地場産品、本町も隣町でありますので、大体同じような地場産品というのが取れるわけでありましようので、もう少し寒河江をお手本として、もっと頑張っていたきたいといひますか。目標を少しもっと上に置いて、補正で対応するもの、これ、よろしいですけれども、頑張っていたきたい。

それから、いつも応援してくれる固定ファンですね。こういった方々も大事にして、その取組なども考える必要があるのではないかなと、こんなふうにも思っているわけでありましよう。

あるいは、ふるさとまちづくりの関係専門の職員を採用してもいいのではないか、置いた

ほうがいいのかなどというふうにも思っているんですけども、そういうふうにして、もう少し頑張っていたきたいということでもあります。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思いますが、寄附額については、毎年毎年、多くなってきている状況でありまして、平成28年度では、5,600万ほどというようなことでありましたけれども、29年度から1億台に乗りまして、昨年度は2億台に乗せているというようなことで、これについては担当のほうも頑張っておりまして、インターネットでの申込みが主流を占めているわけではありますけれども、そういうことで、インターネットを活用して、様々なポータルサイトにアップさせていただいて、申込みをしていただいているところでもあります。

寄附額については、市レベルではかなり高額にはなっておりますけれども、町村レベルでは、私どものほうでは、ある程度頑張っているつもりではありますので、今後も努力をしていきたいと思っております。

寄附額の増額に向けては、何といたっても私どもの町としては果物類、そして米に対する要望が多いわけで、返礼品に対する要望が多いので、協力者がいなければ、返礼品の数がそろわないと、寄附をしていただけないというようなこともあるので、協力者をいかに増やしていくかというようなことが、寄附額にもつながっていきますので、なかなかご協力いただける方が今のところ少ないというようなこともあって、広報紙でも呼びかけはしておるんですけども、引き続き協力者を募っていきたいと思っております。

あと職員配置というようなことでは、今現在、1名プラス臨時職員というようなことで、2名体制でさせていただいておりますけれども、ただ職員については専従というようなことではなくて、別な業務も持ちながらというようなことでさせていただいておりますけれども、一番寄附額が多くなる年末、12月に関しては、かなり件数が多くなりますので、政策推進課職員全員が協力をしながら対応しておりますけれども、多いときは、まず全員で対応しながら、申込みも季節ごとで変わりますので、そういうことで今対応させているところでもありますけれども、引き続き寄附額増額に向けて努力していきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、37ページ、公共交通対策費の中から、12節の委託料、乗合タクシー運行业務委託料550万とありますが、多分、去年までは、デマンドタクシーの運行の

業務委託料だったと思います。名前が変わったというのは、名前だけを変えたのか。それとも、例えば運行の路線の拡大とか、どのような変更があつてのこの乗合タクシーになったのか、まずご説明いただきたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

乗合タクシーの運行の委託業務でありますけれども、委員言われますとおりに、今年度から名称を変更させていただいて、乗合タクシーというような形にさせていただいています。

デマンドタクシーと言うと、高齢者の方にはなかなか片仮名が通じないというようなこともあって、乗合タクシーというような表現のほうが分かりやすいのかなというようなことで表現させていただいて、運行していきたいと思っております。

これまで区域の拡大というようなこともご要望がありましたので、左沢中心部とあとは、富沢地区は山交バスが走っている区域というようなこともありましたので、そういったことで、その部分は乗合タクシーの区域からは外しておりますけれども、区域を拡大して、左沢地区以外のところについてはどこでも使えるというようなことで、これまで距離制限なんかもしておりましたけれども、そこについてもなくしまして、区域拡大で運行していきたいというような計画でいるところであります。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） お年寄りの方がやっぱり呼びやすいというか、分かりやすい表現で、乗合タクシーということにさせていただいたのは、大変結構なことだと思います。

しかし、今、課長が言いましたけれども、公共交通機関の絡みで、山交さんが走っている路線は乗り入れできないというお話がありましたけれども、町民みんなの税金でやっている事業であるので、左沢地区に乗り入れすることができないとか、そういうことではなく、やはり町民全員にこの恩恵が受けられるように頑張ってください必要があるのではないかと思っております。山交さん、山交さんと言って、いつも努力はしているのは分かりますけれども、先が進まない。実際問題一番人が多いのが左沢地区であります。その左沢地区のご老人の方たちが使えないというのは、いささかこれは平等性に欠けると思っておりますので、ぜひ早急に、新年度から使えるような努力をしていただかなければ、納得がいかないと思っております。

そういうことで、もう一度その件に関して、課長の答弁を聞きたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

まず山交バスさんも公共交通機関の一つというようなことで、そういった公共交通機関を守っていくというのも大切なことかなと思っております。そういうようなことと、あとは、デマンドタクシー、乗合タクシーの区域を拡大するには、公共交通会議というようなところの討論を経て、運輸局からの許可をいただいて運行していくというようなことになるわけですが、すぐにというようなことはできないわけでありまして、一応ご要望というようなことで受け止めさせていただいて、検討はさせていただきますけれども、ただ先ほども言ったように、山交バスさんの公共交通機関を守っていくというようなことも大切かと思しますので、ご理解を賜ればと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 言っていることは分からないわけでもありませんが、多分、私が議員になってから4年になっていきますけれども、多分4年前からこれはお願いしている話だと思います。

その中で、山交さんの運行時間、例えば朝の何時、お昼時間の何時、夕方何時、それ以外のところで走らせるということは多分可能だとは思いますが。そういうふうな時間の調整とかそういうことを考えながら、しっかりとお願いをして、早急に、やはり左沢地区にも乗合タクシーを運行させていただきたい。そのぐらいの気持ちでやらないと何年たっても「検討します」、何年たっても「検討します」、やらないということが「検討します」だと思います。

そこはしっかりと「やります」、そういうふうなことを言っていたかかないと、これは納得できない。そういうところをきちんと考えながら、乗合タクシーというもののこの500万円を出していただきたい。やはり町場の人が恩恵を受けられないのであれば、この予算は必要ない。そのぐらいの気持ちでおります。そのところも、課長、どう思いますか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

今年度については、様々皆様方からご要望をいただいたというようなことがあって、乗合タクシーの区域拡大をさせていただきました。ある程度は改善になっていくのかなというように思っておりますけれども、乗合タクシーというように、区域拡大をさせていただいて、まず今年度やってみさせていただいて、考えていきたいと思っておりますけれども、あとはもう1点、公共交通のバスの運行のやり方、今の山交バスの運行の仕方がいいのかどうかというようなことで、県全体で検討をし始めているところであります。西村山管内にお



いても、各西村山の自治体が集まって、公共交通機関の在り方を検討しておりまして、県内も、県内全域のものも検討を始める予定をしております。

そういうようなことでは公共交通機関の中の予算に、山形地域交通データプラットフォーム化負担金というようなことで、金額を上げさせていただいておりますけれども、山形県全体のバスの運行の仕方、公共交通の仕方を再度点検して、どういう在り方がいいのか。交通弱者をどういうふうにして解消していくかというようなことを、これから論議していくというようなことにもつながっていくわけでありますので、そういった中でも今後検討させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 関連でお願いいたします。

デマンドタクシーを乗合タクシーにするということで、予算は昨年と同額のようなのですが、まだ政策が反映されていないのかなと思いましたが、拡大できる区域も決まっているということなのですが、乗る場所が、乗る区域が増えるということなのですが、町民の方から、自分たちが、おじいちゃん、おばあちゃんを見られない、土日以外の日の買物をできれば、寒河江のヤマザワに連れていってもらえないかというお話がありまして、寒河江市なので、寒河江市にお金を落とすことになるのですごく難しいかなとは思いますが、その辺を、曜日限定だとか、検討していただけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 今回の案件についてお答えしますが、公共交通の町営バスとか、乗合タクシーを町外に走らせるというようなことに関しては、ご要望は前からいただいて、検討はしているところでありますけれども、どうしてもそこで自治体をまたいで走っていくというようなことになると、そこにまた山交さんが出てくるわけですし、山交さんが走っている区域を、町営バスがそこに乗り込んでいく、乗合タクシーが乗り込んでいくというようなことは、まかりならんというようなことになっておりますので、なかなかそこでジレンマが生じているわけではありますけれども、今のところ制度の中ではできないというような現状になっております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 今の現行の決まりでは、まかりならんという状況だということは分かりましたので、今、県で検討し直しているということですのでぜひその要望を通していただ

きたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 34ページ、企画費の13節協力隊員住宅等使用料の43万2,000円についてであります。これは何名分の使用料になっているのかということでお伺いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 13節の協力隊員の住宅使用料に関しては、予算では、1名分ということで予定させていただいております。

○委員長（伊藤慎一郎君） よろしいですか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） すみません。また関連、1番、橋本です。

協力隊員の家賃1名分ですが、もう決まっているのでしょうか。4月からATERAで募集していたかと思うんですけれども、もし決まっていれば性別や年齢などを教えてくださいませんか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 協力隊員の方でありますけれども、来年度、地域協力隊というように募集をさせていただいて、1名ということで、先日、書類選考、あと面接試験をさせていただいて、1名決定しておりますけれども、女性の方で、どこだったか、忘れましたが、神奈川か埼玉のほうの都会のほうから来ていただけるというようなことだったので、県名までは覚えてなくて大変申し訳ないんですけれども、そういった方が、女性の方が来ていただけるというようなことで、たしか30代の方だったと思いますけれども、そういった方が来るということで、予定になっております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 1名の方が決められているということで、少し安心したんですが、その30代の女性の方というのは、ATERAではどのようなお仕事をすることを予定されているのでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 面接試験の中でその方からお話を聞いた中では、ATERAを使ってマルシェをやりたいと。今、左市というようなことをしていますけれども、そういったことをもっと拡大して、新規就農者の方々ともネットワークを組んで、マルシェなんか

をやりたいなんていうような意向でありましたので、私どももそういったことで協力をしながら、町の中のにぎわい創出をやっていきたいと考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 3回目の質問をお願いします。

マルシェをしたいということで、では、飲食店のほうはまだ入らないということでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） まちなか交流館に関しては指定管理者をP o r tという団体に指定させていただいて、運営させていただいておりますけれども、飲食部分の提供については、やり方を今、相談させていただいて、具体的には、まだどうするかについては決まっておりませんが、何らかの形で食事提供ができるように、P o r tさんと一緒になりながら、相談してまいりたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ページ、35ページ、その中の空き家等利用促進補助金と空き家利用促進奨励金950万円と50万円になっていますけれども、これは何件分のやつでしょうか。あと、現在、町のほうで把握している大江町の中の空き家件数と空き家登録バンクに登録している件数を教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 空き家関係、何点か記載させていただいておりますが、総務課管理について最初に私のほうから申し上げたいと思います。

下から6行目の空き家等利用促進補助金950万、このうちのうち総務課のほうで、危機管理のほうで受け持たせていただいている分については、空き家等の除去支援ということで、令和元年度からスタートさせていただいておりますが、限度額で50万の6件分ということで300万円ということで、予算化をさせていただいております、安全な暮らしの確保、良好な景観、住環境を目指しての補助金でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 空き家の関係でありますけれども、私どもの当課のほうでは、利用促進という立場で空き家を活用していくというような部門を担当させていただいておりますけれども、空き家の利用促進補助金950万ありますけれども、そのうちの除去部分につ

いては300万ということで、総務課のほう、危機管理のほうが担当しております、利活用というようなことでは650万というようなことで、予算化をさせていただいて、要は空き家をリフォームするとか、空き家を賃貸借してリフォームするとか、買うとかといった場合に、様々な要件があって補助するというようなことをさせていただいております。

例えば空き家をリフォームしたときについては2分の1補助とか、そういった形でしておるところであります。

あと空き家の利活用の奨励金につきましては、空き家バンクを利用した場合に関して、1世帯当たり助成をしていくというようなことで、そういった空き家バンクの利用促進についても、助成を考えて予算化をさせていただいているところでもあります。

あと空き家の今の現在の状況でありますけれども、今、空き家バンクのほうに登録になっているのが、ホームページ……今現在、登録になっているのが、建物が8件、土地が6件の合計14件というような状況であります。

空き家については、平成30年度にアンケート調査をさせていただいておりますけれども、空き家を今後どうするのかというようなことで、対象となっている方々に調査をさせていただいて、今後の解体をするんだか、今後利活用していくんだか、どうなんだかなんていうようなことの意向調査もさせていただいて、利活用していきたいというようなことでは、空き家バンクのことについてもお知らせをさせていただいて、登録をぜひお願いしたいなというようなことでのお勧めなんかもさせていただいているところでもあります。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） すみません。今の中で実数、実態として、空き家は何件あるかというお答えがいただけなかったもので、それもお願いしたいと思います。

あと、それプラス、今年まで利用実績、実際に補助金を使ってやった実績、件数を教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 空き家の状況調査でありますけれども、平成30年度時点で、先ほどアンケート調査をさせてもらった、意向調査をしたというような段階の数値であるんですけれども、その後若干動きがあってどうなっているかは、現時点で把握はしていないんですけれども、平成30年度の状況では、空き家については170件ほどあったというような状況であります。そういうことでもあります。

あと空き家の補助金の実績であります、これまでのトータルですと、ちょっと時間をいただきたいと思っておりますけれども、昨年度の空き家の利用の関係の改修費等々への助成でありますけれども、昨年度は改修の補助が7件、清掃関係で4件ということで、11件の方に助成をさせていただいたところであります。トータルということでは、ちょっとお時間をいただいて、後ほど説明させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

空き家総数が170件という、平成30年度の時点だったんですけども、それに対して、補助金が6件とか、1桁台になってしまう、その乖離が大分あると思います。実は、今朝時点も1件、急遽相談があって、独居老人が冬場になると大変なので、何とか雪降る前に、こちらから移住したい、関東のほうに戻りたいという相談があって、どうやったらいいでしょうかという、結局空き家になるので、それをどうするかという相談もあったんですけども、役場に確認してみますという形だけで、今日ばたばたして出勤してきたんですけども、この170件という数を、実際柳川地区とか、柳川地区だけじゃないですけども、うちの地区だけでも、もう10件近くあるんですけども、柳川地区なんかもある、矢引沢なんかはもう1件しか住んでいなくて、区としての形態をなさないような状態で、そこに観光客を連れてって、原自然だというのは、見せられない状況なんですね。しかも空き家が多くて、立木、果樹、畑はそのままなので、鳥獣被害が結構出ている。結構そういうことも鳥獣被害の原因にもなっているんです。危険な状態、倒壊する寸前の状態が、結構、町長もいろいろ回ってご存じだと思っておりますけれども、もう少し力を入れていただきたいのと、今後、計画的にやっていただきたいなという要望を付け加えます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

政策推進課長、発言があるようなので。

○政策推進課長（清水正紀君） 先ほどアンケート調査をさせていただいたということでもありますけれども、実際空き家になっているような感じであっても、たまに使っているというようなことがあるので、実際、空き家でないおうちもあるというのも実態なのかなと思っております。

その時点、30年度の空き家調査をしたときは、そのときアンケート調査をして72件の回答をいただいたんですけども、所有者の方から回答、返却が来たのは72件ですけども、そ

の状況の中で、「今も利用しています」というのが10件、「たまに利用している」というのが24件、「全く利用していない」というのが30件というような状況でして、あとは解体を希望する方なんていうようなことでも15件の方がいらっしゃいましたけれども、そういうようなことで、「たまに利用している」というおうちもあるので、実際、空き家バンクに登録して貸してもいいよとか、売ってもいいよなんていう件数は、そんなには出てこないというような実態にあるようです。

私どもも先ほども言ったように、調査の段階で、空き家バンクがありますから何か使わなくなったらぜひ活用をお願いしたいなんていうこともありますけれども、全く使っていないというのは、30件ほどしかないというような、そういうような意向で、調査結果でありましたので、ご報告申し上げたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） ページ、33ページ、2款1項5目7節の報償費について3件お伺いしたいと思います。

婚活コーディネーター報償について、これは活動費が1人1万円ということで、予算上6人いらっしゃるかと思うんですけれども、町内の方は、なかなか町内の婚活に参加しにくいというふうにお聞きをしました。コーディネーターの方たちは、チラシなどが回ってきたときには、お1人ずつ相談会などはされているようなんですけれども、報告書の様式もあるようですので、どのような報告がされているのか教えてください。

あともう一つ、道の駅再整備連絡協議会委員報償について、協議会の委員のメンバーの人数、男女比、年齢層などを教えていただけませんか。

また、去年までであった未来へつなぐ元気活動支援は、実績、昨年あまりなかったようなので、制度の見直しなどをされているのか教えてください。3点です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げます。

婚活コーディネーターの案件でありますけれども、今年度は5名の方に委嘱させていただいております。来年度については、できれば1名増の6名で活動していきたいなというようなことでもありますけれども、まだ具体的には、増となる部分の方については、これから探していくというようなことで、ぜひ議員の皆様方からも担っていただければありがたいかなと思っております。

あと活動の状況ですけれども、コーディネーターさんからは、年に1回ずつ相談会という

ようなことをさせていただいて、結婚に関する相談とかもさせていただいているし、あと昔でいう仲人的な活動もさせていただいておりますけれども、去年は、成婚に結びつかなかったというようなことがありますけれども、コーディネーターさんからはいろいろお見合い活動なんかもさせていただいて、引き合わせる活動なんかもさせていただいているところであります。

あとは大江町だけではなかなか解決できない問題でありますので、隣の朝日町さんとの情報交換会も去年はさせていただいております。今年度は、寒河江地区ともやりたいなというようなことで、2年度はそんなことで計画をさせていただいております。あとどうしても出会いの場がないというようなこともありまして、町の中ではなかなか、町の人だけでは難しいというようなこともありまして、村山地区全体でも婚活活動もさせていただいております。

あとはインターネットを介したマッチングサイトなんていうことで、これについては山形県全体で取り組ませていただいておりますけれども、そういった取組もしております。今年度は村山地区の婚活のイベントとして、大江町でも実施させていただきましたけれども、そのときは、地元というようなこともありまして、大江町の参加はなかったということがありますが、ほかの地域で行っている、河北町さんとかでしていただいたイベントには、大江町からも、二、三名参加していただいているというような実績がございました。

あと道の駅再整備連絡協議会の委員報償というようなことで、今年度、道の駅の再整備検討委員会というようなことをさせていただきましたけれども、来年度については、具体的な内容について、施設のレイアウトとか、機能をどうしていったらいいのかなということで煮詰めていくというような基本計画づくりを、来年度やっていきたいと思っておりますけれども、委員会の構成については、再度見直しをさせていただいて、どういった方々からご意見をいただいたほうがいいのかなということで再検討して、委員会も再編する予定でありますので、その部分については、今後これからというようなことになります。

あと3点目の未来につなぐ補助金というようなことで、町民の方々のまちづくりに対する補助金というようなことで、今年度予算がありましたけれども、来年度につきましては、今後の肉づけ予算、政策的経費になりますので、肉づけ予算というようなことになりますので、今年

度のこの当初予算については、まだ盛り込みしていないので、予算計上時に説明させていただ





林をどのように管理していくための報酬なのかということでお聞きしたいです。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 今の質問については、32ページ、財産管理費の報償の2行目、町有林の管理報償ということで、今までにないというような、今、お話があったのですが、そのとおりでございます。昨年、今年度ですか、元七軒西小学校関係で、滝前地区の、ちょうど滝前の公園の向かい、川向かいになるわけなんです、ここに学校林があったんです。この学校林を寄贈して、町のほうにさせていただいたということからの話でございます。この30万円の報償費については、寄附していただいた町有林、これを今後どのような形で管理も含めて利活用を図るかということのための、当然ながら現場がどのような状況かという確認も必要ですし、維持管理、刈り払い等も必要だというようなことで報償を、誰にお願いするのかということについては、まだ未確定でございますが、当然地元の方、もともとの学校林の関係者あたりになるかどうかなんです、そんな経費を今回、初めて経費をとらせていただいたという内容でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 七軒西小学校のほうですかね。その学校林、本郷西の学校林もあるんですけども、そこら辺はどうなっているのかなと分からないんですけども、山の状況というのはまだ確認していないということですか。いい杉林になっているのであれば伐採もいいと思いますけれども、今の七軒西の学校林の面積ぐらいは把握していると思うんです。面積あるいは、町有林、それも含めると何か所ぐらいになるのか。全体的な面積、その辺をお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 面積については、ちょっと戻ればあるので、後ほど休憩後でもお知らせをしたいと思います。あと町有林全体、吹越とか何か所かありますけれども、決算書のほうに明細があるわけなんです、持ち合わせておりませんので、それも含めて後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） ページ、32ページ、2款1項4目7節の報償費の指定管理者選定委員報償ですが、これは、今回は指定管理の選定をする年ではないかなと思うんですが、食鳥処理施設の指定管理を選定する場合の委員で間違いはないでしょうか。また、これはどのような

方が何人ぐらいでどのように決められるか、もしお教えいただけるのでしたらお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 指定管理者選定委員の報償ということで、委員長、あと委員3名ということで4名の方の報償を予定しております。今、委員からありましたように、食鳥処理施設が、現在このような形になっているということで、新たにスタートしたいということで、食鳥処理場については、政策推進課所管でございますが、選定委員会については総務課の財政で受け持たせていただいているというようなことでございます。

どういふ方をということでございますが、当然報償を予算化していただいているわけなので、庁舎内の職員だけでなく、町外、例えば、町の顧問弁護士さんとか、そういう方などを依頼しながら決めていきたいというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで総務費の質疑を終わります。

3款民生費の質疑を行います。

44ページから52ページになります。

何かありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ページ数は、49ページの児童福祉費の総務費の18負担金補助及び交付金というようなことで、幼児の給食費の支援というふうなことで、273万6,000円があります。これについては、副食費の、いわゆる給食費の支援というふうなことで、5歳児と、3人いた場合の第3子以降ということの給食費の補助だというふうに理解しておりますけれども、273万6,000円ということではありますが、内容的に、昨年度からやっている、先ほど申し上げた内容でよろしいのかどうか、まずお聞きしたい。

それから、50ページの施設型給付費負担金というふうな、児童措置費の中に、5,170万5,000円が計上されておりますけれども、いわゆる幼児教育、保育園の無償化に伴うものかなというふうに理解をしているのですが、無償化に伴っての国の補助がないというよりも、一般財源化で対応するというふうなことをお聞きしているんでございますが、この児童措置の全体の予算が2億4,100万に対して、国庫支出金が1億7,800万というふうな財源内訳になっているわけですが、この5,100万円に対して、交付金の支出金が1億7,800万という捉え方

をすると、10月から無償化になった国の支援費が国庫支出金になると思うんだけど、その割合というのは、どのように平成2年度はなっていくのかなというふうに思うんですが、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは最初に、幼児給食支援事業補助金についてお答えをしたいと思います。これは昨年の9月定例会のほうにもお示ししたとおり、幼児教育の無償化が始まりまして、対象が3歳から5歳までの方の無償化が実施されたものでございます。ただその後、国の方針の中で、保育料は無償化になるんですが、保育料の中に含まれている副食費、おやつ代、おかず代につきましましては、家庭で見ている保護者の方もかかる負担ということで、同じく4,500円を徴収するというので、予算化をさせていただいたものでございます。

昨年度の10月の分については、半年分だけを計上させていただきましたが、今回は1年分ということで、対象施設につきましては、にじいろ保育園と、あと今年から大江幼稚園のほう子ども・子育て支援制度のほうに移行する関係から、健康福祉課所管になる関係で、大江幼稚園分も含まれてございます。

人数を申し上げますと、両方の施設合わせて5歳児が44人、第3子以降が17人、合計で61名分の給食費の補助金となるということで、273万6,000円を計上させていただいております。

あとその下の18節の施設型給付負担金というのは、委員おっしゃられたように、これは給食費に係るものではなくて、先ほども言ったとおり、大江幼稚園が新たに今度新制度に移行するものですから、これまでは、私学助成の助成金を受けていたものが、今度はにじいろ保育園とか、あゆみこども園と同じように、施設型給付ということで、町のほうの健康福祉課のほうで所管するための事業になるわけです。

基本的にこの分につきましては、例えば大江幼稚園だけではなくて、大江町の子どもが入っている、今、予定されているのは、例えば寒河江幼稚園とか、あとは山辺のゆりかご幼稚園、あとは山形市の月かげ幼稚園、この方も新しい制度に移行するというので、かつ大江町の子どもさんだということで、その分の給付費を町で支払わなければいけないので、その分を今回計上させていただいているところでございます。

財源内訳としましては、基本的には、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1という負担で、この給付費の負担金を払うことになっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 18節の幼稚園が健康福祉課所管になるということで、理解をしたわけですが、にじいろ保育園の関係の無償化というふうな財源は、財源というか予算はどこに入っているのですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） これも補正予算のところでご説明いたしましたけれども、基本的には昨年10月にアップされた消費税が財源になります。ただ、去年の場合は、10月からの消費税だったので、消費税が町に入ってくるにはかなりの期間を要する。タイムラグが生じるものですから、去年の場合は子育て支援臨時交付金ということで、国庫から直接入るような仕組みになっておりました。ただ、来年度からは、消費税が、もう見込みが立てられるということで、基本的には普通交付税のほうに一般財源化されて入ってくる予定になってございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 一般財源化というふうなことで理解するわけですが、基本的に、国2分の1、県4分の1、町4分の1というふうなスタンスではなくて、あくまでも消費税の交付金、あとは普通交付税というふうな中で対応しようということ、分かりました。

それで、給食費もそうですけれども、5歳児と、第3子についての給食費の補助というふうに進んできたわけですが、これからの政策予算の中で、ぜひとも保育園・幼稚園全体的な子どもに対して副食費の補助をお願いしたいなというふうな要望を申し上げますけれども、ほかに、やはり3歳以下、いわゆる乳幼児等々についての無償化というものはなっていないというふうな現状もありますので、その点を含んだ形の中で、対応していただければなというふうに思います。

以上要望でございますので、肉づけ予算が出た段階で、出た段階というか、出せるように頑張っていただきたいというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで民生費の質疑を終わります。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

総務課長から発言の申出がありましたので、許可します。

総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 先ほど結城委員から財産管理費の関係で、町有林の関係でご質問ございましたが、このたび学校林、七軒西小学校の学校林ということで寄贈いただいた滝前地区の山林でございますが、48ヘクタールでございます。

そのほか現在、町有財産ということで持ち合わせている山林であります。材木の吹越等の62ヘクタールということでございます。今後、有効に活用させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） それでは、4款衛生費の質疑を行います。

52ページから56ページになります。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 53ページの18節負担金補助及び交付金の中の特定不妊治療費補助金80万円というふうな項目がありますけれども、子どもが欲しいんだけれども、治療するためというふうなことの予算計上だというふうに思いますけれども、かなりの治療費がかかるというふうなことをお聞きしているわけでございますが、その80万円の内訳と申しますか、個人によっても違うというふうに理解しているわけですが、例えば、3回かかる人とか、1回で終わるとかというふうな経緯もあると思うんだけれども、その80万円の内訳をお聞きしたいというふうに思います。

それから、54ページの衛生費でございますが、これの7節報償費の中の集団資源回収奨励報償37万2,000円というふうになってございますが、いわゆる子ども会、あるいは地区のごみ収集をしていただいたところへの報償というふうな理解をしているんですけれども、この37万2,000円の内訳と、令和元年度、今年度の集団資源の回収の実績というものは何地区で、どのくらいの数量があったのかなというふうにお聞きしたいというふうに思います。

第3点、55ページの保健センターの予算が、50万6,000円というふうに計上されておりますけれども、ご案内のとおり、保健センターにつきましては、かなりの年数が経過したというふうなことで、利用する方々についての意見を聴くと、非常に使いづらいというふうなご意見もお聞きしております。いわゆる厨房とか、トイレ等々についての改修工事がなされて

いないというふうなことをお聞きしておりますけれども、担当課長として、保健センターの現状を踏まえた中で、今後、どのような修繕整備を考えているかお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 初めに、健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは初めの特定不妊治療補助金について、ご説明をしたいと思います。

この中身につきましては、特定医療機関において、特定不妊治療ということで、体外受精とかあとは顕微鏡受精、あとは男性の不妊治療を含む、その治療を受けた夫婦の方に、初回の治療に50万円。内訳としましては県が30万円、町が20万円の負担です。2回目以降は35万円、県が15万円、町が20万円を限度に治療費の一部を助成するものでございます。

ただし、奥様の年齢が43歳以上の場合は、町単独の20万円になるということでございます。ということで、町の持ち出しは20万円なので、今回の予算の80万の内訳につきましては、女性の方20万円の3人分で60万円。今年から新たに、男性不妊治療にも対応したいということで、1名の方20万円分を今回計上させていただいたところでございます。40歳未満の方については通算6回、40歳以上43歳未満については通算3回、43歳以上については通算2回まで補助を受けられるような仕組みになってございます。

ちなみに令和元年度の実績を申し上げますと、1名の女性の方が、この補助制度を受けられたということでございます。

保健センターも併せて。

続きまして、保健センターの今後の修繕等の在り方についてでございますが、確かに築年数が経過しておりまして、施設自体もかなり老朽化が進んでいるという中で、昨年には、屋上の屋根の雨漏りの防止などをやりました。あとこれからについてはトイレの使い勝手が悪いものですから、例えば洋式に替えるとか、あとはタイルが剥がれているという関係で、その辺の修繕のところも実施していきたいと思っています。

あと17節のほうに施設用の備品ということでありますけれども、給湯器が設置されておりましたので、その分を今回使っていきたい。やはり施設的には古い建物ではありますが、幼児の健診とか、そういったところでは非常に多く活用されている施設でございますので、まずはできるところから修理をしていって、不足が生じれば大規模な修繕になる可能性もあるので、その辺のところは実施計画等で考えながら、計画的に修繕をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 54ページの下段の集団資源回収奨励報償の毛利委員の質問でございます。

集団資源回収奨励報償ということで、町の集団資源回収活動に対して奨励金を出すということで、ごみの減量、再資源化を促進するための補助金でございます。

対象としましては、町民で組織される団体ということで、もともと子ども会等が中心だったわけなんですけど、最近では、なかなか子どもさんもないということで、区全体でやっている排出される資源ごみ回収を実施している団体への報償でございます。

今回の2年度の予算の積算に当たりましては、平成29年から令和元年、今年度までの3か年平均の実績で積算をさせていただいておりますが、37万2,000円というようなことで、2つの計算式で積算しておりますが、回数割ということで、1回当たりの実施について、基本割とでも申しませうか、3,000円の71団体ということで21万3,000円。もう一つの積算の仕方が収量割ということで、1キロ当たり1.5円の100.6トンということで15万1,000円、合計で37万2,000円でございます。

元年度の実績でありますけど、実施団体数について、春と秋やっております、春が40団体、秋が30団体というような形で、奨励金の金額的には35万1,205円というような実績になっております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

特定不妊治療費の補助金でございますが、初回が50万円等々で2回目以降というふうな説明があったわけでございますが、もう一度確認したいんですが、年度を越して、いわゆる、初めに初診というか、それが2月とか3月にあった、50万円は頂きました。年度をまたいで、例えば4月以降に3回ぐらい行ったというふうになると、年度内というふうなことの処理でなくて、その1人、個人に対する支給というふうなことで、年度をまたいでも、そういうふうな補助金対応というふうなことで考えているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをしたいと思いますけど、例えば年度をまたいだとしても、最初の年に初回であれば、当然50万円の補助はしますし、年度をまたいで、また継続的に治療しなければならないというところであれば、40歳未満の方については通算6回まで受

けられることになっておりますので、その中では35万円という補助金を、引き続き助成したいというふうに考えているところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 対象者につきまして、昨年度は1人だけ、今年度は3名プラス男性の形というふうなことで予算計上したというふうなことをお聞きしましたけれども、こういうふうな制度というものが、あまり普及になっていないのかなというふうな心配もあるので、その辺のPRの仕方等々について、配慮願いたいというふうに思います。

それから、保健センターについて、やはり課長がおっしゃるような実態だというふうに捉えておりますので、政策予算に間に合わなかったら、来年度以降、積極的に予算要求をしていただきたいというふうに思います。答弁は要らない。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 3点お伺いします。

53ページ、19扶助費、高齢者等通院支援給付費、これはどのような形の告知をなさっているのかお聞きしたいと思います。

2点目、報償費の中の自殺対策推進委員報酬、これ、言葉のとおり、非常に、どのような内容なのかお聞きしたいと思います。

3点目、54ページ、負担金補助及び交付金の中のファミリーサポートセンター事業補助金、この中身もよろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 初めの高齢者等通院支援給付費につきましては、議員ご承知のとおり、町での医療機関が少なくなったという関係で、なかなか高齢者の方が町外に通院するのに、経済的負担がかかるということで、新たに創設をさせていただいたものでございます。

基本的には、月4回、2回で往復した場合4回なので、200円分の助成券を、山交バスを利用した際に寒河江市内に通院する際に利用していただいているものでございます。

最初の頃は高齢者のひとり暮らしとか、ふたり暮らしという要件がございましたが、なかなか利用者がいなかったものですから、昨年からその要件は撤廃をして、実施をしているところです。

基本的には、チラシ等について、町のチラシで広報はしております。併せて民生児童委員



さんなんかを通じて、周知はしているところなんですけど、やはりなかなかまだ浸透していない部分もありますので、その辺をもっとやり方を変えて、もう少しPRに努めたいというふうに考えているところでございます。

あと2点目の自殺対策の委員の報酬につきましても、これも国からの方針の中で、やはり全国的に自殺される方が大変多いということで、国家的危機という中で、まず国で定めるよりも、地域の実態に合ったような計画をつくりなさいということで、平成30年度に計画を策定させていただきました。基本的には、町、行政だけではなくて、区長会とか、老人会とか、あとは商工会とか、様々な方から寄っていただいて、とにかくそういった気づきというか声がけというか、そういったところについて、なるべくふだんから人を見ていただいて、声をかけてもらうようなことを進めていこうという趣旨の委員会でございます。

一番今多くやっているのは、ゲートキーパー養成講座ということで、ゲートキーパーというのは命の門番というんですけれども、それが民生児童委員だけではなくて、普通の民間の方も、ちょっとおかしいなという方があれば、自ら声をかけていただいて、行政のほうにつないでいただくというのが趣旨でございます。

あとファミリーサポートセンターにつきましては、基本的にこれは子育て支援センター「ぱれっと」というところがあるのですが、そこを利用できない方の中で、急にお仕事なんかがあったときに、どうしても子どもさんを預けなければいけないという中で、支援員さんがおりますので、その方に一時的にお子様を預けてもらうというような制度でございます。ただいかにせん、子どもを預けるに当たっては、知っている方であれば安心できるんですけれども、知らない人に子どもさんを預けるというのはなかなか抵抗感があるということで、事業実態としては進んではいけないところはあるんですけれども、これからの子育て支援の政策の一環としては、そういった事業も大変重要になってくると思われまますので、その辺も含めてもう少しファミリーサポートセンターについても周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ページ、55ページ、4款1項3目18節村山地域地球温暖化対策協議会負担金。金額的には5,000円ということで大したことはないんですけども、こういうちょっと聞き慣れないような協議会があるということを初めて知りました。そこで、どういった

内容を会議で検討しているものか。それからメンバーとか年に何回ぐらい開催されているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 55ページの18節の負担金補助関係の村山地域地球温暖化対策協議会負担金というようにございます。

団体の内容を申し上げますと、事務局が村山総合支庁、県の保健福祉環境部の環境課にある事務局でございますが、構成団体としましては、村山管内の各市町でございます。市町温暖化対策協議会ということですが、事業内容でありますけれども、再生可能エネルギー等の勉強会とか、太陽光の発電システムの普及啓発事業、あとは、「笑顔で！省エネ県民運動」への参画というようなことで、大江町独自にやっている事業ということでなくて、それに対して大江町も参画をさせていただいているという内容でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 分かりました。

大体主に、いわゆるCOP25とかパリ協定とか地球規模の温暖化対策というふうなことであるということでございます。

最近SDGsという、持続可能な地球規模の社会を目指してという、こういう今あちこちで講演とか会議とかよく開かれております。議員の中でもこのバッジをつけている方が何名かいらっしゃると思うんですけれども、まさに今問題になっているコロナウイルス問題にしろ、これからは市町村というものの中で地球規模のことを考えていかなければいけない世の中というようなことを感じているわけなんですけれども、そういう面におきまして、町としても、こういう再生可能エネルギー、太陽光、いわゆるCO<sub>2</sub>の削減、こういったのに向けて取り組んで、今後も少しでも地道に取り組んでいただけたら、ありがたいなというふうに思います。

以上です。回答は要らないです。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 55ページの5目排水処理施設費についてお伺いしたいと思います。

18節負担金補助及び交付金の合併浄化槽の設置補助金ですが、981万円というふうな予算計上になっております。この981万円の中で、かさ上げ分というふうなことで、本郷西地区以西の方々については、かさ上げ分というふうな処理をやって、普及を図っているというふ

うに理解しているわけですが、この981万円の内訳といいますか、先ほど申し上げた本郷西地区以西の部分について、何基を予定して、それ以外は何基を予定しているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 排水処理費の合併浄化槽設置補助金981万円の内訳についてお答えしたいと思います。

これにつきましては、令和元年度の実績及び来年度に向けた問合せ等々含めて、今年度、令和2年度の予算のほうに計上させていただいております。合併浄化槽本体の設置に係る補助金でございます。5人槽が12基、あと7人槽で2基、あとは10人槽で1基ということで、本体の部分については計上させていただいております。あとは上乗せ分といたしましては、月布以西につきましては、5万円上乗せしておりますけれども、そちらについては4基ほど予定をさせていただいております。あとは単独浄化槽上乗せとか、あと下水道認可区域除外上乗せ等々を含めて、981万円を予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 先日の補正予算の中でも、合併浄化槽の補助金の減額というようなことで、150万円ほどの減額をしますということで、当初の予定よりも申請がなかったというふうなことだというふうに思いますが、いわゆる合併浄化槽、それから下水処理、集落排水というふうな3本立てで、町の排水処理を行っていくというふうなことをございまして、合併浄化槽の推進していく目標値といいますか。いわゆる公共下水道、集落排水の除きの地域というふうな中で、建設水道課で捉えている合併浄化槽の処理区域の戸数はどうかというのは分かりますか。分かったら教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 合併浄化槽区域につきましては、全体の戸数については、資料を持ち合わせておりませんが、区域の中の合併浄化槽の設置の率につきましては、大体6割弱ということがあります。ですので、4割強の方についてはまだ合併浄化槽を設置していただいていない、単独浄化槽あるいはくみ取便槽のままというような状況がございますので、そちらのほうの方から合併浄化槽をつけていただけるように、PR活動をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで衛生費の質疑を終わります。

5款労働費の質疑を行います。

56ページになります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで労働費の質疑を終わります。

6款農林水産業費の質疑を行います。

56ページから66ページになります。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 60ページの農地費委託料の中の小倉交流館指定管理料、この数字の根拠を教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） ご質問の小倉交流館の指定管理料の中身でございますが、23万円でございますけれども、運営協議会の役員の報償等として5万円と、管理費というようなことで施設の雪囲いですとか周辺の草刈り等の費用として8万円、あと年に何度か、2回ほどですか、イベント、山菜祭りとか秋の文化祭等を実施しておりますけれども、その事業費として10万円の23万円というふうになってございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、町民の方々が、非常に指定管理料というのに敏感な時代でして、私、ここに指定管理の一覧を頂いているんですけども、17施設指定管理、300万、400万というので、様々ところで、公民館みたいのはないでしょうけれども、そういう中で、小倉交流館管理運営協議会という管理者なんですね、この小倉交流館の方々。その23万というのは、内訳は頂きましたけれども、これで少ないのか多いのかは、何とも言えないところなんですけれども、もうちょっと予算が、予算というかこの指定管理料を上げていくような形を取るとすれば、あそこで何か茶わんの体験とかしていますよね。茶わんじゃないかな、何か陶芸、陶芸体験とか、土日に向けて、それで月2回だか、まんまの会がやっていますし、あと独自でまんまの会の食事会のときにチラシを入れてみたり、様々やっているみたいですけども、その辺りを鑑

みていただいて、もっともっと元気に皆さんが動けるような、西地区の形になっていかないものかなと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 小倉交流館の運営というふうなことだと思いますけれども、そのほかに、各戸から500円というふうなことで、名目は協力金という形でそういったこと、あと自動販売機の売上げ等も資金になってございます。指定管理料のほうもやはり1戸500円頂いている中で、コストもだんだん減っていくというふうなことから、指定管理料のほうも最初は13万円ぐらいからスタートしているんですが、平成21年度に15万円となって今23万まで上げているというふうなことでございます。あの中で産直のほうも実施しておりまして、そういった売上げも、年間約1,300万円を超えるぐらいの売上げもあるというふうなことで、そういった売上げの中からも活動費に回しているということもございます。

なお、ほかの指定管理との比較というふうなこともございましたけれども、小倉交流館につきましてはいろんな、例えば清掃委託料、警備委託料、消防点検委託料とか、あと電気・水道・光熱費等については、町の施設ですので、町の予算のほうからお支払いしているというふうなことがございますので、その辺がほかの施設と比べれば、指定管理料が安くなっているというふうなこともあろうかと思えます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

あそこは、柳川温泉に向けていく途中、中間地みたいな形で考えていただいて、極端に言えば、土日ぐらいは食事提供ないときなんかは、立ち食いそばとかそういうのはできるぐらいのもので、産直の売上げの15%ぐらい払っていると思うんですけども、30%か、払っていると思いますけれども、まず負担金500円とかいろいろあると思うんですけども、軽減していただいて、とにかく元気に、あそこの地区の方々が、設備なり充実して、いろいろ交流して行って発信していくような、大江町の西地区として考えていただいてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 委員おっしゃるとおり、小倉交流館は本郷西部地区の活動の拠点となる場所だと思っておりますので、ぜひ活気ある施設になるように、町のほうでも支援をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 64ページ、12目18節新規就農者についてお聞きしたいと思います。

去年9月の議会で新規就農者、今、望山と十八才が空いているわけですが、4月からは入居が決まっているというふうにお聞きしたように記憶しているんですが、決まって入る予定なのか、どういう方が、どこから来て入る予定なのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つです。ここにはない項目なんですけど、18歳の小倉交流館、今、菊地委員から質問ありましたけれども、あそこの厨房が手狭だということを、まんまの会の方から聞いております。2年ほど前から、厨房を広げていただけないかという要望を出しているのですけれども、答えが返ってきていないし、回答を聞いたことがないというふうに言うておられるんです。骨格予算に入ることを期待して、質問をさせていただきたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、2点目のほうからお答え申し上げますが、小倉交流館の厨房が手狭だと、増築といいますか、もっと使い勝手のいいようにというふうなことを、私も今年度から農林課のほうに参りまして、それはお聞きしました。補助事業で建築したものですから、その縛りがある間はなかなか増改築、目的外使用というようなことはできないのだというふうなことで、運営協議会の代表者の方には申し上げているところでございます。

なかなかその補助事業の縛りというのが、非常に難しいところでもありますので、できる限り、できないかもしれませんが、できるようになったら、ぜひご要望にお応えするよう検討させていただきたいと思います。

最初の大江町型新規就農者用住宅の入居についてでございますけれども、今、委員おっしゃったとおり、この4月から、来月から望山の住宅のほうには入居する方が決まりました。その方は、もともとは東京の方なんですけど、寄宿舍のほうで、これまで研修をして独立もしておったわけですが、寄宿舍のほうは一応独身寮というようなことになっておりますので、そこから出て、結婚も予定されているというようなことから寄宿舍を出て望山の住宅に入るということでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

今、代表者の方には連絡になっているということですが、あそこを使われている方、まんまの会には、その通達というか、返事が届いていないというふうなことになると思うんですよ。使っている方に答えが届かないということは、大変駄目なのではないかというふうに、

そこまで通達をちゃんとして末端まで分かるようにすべきではないかなというふうに考えるところであります。

あともう一つ、さっきの新規就農に関してですが、十八才はまだ埋まらないということになりますよね。あと、新規でこちらに来る方がいないというふうになるかと思うんですが、東京のほうに上京して、何回かPRをしていると思うのですが、どのような活動というか内容をしているのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 新・農業人フェアのことかと思いますが、令和元年度につきましては2回、9月と1月に2回ほど行っております。こちらのほうも年4回ぐらい本当はあるんですが、非常にこっちの行く側の応募が多いというようなことで、数年前から抽せんによるものというふうになって、以前は4回ほど行っておったんですが、元年度は2回行ってございます。

その中で来場者数、農業希望者数も、ピーク時よりも半分以下ぐらいになっているというふうな状況の中で、OSINの会とともに役場のほうからも担当者が行っております、その際に来場者がいらっしゃる中で、いろいろOSINの会というか、大江町のブースがあってそこで面談というような形をしておるわけですが、大体それぞれ十数名が、それぞれ面談をさせていただいて、その後に、フェアの後に必ずこちらのほうでは現地見学会というのを実施しております。その中からぜひ大江町のほうに直接行ってみたいという方についてはご案内をして来ていただいております。

このフェアでいらした方は、元年度については3名となっておりますけれども、OSINの会のホームページなどを見て、興味を持っていただいて直接連絡が来て現地のほうにいらした方も、五、六名いるようです。今年度は約8名ぐらい現地のほうにいらっやっただいて町内の農地、現地を見ていただいたり、農作業体験をしていただいたり、あといろんな補助事業のご説明などもさせていただいているところではございますけれども、その中で実際に大江町に移住・定住して農業をやろうというふうな方は、今年度については、残念ながら今のところはいらっやらないというふうな状況でございます。

十八才の新規就農者用住宅も、建ててから間もなく1年になるところでございます。やはり委員にも、以前にも言われたかもしれませんが、家は人が住まないとだんだん廃れていくんだというふうなこと、おっしゃるとおりだと思います。ぜひ、こればかりはなかなか無理やり引っ張ってくるわけにはいきませんが、そういった今のような新・農業人

フェアとか、あとは移住・定住のいろんなイベント等ございますので、そういった中で、移住者、そして就農希望者を大江町のほうに呼び込んでこられるようにこれからもOSINの会等と連携しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 藤野広美君。

○3番（藤野広美君） まず補助金をもらっているというふうに今お聞きしたと思いますけれども、補助金はあと何年ぐらい残っているのかということですね。それが終われば、厨房等の増改築ができるということだと思うんですけども、その点と、先ほど、今、課長から説明ありました新規就農者、体験まで来てもらっているのだが成果的には実らないということだと思っておりますけれども、そこになぜ最後まで来てもらっても、ここに来てくれる方がいないというその理由をどういうふうにお考えですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 内容が2つあるので、ちょっとあれですけども、最初の小倉交流館のことだと思いますが、今、手元に詳細な資料がないのですが、平成13年頃に建築されたものだったと記憶しております。耐用年数、木造家屋で24年かなというふうなことで、37年、令和7年までその補助事業の中での対応というふうになるかと思っております。数字、資料ありませんので、ちょっと間違えているかもしれませんが、おおよそそのようなことだと思います。そこまで増改築等はなかなかできないのかなというふうに思っておるところです。

新規就農者の、そういったいろいろ現地のほうに来て、実際に定着しないのはなぜかというふうなことだと思いますけれども、平成25年度にOSINの会が発足をいたしまして、そこから実際にいらした方、毎年5名ないし6名とか、少ないときでも1名コンスタントにいらしていただいていたわけですけども、今年度については、就農希望者も先ほど申し上げたように少なくなっているというのもあると思うんですが、決して大江町としてOSINの会の受入れ体制については、本当に研修時から営農独立後のアフターフォローも含めてずっとフォローしていただいておりますので、そういったところをもっともっとPRもしくちゃならないと思いますし、そういったところで頑張っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

6番、毛利登志浩君。



○6番（毛利登志浩君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

それでは、59ページ、18節の負担金補助及び交付金の中で、こだわり米生産拡大事業補助金13万円というふうにありますけれども、いわゆる酒米について、酒米の補助金というのはどのようになっている、そしてどのように推進していくのかということをお聞きしたいと思います。大江町の大江錦等々については非常に評判がよくて、生産者の努力も評価したいというふうに思うのですが、ただ、酒米を頑張っつづくっていた方が体調を崩したとか、亡くなったとかというふうなことがあるので、いわゆる酒米の美山錦、あるいは出羽燦々等々についての今後の普及というかな、そういうものを町の産業振興課ではどのように考えているのかをお聞きしたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 発言の途中ですけれども、1問だけにしてください。あと2問は午後からやりますから、1問だけ。酒米の件について。

○農林課長（秋場浩幸君） 酒米、こだわり米の生産拡大事業補助金ということで13万円、こちらについては減農薬、減化学肥料栽培米と、酒米の生産拡大等々におあげしている補助金でありますけれども、酒米につきましては、令和元年度については、特別栽培米として16ヘクタールほどございます。やはり今委員おっしゃったように、非常に品質もよくて、毎年コンクール等がありますけれども、常に大江町産の酒米は優秀賞、優秀な成績を修めているというふうなことでございまして、その中で、ちょっと今委員も触れられたところもありますけれども、そういった頑張っつづくっている方も、いろんな高齢化あるいは病気等々もありますけれども、その辺は酒米研究会の中で、周りでフォローしてそのまま続けていく、酒米研究会として続けていくというふうなことから、町のほうでも今後ともそういった良質な酒米の生産については、ご支援をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 酒米の作付というのが減少するのではないかとこの危惧を持っているんですけれども、その中で、やはり普通のうるち米というか米ですと、10俵とか11俵取れるというふうな中で、1反歩当たり。それが、酒米になると8俵か9俵かというふうな収量しかない。値段的には、酒米のほうが高いというふうに思うんですけども、減収について、町とか農協等が、ある程度の減収分を補助するというふうな姿勢がないと、酒米がこれ以上伸びないのではないかとこの危惧の念を持っているわけですよ。その辺を町の農林課としてはどのように捉えているのかなということをお聞きしたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 確かに酒米もさることながら、そのほかの米、稲作についても同様かと思えますけれども、特に今、酒米のというふうなことでございます。やはり年々、生産も少なくなっている状況かとは思いますが、それに対しての町の補助というふうなことでございますけれども、先ほど申し上げたのは、いい酒米をつくるための土づくり関係の補助でありますけれども、この減収分の補助というふうなことに關しては、酒米研究会とか稲作部会等々も含めて、また農協も含めて、そういった必要性があれば、検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 6款の審査途中ですが、1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

6款の質疑を続けます。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ページ数は62ページでございます。

8目大山自然公園の管理費の中の14節工事請負費176万円、施設改修工事費というふうになっておりますけれども、どのような改修工事をするのか。それに伴っての設計管理料が計上されておられませんので、どういうふうな内容で、設計管理も必要ないというふうに判断した理由をお知らせ願いたいというふうに思います。

それから、63ページ、12目新規就農者支援費というふうなことで、2,400万円ほど予算化されておりますけれども、今まで大江町のモデル住宅というか、西山杉を使った建物が6棟あるということの中で、それぞれ5棟は新規就農住宅というふうなことで、賃貸契約を結んでいるというふうに思いますが、それぞれの施設の中で、まきボイラーを活用した中で住宅を建設したというふうに理解をしております。まきボイラーの、常に良好な状態で、まきボイラーを使うというのが原則だというふうに思います。

そういった中で、1年に1回は煙突の掃除をしなければならないというふうなことが言われております。その中で、賃貸契約の中で、その煙突の修繕というのか、掃除というのか。

それはどのようなになっているのか。

以上2点お願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、毛利委員のご質問にお答えいたします。

1点目の大山公園管理費の工事請負費176万円でございますけれども、こちらはコテージの給湯器とストーブの更新というふうなことでございます。

あと2点目の新規就農者支援費の修繕料として、まきストーブの、こちらはメンテナンスというか、清掃費ということで上げさせていただいておりますけれども、大江町新規就農者住宅賃貸借契約書によれば、修繕及び維持管理という中で、入居者がする部分とそれ以外の部分ということになりますけれども、軽微な修繕ということについては入居者が、それ以外の部分は、所有者が町ですので、町が行うというふうなことになるかと思えます。

このまきストーブの煙突のメンテナンス、清掃については、それは軽微とは言えるかどうかでありますけれども、清掃については、多少ブラシのようなもので入り口付近といいますか、ある程度、上のほうまで清掃、簡易な清掃ということでは、できると言えばできることもありますけれども、例えば煙突までの分というふうになれば、やはりこれは入居者ができるようなことではございませんので、そういったところは町で行うということになるかと思えます。

このたびの部分については、望山住宅のまきストーブの煙突の清掃というようなことで上げさせていただいております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） だとすると、まきストーブの予算計上は、63ページの需要費の中の修繕料9万4,000円を、望山のまきストーブの煙突の掃除に充当するというふうに考えてよろしいですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 修繕料9万4,000円は望山住宅のまきストーブのメンテナンスということで計上させていただいております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 望山の新規就農者住宅というのは、何年たつか分からないんですけども、私が予算を見ている限りは、煙突の掃除というのは、今までなかったのかなというふうに思います。だから、ある程度、毎年清掃しなければならないと思うんです。火事が起

きると大変ですから。ですから、その辺の部分は、軽微だか重度だかというふうな判断で分かれると思うんだけど、その点についてはある程度住んでいる人が清掃するのが当たり前だというふうに思うので、今後、契約あるいは今まで契約している条項の中に、毎年1回は煙突の掃除を借りている方が自らやるというふうな方向でやっていただきたいというふうに要望しまして、終わります。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ただいま毛利委員から話がありました。全くそのとおりだと思っております。

また、今回、修繕費で出ている9万4,000円に関しては、本来、前に住んでいた方が修繕をして、きちんとして出ていくというのが本来の住宅の在り方だと思います。町営住宅においても、入居していた方が退所するときには、それなりにふすまを直したりとか、いろんなものを直して出ていくという決まりになっていると思います。それを、新規就労者住宅においても、使ったものはある程度直していく。煙突なんか当然だと思います。昔は、ほとんどの家がまきストーブであり、煙突を掃除するタワシのやつと針金のついたのがあって、おやじらがそういうので掃除をしているというのを見ております。やはり今毛利委員が言ったように、きちんとそれは明文化する、また退所するときにも、きちんとそういう部分は直すとか、修繕をしてから出ていくというような形にしていきたいと思っておりますけれども、どうですか、課長。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） ご意見を承りましたけれども、おっしゃるとおりかと思えます。

ただ、煙突の清掃ということで、ある程度は入居者の責任においてしていただくということも必要だとはもちろん思いますが、かなり高いところ、上の部分についてはなかなか業者でないとできないというふうなことがあれば、そういったところは町のほうでもフォローしつつ、入居者の責任においても、ふだんからきちっと清掃してもらえるように、契約書にもそういったことを記していくように検討させていただきたいと思えます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 確かに言っていることはごもっともだと思います。ただ、町でも町営住宅、アパートとか六十何棟でしたっけ、あります。その契約と新規就農者の住宅の契約というのが違ってはいけない。同じ物差しの上で、お互い賃貸契約を結ぶようなことを考え

れば、当然のことは当然として今後記載し、それを実行していただければと思っております。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 説明要るのですか。

○5番（関野幸一君） 要りません。

○委員長（伊藤慎一郎君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 関連です。

塩野平の住宅について、あの住宅だと、煙突掃除は、個人では難しいというふうに私は考えておまして、住んでいる方ということ、非常に危険な作業になると思います。足場が必要なるやと思うんですね、煙突掃除するに当たっては。なので、それは町のほうで管理していただかなきゃならない、町が建てた建物なので、その辺はちょっと考えていただきたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 確かに、塩野平住宅については、ほかの住宅とは形状が変わっているというのは、皆さんご存じだと思いますけれども、そういったこともありますので、その住宅住宅において、どうしてもやっぱり個人でするには厳しいものがあれば、そこは町でする必要もありますし、あとは先ほど申し上げたように、基本的には入居者がやれる軽微な修繕というふうな中での作業であれば、そのようにしていただくというようなことで、臨機応変にしなくてはならないところもあるのではないかなというふうには考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ページ、59ページ、6款1項3目18節、下から4番目、都市との交流事業補助金ということで、50万ほどありますが、これは、この土地というのは、東京、大阪、どの辺か分かりませんが、どこも誰がいわゆる団体とか法人、グループとか、そういった方が何を交流しているんですか。年何回かとか、その辺のところをお伺いしたいと思います。恐らくこの50万というのは、自動車賃とか交通費になると思われそうですが、その辺のところをお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 都市との交流事業費補助金50万円ですけれども、こちらは生活クラブ、生協との交流でございまして、大江町の生活クラブ提携産地大江協議会というところで、生活クラブ、生協さんと長年にわたって交流を続けておるところでございまして。

内容としましては、実際、直接大江町の現地に来ていただいて、安全・安心な度合いを、実際、現地に行ってみてもらったり、あと生産者の方との交流というようなことで、年に1回は最低あったと思いますけれども、そういうようなことで、例えば柳川温泉等で交流会をしたりというようなことで実施をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 私、大江町のほうから都会のほうに行くかと思いましたが、その逆でよろしいわけですね。向こうのほうからこちらに来ていただける。それで柳川温泉とかいろんところで、安心・安全な生産、果樹とか、恐らく果樹とかそういうものだと思いますが、そういった交流を図っていらっしゃるということで、大江町の生協の協議会のクラブ、何人ぐらいいらっしゃるのか。東京というか、都市のほうからも来られる何名くらいか。あとその売上げというか、収益ってどの程度のものなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） こちらの側の生産者というか部会ごとに大江協議会をつくっておりまして、リンゴ部会、西洋梨部会、桃部会、スモモ部会、桜桃部会、トマト部会ほか各果樹・野菜等々の各部会がそれぞれの大江協議会のほうに入っておるところです。

その各部会ごとの取引額としましては、令和元年においては1億7,500万ということで例年大体1億7,000万から8,000万円ぐらいで取引をさせていただいているというふうなことでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 最後になりますけれども、といいますと、これは、JAさがえ西村山の中にも当然、リンゴ部会、スモモ部会、トマト部会、枝豆、いろいろありますけれども、これとは全く関係なく、大江町の生協クラブですか。これが大江町で組織されているというようなことでよろしいわけですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 農協の部会さんがそのまま連携した形で、生活クラブ連携産地大江協議会というのをつくっているというようなことでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

4番、櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） 59ページ、同じページなんですけれども、中段のほう、1市4町合同

トップセールス負担金とありますけれども、これは何を、どこでやっているのかを教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 1市4町合同トップセールスの負担金でございますけれども、これは、さがえ西村山農協を中心に、西村山地区の1市4町でトップセールスを行うというふうなことで負担金を出しているわけですが、最初に、紅秀峰のトップセールスということでは、1市4町合同で、6月の末に大田市場のほうに行ってトップセールスを実施しております。

もう1回がそれぞれの市町村で、例えば寒河江だとサクランボ、河北だと枝豆、西川は啓翁桜、朝日はリンゴ、大江の場合はスモモのトップセールスということで、9月頃に実施、大田市場のほうに行ってトップセールスを行ってくるということでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 櫻井和彦君。

○4番（櫻井和彦君） ありがとうございます。

トップセールスですものね。町長が自ら行かれると思うんですよ。たしか大田市場のほうに行かれると思うんです。

これは町長にお願いなんですけれども、うちの町の呼称、呼称なんです。うちの町は、「おおえまち」か「おおえちょう」かということで、私の知っている限り、山形県内で「町（ちょう）」とつくのは河北町だけであって、それ以外のところは全て「町（まち）」、例えばうちの町だったら「おおえまち」というのが正式だと思うんです。もし間違えていたら申し訳ありませんが、もしこれが本当の名前であって、ほかのところにトップセールスに行ったとき、「おおえちょうの特産品のスモモです」と言うのは恥ずかしいことなので、もしこれが「おおえまち」ということが本当の呼称であれば、これをちゃんと認識していただいて、セールスに行っていたらいいと思うんです。いろんな会合なんかでもよく聞くんですけれども、「まち」と「ちょう」を混在してしゃべっているのをよく聞いているんです。実際耳にしていたので、今後、これはちゃんと町長自らやっていただきたいと要望いたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） 呼び方につきましては、今、櫻井委員がおっしゃられたとおり、大江は「おおえまち」です。県内では35市町村のうち「町（まち）」でないのは河北町（かほくちょう）だけです。これに関しては、以前から、私は十分に気をつけながら発言をしてきたつもりであります。たまに間違ってしまうこともあったかもしれませんが、物すごくその

部分はこだわってきた部分だというふうに自分で思っております。この場でも、議員の皆さん初め執行部のほうで、「おおえちょう」「おおえまち」というふうな使い方をしているようですが、それにこだわってこられた議員さんも、これまでいたというふうに思います。ぜひ、皆さんからそこのところは周知をしていただきながら、間違いのないように、私自身もやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最後です。65ページの2目林業振興費についてお聞きします。

下段のほうに、森林病虫害等防除委託料45万2,000円、それから、被害木の調査委託料2万2,000円とのとっていますけれども、いわゆるナラ枯れ、あとは松くい虫の防除の委託料というふうに理解しておりますけれども、この防除委託料は、どこの地域を防除するのか。それから、調査はどこら辺を予定しているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 森林病虫害の防除委託料ということで、松くい虫の被害伐倒駆除ということとナラ枯れの被害の予防薬剤の注入というふうなことでございまして、被害木調査委託料はその駆除なり、薬剤注入をするため、その前にまず調査をして、どこに伐倒が必要だとか、薬剤注入が必要だというふうなことで、実際に作業をするということになりますけれども、松くい虫に関しては、楯山公園付近を例年実施しております。ナラ枯れの予防については、大山自然公園でやっておるというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 大江町全体では、やはり森林面積が80%を超えるということの中で、これまでも大山自然公園と、楯山公園の松くい、あるいはナラ枯れの調査をしながら、伐倒駆除もやってきたというふうに思うんですけれども、たかが大江町全体の森林面積から勘案しても、駆除病虫害の委託料が45万2,000円しかない、これはずっとこれまでも継続して楯山公園と大山自然公園はやってきた。だけれども、実際、ナラ枯れというものは、今後西部地区、若松山も周辺に膨大な面積になっているわけですよ、と私は理解しているんですけども、あと松くい虫が、ここで止まったということではないと思うんです。だとすると、この45万2,000円と、あと調査が2万2,000円というのは、果たして積極的なナラ枯れ防止あるいは松くい虫防除の対策になるのかどうかということも非常に疑問なんですけれども、その点も踏まえて、民有林とか、そういうような国有林とか、縛りもあると思いますけれども、



実際、目で見ても分かるというふうな地域に、積極的に、ここの面積の、例えば10ヘクタールあるうちの1割程度はナラ枯れに冒されている。そういうふうな調査研究をやって、そして、地権者の理解の下に、町が主導権を持って駆除対策に当たるべきだというふうに思うんですが、課長の判断というか、意見等々をお聞かせ願いたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 担当課としては、毛利委員のご意見に全く賛成でございますけれども、こちらにつきましては、これまでは県の補助金をいただく中で、その範囲の中で実施をしておったところです。

県の補助金のほうが削減されてきた中で、こういった、今年度は45万2,000円、昨年度は117万6,000円ほどやっています。それも多いか少ないかはあると思いますが、半分、3分の1近くになってしまっているというふうなことで、担当課としてはそういった状況にあるというのは十分承知をしておるわけで、補助事業に頼らず、単費を使ってでもやっていかないと、どんどん増えていってしまうというふうなことはあるかと思しますので、そういった予算編成時にはぜひとも単費でも必要な分は予算を確保して森林病虫害防除に当たっていきたいというふうに考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで農林水産業の質疑を終わります。

7款商工費の質疑を行います。

66ページから69ページになります。

質問ございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、68ページ、商工観光費の中からの委託料、古寺案内センターの指定管理料125万は、前回の議会で説明があったと思います。多分聞き逃したかは分かりませんが、確認のため課長に聞きたいと思います。その下の古寺駐車場維持管理業務委託料が11万6,000円、ここに出ておりますが、これは当初一緒に125万円の中に交ざっていたのではないのでしょうか。別々なんでしたか。そこを確認したいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

古寺案内センターの指定管理料については、これまでの委員会の中でもお話をさしあげた

内容でございます。古寺駐車場維持管理業務委託料11万6,000円の件でありますけれども、古寺の駐車場については、整備については、砂利敷きのままということで、まだ完成に至っておりません。そんなことで駐車場に段差があるものですから、トラロープを設置して段差があることを表現させてもらって、車が下に落ちないようにというようなことにさせてもらっておりますけれども、それで、豪雪地帯というようなこともあって、トラロープを一回冬場外させてもらって、また再設置をしなければいけないというようなことで、その再設置に要する費用というようなことでこの金額で、業者のほうに委託をさせていただいて再設置するものであります。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 67ページの7款1項2目18節の負担金補助及び交付金ですが、ここに、多分肉づけで出てくると思うんですが、昨年までの若者企業支援金、昨日の補正で内容を検討されるということでお聞きしています。また商売繁盛創出支援事業補助金も、これは肉づけで出てくるかどうかちょっと確認をお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

委員言われるとおり、そこの部分については政策的経費というようなことで、4月の肉づけ予算でご提示させていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 町長の公約であるチャレンジ・アンド・トライができる環境の支援策をどうぞよろしく願います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで商工費の質疑を終わります。

8款土木費の質疑を行います。

69ページから76ページになります。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 72ページの3目道路除雪費、14節の工事請負費についてお伺いしたいと思っております。

施設改修等工事費100万となっていますが、この詳細をお伺いしたいと思います。

あともう一つ、73ページ、4目道路新設改良費になります。ここの12と21に関わってくることではないかなと、2,480万と8,900万ということに関わってくることではないかなと思いますが、この項目は、藤田山小見線の都市計画道路に関わる工事費というふうに思います。この道路の両側の後退線が変更になっているのではないかなというふうに思うのですが、変更になったとすれば、いつの時点で変更になったかということをお伺いしたいんです。平成12年の段階では、道路南側、アパートのある側のほうなんです、現在の道路境界線より4.5メートル、セットバックというふうになっておりました。変わったとすれば、その理由もお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 2点についてご質問いただいたかと思しますので、まず1点目、72ページ、道路除雪費の工事請負費100万についてお答えしたいと思います。

この工事費につきましては、町のほうで消雪パイプのほうを管理しておりますけれども、原町小漆川線、要は5号井戸になりますけれども、十三区地内の消雪パイプのほう、消雪パイプというか消雪施設につきまして、一部水の出が悪いということで、平成元年度に水量調査をさせていただきました。それで、原因と思われるノズル交換を行ったんですけれども、なかなかよくなるらないという。今年は暖冬で少雪だったので、消雪パイプのほう、そのような形で、ご迷惑はなかなかおかけしなかったんですけれども、そちらのほうなかなか水の出が悪かったので、それではということで次の段階で、本管のほうのバルブの入替え工事、こちらのほうを今シーズン、降雪前に、今シーズンと申しますか、令和2年の早い段階で行って機能回復を行いたいということで、このたびの当初予算のほうに計上させていただいたものでございます。

続きまして、道路新設改良費に関することかと思えます。今、委員おっしゃいました藤田山小見線、都市計画道路で言いますと藤田山小見線、町道の名称で申しますと藤田堂屋敷線になります。こちらのほうにつきましては、平成22年に予備調査、予備設計のほうを行いまして事業をスタートさせていただいているところでございます。

工区ごとに、現地の方の測量設計を行いながら、線形、法線のほうを具体的に決めさせていただいて、工事のほうを進めている状況でございます。

今、委員がおっしゃった都市計画法の53条の第1項の許可の件かと思えます。こちらのほ

うにつきましては、当然都市計画道路の区域内に建物を建てる場合については、53条の第1項の許可が必要だということで、その法線につきましては、図面で言いますと2,500分の1の図面で、当初、この路線につきましては昭和58年に都市計画決定している路線でございます。左沢高校の前から、諏訪堂中山線の交差点のところまでの1,150メートルの幅員12メートルということで決定させていただいている道路でございます。

先ほど申したとおりそちらのほうに、都市計画決定した段階につきましては、図面のほうで、法線、道路の形を決めさせていただいたので、具体的な測量、現地のほうの測量を行って、法線を描いたという図面ではございません。許可を差し上げる段階でも、実施の段階では変更になる場合がございますというような条件をつけさせていただきながら、許可を出している部分でございます。

具体的に3工区、今現在進めているところが3工区になってございます。3工区につきましては平成29年度に測量設計を行いまして、法線のほうを案という形で、やっぱり法線を決めるには2工区の最終地点とあとは3工区最後の地点、起点、3工区の起点と終点を参考としながら、一番がやっぱり道路でございますので、通行者の安全及び車の通行に支障のないようにということで道路構造令のほうで決まっております。あとは、当然交差点につきましては警察との協議が必要になってございますので、そちらのほうの協議も含めまして、決定してございます。

当然地元のほうに説明会ということで、この3工区につきましては、工事が始まる前に3回ほど説明会を申し上げて、地区の皆さん、あるいは地権者の皆さんから集まっていたいで、案をお示ししまして、決定、その法線でいいですよというようなことを踏まえた形で、用地調査ということに入って、境界のほうを決めさせていただいているということがございます。そちらのほうですので、計画の段階から変わるということは、当然、出てくるのかなというふうに思っております。ただ、やはり地元の協力、地権者の協力がありませんと、道路改良工事というのは絶対できないというふうに考えてございます。あとは通行する方、あとはそこを通る方、あとは町全体の道路ネットワークなどを考えながら、都市計画と整合性を合わせながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

消雪パイプのほうは分かりましたので、これに関連という形になるかと思いますが、

建築土木全般に関わってくるのではないかなと思います。今年は暖冬少雪が影響しておりまして、景気後退が既に始まっていると思います。町内の業者も少なからず影響が出始めていると思います。小国や寒河江市では、前倒しで側溝工事などが、景気対策という形で行われているようなんです。寒河江市はふるさと納税を使って、この工事をしているというふうに聞いております。

我が町においても、ぜひ検討すべきではないかなというふうに思いますが、このことをいかがお考えでしょうか。併せて、別の課、管轄になるとは思いますが、町内企業全般に新型コロナの影響もありまして、疲弊という形で出てきていると予測されます。このことについてもお伺いしたいと思います。ここは町長のお答えをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 藤野委員のご質問にお答えしますけれども、今シーズンの暖冬、昨日の補正予算の中でもお話し申し上げたとおり、除雪が出勤回数で30%を切るという状況の中で、除雪業者さん、除雪に関わるオペレーター、オペレーターを雇って除雪を行っている業者さんもいらっしゃいます。そちらのほうについては、大変な状況かなというふうに思っているところでございます。

昨日の補正の中で、1件繰越しの工事ということで、舗装補修工事のほうの予算を認めていただきましたので、年度内に発注できるように、1件ではございますけれども、年度内に発注できるように事務のほうを進めていきたいというふうに思っております。

あとは、今年度の予算の中ではなかなか厳しい状況にございますので、4月からの次年度、令和2年度の予算については、工事費についてできる限り早めの発注を心がけて、早めに発注できるのは維持工事になるかとは思いますが、維持工事についてはなるべく早く発注して、工事のほうを進めていきたい。そのほかの工事についても、交付金の工事につきましては、交付決定が来ないとなかなか手続上始められないということがございますけれども、町単独事業につきましては、なるべく早く発注できるように心がけてしていきたいと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） 新型コロナウイルス関係の景気対策というふうな部分での質問ですが、8款における対応については、ただいま課長が申し上げたとおりの内容かなというふうに思

います。

現在、国を初め、県のほうでも、特に国のほうでは、どんどんと様々な景気対策が打ち出されてきているというふうな現状で、詳細の中身はまだまだ詰まっていない部分もあるように我々は思うところがありますが、その情報を基に様々な動きを捉え、国・県の動きに合わせて、漏れのないように対応していきたいというふうに思います。

また町内の動向についても、昨日、この議会の名の下で緊急経済対策というふうな部分の依頼を受けました。申出を受けました。その部分についても十分に検討させていただきたいと思ひますし、町内の関係団体さんの意見、それから商工業者の意見なども聞きながら、どういった部分を具体的につつけばいいのか。また、困っている部分は、どの部分なのかというようなことを見極めながら、町としてできる部分については、対応していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。町のために一生懸命考えていただきたいと思ひます。

先ほどの藤田山線のことについてなんですけれども、先ほど課長から説明もありましたように、二、三年前に、地区の方にはお話しになっているということで、地区の方も承認しているというのは私も聞いております。私は都市計画審議会のメンバーにもなっております、長いこと務めさせていただいているんですけれども、12メートルの道路というのがずっと変わりなく来ているというふうにはお聞きしていますが、この後退線、両側のセットバック等について、少々の移動があるとかということ、二、三年前に、私の聞き落としかもしれませんが、説明を受けたような記憶がございませんので、こういうことも含めて、都市計画審議会では、行政側の説明があるべきではないかというふうに考えますが、そこはいかがお考えでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 都市計画審議会の皆様からは、当然条例に基づいて、大江町に関する都市計画についての審議・調査を行っていただくというようなもとの、8名の方、1号委員4名、2号委員、議員の皆様方の代表からも入っていただいて、町の都市計画については十分に審議いただいているかと思ひます。大江町の都市計画につきましては当然、都市計画マスタープランの下、用途地域であったり、大枠は都市計画区域であったり、用途地域であったり、あとは下水道の区域であったり、あとは都市計画道路の決定であったりとい

うような重要なことについて審議をいただいているかと思います。

ただ、具体的にどこの路線をどういうふうに、整備するというような進捗状況につきましては当然、皆様方にご説明申し上げてはおりますけれども、具体的に、路線、ここの路線が、このように具体的な部分については、先ほど申した現地での測量、あるいは設計を行わないと、あとは地元の方から納得していただかないと、法線は表せないというような部分もございます。あとは、用地交渉、当然、契約に入っていきますので、個人的な情報も当然ございます。あとは個別のお話もいろいろと出てきておりますので、そこら辺のところも重々踏まえながら、都市計画審議会の懇話会というような形で、審議する内容がなくても、毎年集まっていたら、情報交換をさせていただいておりますので、そのような形の中で、より丁寧な説明のほうを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長のほうから都市計画委員の話が出ました。私も今回、都市計画審議委員に、2年ぶりに選ばれて、町の都市計画路線とか、そういう中を見せていただきました。やはり今課長が言ったように、懇談会をすとか、説明会をすというのは分かります。ただやはり都市計画区域の中に入っている道路整備とか、下水とか、移動もするときには、ある程度重要な案件であれば、その都度、都市計画委員を招集し、丁寧な説明をして、本来、路線とかも、こういう路線で今考えているなどと、やはりきちんと説明するべきと思っております。

その中で、都市計画委員からも意見を聴きながら、その上で、住民の方とか、そういう方とお話をするなりをしていかなければ、都市計画委員というのは名ばかりであって、いわゆる町のほうの都市計画の区域内のガス抜きだけで終わるのでなくて、やはりきちんとした審議、審理をするような、そういうふうな都市計画として見ていただかないとうまくないのではないかなということで、一言申しておきますが、課長の意見があったらお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） これまでも都市計画審議会の皆さんからは集まっていたら、懇話会でなくても、当然、最近で一番大きいのは26年に、都市計画マスタープランの見直し、マスタープランというのは、都市計画で一番大きな、町という総合計画に当たる重要なマスタープランというような計画でございますけれども、そちらに基づいて、当然町では進めているという状況でございますので、事あるごとに都市計画審議会の皆様からご意見を

いただいて、そのような形で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長が言われたとおり、やはり何かあるときには、きちんと都市計画委員と話をするぐらいの気持ちを持って事業を進めていただきたい。一度町でも都市計画の委員長のほうに話を通さないで、何か大きな問題もあったと聞いております。きちんとそういうところは考えてしていくべきではないかと思っておりますので、ぜひそういうふうになるように要望して終わりたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 74ページ、8款2項6目14節橋梁補修工事費の内容についてお伺いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 74ページ、8款2項6目橋梁維持費の14節工事請負費の中身、2,970万円の橋梁補修工事について申し上げたいと思います。

具体的には3本工事を行いたいというふうに考えております。1本目が古寺神通峡線石滝橋の橋梁補修工事ということで、こちらのほうは支承の交換を考えてございます。

2つ目が三合田久保線、久保橋の橋梁補修工事、こちらについては、25年、26年の豪雨のときに、橋が冠水するというような状況になった久保橋でございます。こちらのほうについては、防護柵の補修工事を考えてございます。

最後になりますけれども、小清松保線、谷地田橋の橋梁補修工事ということで、橋面防水工事のほうを考えてございます。こちらの工事につきましては、点検を行った結果の長寿命化計画に基づいた工事ということでさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 今、4件ほど、工事内容のご説明ありましたが、その中で1つだけ、古寺神通峡の石滝橋をやられるということなんですが、これについてお伺いしたいと思っております。神通峡の山崩れにつきましては、平成30年、今から2年ほど前ですかね。地元の猟友会の会員の方が通りがけで発見したというようなことで、その後、役場からの迅速な通報により県、そして国のほうの山形県については山形森林管理署、それから、国につつま



しては東北森林管理局というような、役員の方が現場に赴いて、実際、見学しておられます。

それで同じ9月には国会議員、代議士の方も、現地、現場を調査しておられます。それでその後、いわゆる工程表、治山工事の、これを見させてもらったんですが、それによりますと神通峡線の山崩れに対しては、平成32年度といたしますと、令和2年度、今年になるのですかね。今年の12月頃完成の予定というふうになっているんですけども、これについて本当に完成される見込みかどうか、確認したいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

委員がおっしゃられたとおり、2年前に大規模な土砂崩れが起きまして、神通峡の遊歩道については、通行止めをさせていただいているところでございます。去年につきましては、準備工ということで、森林管理署のほうから復旧工事を行っていただいておりますけれども、準備工をしていただいて、今年度、令和元年度につきましては、一番上のほうに谷止工という堰堤工事のほうを進めていただいて、昨年、雪降る前に完成しているようでございます。

今年度については、その下にあと2つ、堰堤を造っていただくというような予定で進めていただけるというお話を聞いております。最後に遊歩道の上のところに防護柵のほうも設置していただけるという予定で、来年度、令和2年度の今おっしゃられた12月、雪降る前までには終わらせていただけるというようなことの計画ではありますけれども、進めていただけるというようなお話を聞いております。

その後、実際の遊歩道の開通につきましては、来年、来シーズン、令和3年の雪解けを待って、安全点検を行わないとなかなか通行させることができないということがございますので、そちらのほうを確認しまして、判断させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。とうとう神通峡におきましても、光が見えてきたというようなお答えをいただきました。ありがとうございます。

実際、神通峡は、県内だけじゃなくて県外の方々も、仙台とか福島方面からも来ておられる方もいらっしゃいます。ですから完成したその暁には、実際、神通峡、観光として大丈夫なんだよというようなお知らせというか、PRを、あわよくばテレビなどを通じて宣伝していただければ、どんどん柳川方面に、5月の森林浴、それから秋の紅葉、モミジ、どんどん来るようになるんじゃないかと思います。そんなことでよろしく願います。ありがとう

ございました。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ページ数が71ページの道路維持費の14節の工事請負費の維持工事が1,500万。それから、73ページの工事請負費が3,500万というふうなことで、道路維持費については一般財源で行うというふうな内容だと思います。

それから新設改良については、県の補助金が4,000万ほど見込んでおまして、いわゆる社会資本整備総合交付金を充当するというふうな理解だというふうに思うんですが、これから政策予算を計上するというふうなことで、4月には臨時議会を開きたい旨のことを伺っているわけでございますけれども、当然、国・県の補助金というものは、申請があって決定があって交付があるというふうな流れでございますので、4月の政策予算を組んで、そして社会資本整備総合交付金の申請ができるのかどうかというのは、ちょっと不安な面があるんだけれども、その辺の補助金の流れというものをお聞きしたいなというふうに思います。

それから、住宅費についてお伺いしますが、76ページの住宅管理費に修繕料100万円というのが計上されております。大花町営住宅を初め、西原の町営住宅というようなことで、かなり町営住宅については整備されてきたというふうに理解しておりますけれども、この修繕料というものがどういうふうなものなのかお聞きしたいのと、大花地区の町有住宅、2棟の6世帯の応募状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

まず1点目、社会資本整備総合交付金の流れということでありまして、社会資本整備総合交付金については、当然国の補助事業ということで、前年度から要望を行いまして、事業を進めております。実際のところ、このたびの当初予算の中には、昨年度要望した社会資本整備総合交付金は全て入っております。当初予算の中で、社会資本整備総合交付金事業につきましては、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと2点目、町営住宅の修繕料につきましては、こちらのほうにつきましては、当然維持経費の中の一部ということで、先ほど質問ございましたけれども、借りている方が直すべき部分、あとは、町側、貸している側が直す部分ということの振り分けの中で、町側が直すべき部分が、今現在、どこどこということは出ておりませんが、年間数万円、数十万円出てくるので、そのときの予算、あとは町営住宅を明け渡すときに確認をしながら、本人が

直すべき部分と、町が直すべき部分について、町の部分の予算を計上させていただいたところでございます。

あと大花住宅につきましては、完成して条例を設置しまして、申込みを取って4月1日に向けて、準備を進めてきたところでございます。1月頭から募集をかけましたところ、6世帯の応募がございまして、6世帯を決めさせていただこうとしたんですけども、1世帯、申込み辞退がございました。3月の頭のお知らせ版のほうで、再募集をかけておりまして、今現在また応募がございましたので、ただ4月1日からの入居には、1世帯は、間に合いませんけれども、応募がございまして、順調に6世帯全部埋まるのかなというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 社会資本整備総合交付金の流れでというふうなことですけれども、ここに予算計上しているのは、昨年度からの申請で了解というか、決定になっている。

問題は、これから政策予算、肉づけ予算の中で、例えば道路新設改良の部分で、藤田堂屋敷線を何メートル伸ばすとか、あと新しくここは改良整備しなければならないとか、そういうふうな予算を計上するときに、平成2年度のこの交付金が間に合うのかどうかということをお聞きしているんですけども、だから、4月の臨時議会で、その部分は新しい予算が計上になった。議会を通してから、国のほうに申請しても、この事業が認められるのかどうかということが心配なものですから、お聞きしています。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 社会資本整備総合交付金につきましては、先ほどお話し申し上げたとおり、前年度に要望の取りまとめがございまして、その要望の下に、交付決定、1年分の交付決定が4月の頭に来ることになってございますので、新たな要望となりますと、年度内の工事というのはなかなか難しい。交付決定というのはなかなか難しいのかなと、これまでの流れの中では、ただ国のほうの補正予算等々があれば、認められる可能性はございますけれども、新たに前年度からの要望をプラスしての決定というのはなかなか厳しいのかなと。ただ単に去年の要望の中でも、内定、内定というか交付決定、内示がある段階では何%という形でかなり厳しい交付決定が来ておりますので、なかなかそれに、当初予算プラス肉づけ予算の中で要望したとしても、社会資本整備総合交付金補助事業に該当になる部分は厳しいのかなと。

ただ、単費、一般財源の部分については、当然、町の予算の中で進められますので、その辺のところについては、今後検討は必要かなというふうには考えておるところでございます。以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 分かりました。

だとすると、前年度に、国のほうに大江町では、何路線の事業費が何ぼというので申請していると。その部分について4月に決定が来るということであれば、その前年度に申請した以外はのらない。要するに、町側でこれまで年度計画の中で進めてきた中で、平成元年度に申請をやって、それが4月に来る。そのほかの部分については、当然お金も一般財源というような、全部充当というのはあり得ないわけでありますので、だから骨格予算、そして肉づけ予算としても、これまで進めてきた中での前年度請求した分についてしか来ないというふうなことなので、そういうことだべ。だから新しいことを要望しても、今年度はのらないというようなことになんだね。分かりました。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで土木費の質疑を終わります。

2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

9款消防費の質疑を行います。

76ページから79ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 79ページの14節工事請負費、防災備蓄倉庫設置工事費であります。

今年はどこに設置するのかなということと、その下にあるのは整備工事費で、この中に入れるものかな。そういうものだと思うんですけども、この中に入っているものも、これまで何年か前から設置しているわけですから、賞味期限というか、アルファ米とか水とか、そう

いうものは確認して消化しているのかどうかというようなことを、まずお聞きします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 79ページ、14節の工事請負費の防災備蓄倉庫設置工事ということでございます。町の避難所、指定避難所を中心として設置を年度計画でさせていただいておりますが、令和2年度については旧本郷西小学校敷地内に予定を、現在のところしてございます。

あと2つ目の防災施設整備工事費ということで今、結城委員のほうからは、備蓄品の話が出たんですが、この工事については、これも指定避難所を中心として設置を年度計画でしているわけなんです、ソーラー街路灯ということで、蓄電可能な街路灯を年度計画で設置をしてきているものがございます。今年度については中央公民館、または大江中学校辺りに設置をしていきたいなというふうに思っております。

備蓄品については、何年か前にもちょっとご質問、いろいろ今委員からあったような質問を受けたときがあったのかなと思います。備蓄品の台帳を設けておりまして、当然ながら、今ありましたように、賞味期限等がございます。それについては、十分に確認を台帳でしながら、賞味期限が近々来る分については、年1回の総合防災訓練あたりの炊き出し訓練あたりで活用するという事です。備蓄の数については、どこまでも、どこまでもという形では予算の関係でいかないわけなんですけれども、なるだけ近年こういう災害が頻繁に起きているということを考えれば、少しずつでも十分な備蓄を、年度計画でしていきたいというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

その18節のほうになるのかな、自主防災組織育成と活動支援事業ということで、小鉾の自主防災も立ち上げてから数年になって、いろいろ補助金を頂いて、発電機とかヘルメットとか、昨年などはテントなどを購入させていただいたわけなんですけれども、そのちょっと前に、小鉾公民館のすぐ隣に、空き家じゃないけれども、車庫が空いたんですよ、人がいなくなって。ちょうど1台分なので、車1台分、そこに、シャッターがないものですから、シャッターを取りつきたいな、土間コンをしたいな、それで、小鉾区で民間のやつを購入したわけなんです。それを防災倉庫として、そこに備えたいなと、そういうふうなことで申込みをしたんですけども、認めてもらえなかった。これは何でなのかな。分からないですか。そこら辺、かなり申込みをしっかりとしたんですけども、認めていただけなかったということなんです。

そこをぜひ。あるいは公民館の、自治公民館の整備補助金等なんかでももらいたいなというふうに思っているわけなんですけれども、どうでしょうかね。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 自主防災組織については、区長さん方へ毎年呼びかけさせていただきまして、防災資材等について、100%補助で整備をしていただいて、毎年、防災訓練とかそういう形を頑張ってもらっていただいているというようなことでございます。小新地区についても今、委員からあったように平成元年度について補助をおあげして、この制度については30万、1年で30万円を限度として、3年間継続して要求あればご支援申し上げるというようなことで今あったように発電機とか、そういうような内容でございます。

今、小新地区の民間から譲り受けた防災倉庫として活用するんだと。それに対するシャッターとか、そういう整備について、私も聞いていなかったんですが、防災倉庫は意外と高価なものですから、今のような有効利用、空き倉庫等を有効利用して、それを活用することについては、防災上、私、非常にいいことだなということに思って聞いておったんです。担当のほうでお断りをしたとか、お話ししたということについては確認をさせていただきますが、基本的には、私は補助事業に該当するのかなというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、78ページ、災害対策費の中の12節委託料から、防災行政無線等保守点検委託料441万1,000円、またJアラート保守点検委託料18万5,000円とありますが、まず、防災行政無線につきましては、設置からもう3年たっておると思います。ただその中でも、またごく一部の町内では、防災無線が聞き取りにくいというような話も聞かれます。

その中で、設置当初からそれに関しては、危機管理の職員たちが町内を回りながら聞き取れない場所に行って、いわゆるいろんな調整をしながらやってきていると思います。

その中でも、まだ聞き取れない場所があるということは、いささか問題があるかなとは思いますが、それはつけてしまったものですから、きちんと聞き取れるようなことをしていただきながら、そういうこともこの保守点検料に入っているのか。また、どうしてもそれで聞こえないところには、戸別無線機の設置ということで、これからやっていくという話になっております。

その中で、そういうことをやりながら、やはり町民にくまなく非常時の無線が聞こえるようなことをやっぱりしていただきたいとともに、ここにあるJアラートの保守点検委託料、18万5,000もあるんですけれども、Jアラートは、他国から何か飛んできたときにサイレンが鳴るとか、そういうシステムだと思います。また、そのほかにも、国で災害があるときには鳴るものだと思っておりますけれども、そういうものに関して、保守点検も毎年やっていかなければならないものだと思いますが、どのような点検内容になっているかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 1点目、防災行政無線の保守点検委託料ということで440万ということで、毎年、この金額が維持管理費として計上して点検していただいているというようなことです。何年かもう既に、今委員からあったようにたっているわけなんです、町政座談会含めて、やはりなかなか聞きづらいというようなことで、ご意見、ご要望をいただいております。

この保守点検の中に、そういうふうな聞き取りづらいところについては、業者をして、特に問題のあるところについては、年間を通じて、その現場に出向いていただいて、調整なり、スピーカーの調整なりをしていただいているというようなことでございますが、なかなか町民全員、冬季間、夏季間でも違いますし、室内の中にいる方、あと畑にいる方、そういった方でも違いますし、年代によっても違うというようなことで、なかなか難しい問題であります。今年度の予算といたしまして、今回は百目木地区、あと一部、鹿子沢地区ということで、災害の多い地区については、このサイレンのほかに、戸別受信機を設置して、災害に備えていきたいというふうに思っているところでございます。

あと2つ目のJアラートの関係でございますが、これ、22年度に、消防庁のほうで整備をしているシステムでございますが、22年度に全国瞬時警報システムというような形で、今、委員からあったように、弾道ミサイル関係で言うと3つあります。参考に申し上げますと日本の領土領海に対して落下する可能性がある場合、あと日本の上空を通過した場合、あと3つ目が日本の領海外の海域に落下した場合というようなときに、サイレンを通じて警報が鳴るというようなことでございます。今回の18万5,000円の保守点検委託料については、30年度に、新型受信機を更新したということでありまして、それに基づく毎年かかる点検委託料ということでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

今、課長からありましたとおり、毎年441万1,000円、保守点検料がかかるのであれば、やはりその中にきちんと町内くまなく、まずは聞こえるような、そういうふうな調整もしていただきたいということを入れていただきながらやっていただきたいなど。今回の百目木、鹿子沢の一部についても、早速、戸別受信機を入れていただき、災害の多い地元の方たちは安心はしていると思います。ただそれ以外にもやはり聞こえないところがあるのであれば、聞こえよくなるまで辛抱強く業者とも交渉していただきながら、改善を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 2点あります。76ページの9款1項1目18節の負担金、去年から見て2億円ほど増えているんですけども、何か要因があれば教えてください。

次に、79ページの18節の先ほどの自主防災組織なんですけれども、今、町内でどれぐらいの数の自主防災組織が立ち上がっていて、どれぐらいの割合をカバーできているのか、もし分かれば教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 1点目でございますが、76ページの常備消防費、西村山の広域行政事務組合の消防負担ということで、今、委員からは比較の欄、2,004万1,000円でございますね。増額になっているということで、この増額につきましては、広域の議員の皆さんについてはお聞きしているかと思えますけれども、広域の消防本部初め分署、それぞれの町にあるわけなんです、消防庁舎がかなり40年以上経過して、古くなっているということで、消防庁舎の基金を設置するというようなことでございます。それが1年で大江町の負担金を申し上げますと、1,088万円、広域全体では1年で8,000万。それを12年間積立しておこうというようにございまして、総額で9億6,000万ということで、大江町についての総額を参考に申し上げますと、1億3,056万というようにございまして。負担割合等については消防費負担金、通常の消防負担金と同じように、平等割20%、人口割40%、あと財政力指数割40%ということで、同じような率でこの基金についても負担をしていくというふうなことでございます。

次の2つ目の79ページ、自主防災組織でございますが、先ほども申し上げましたけれども、区長さんを中心として、組織を頑張ってつくっていただいているというようにござい



ますが、今年度末、見込みで27組織になってございます。また新年度、今回、今、それぞれの区で総会が中心に行っておりますけれども、うちの職員が出向いて、この防災組織の説明など、補助支援のお話などをさせていただいて、すぐにでも新年度になったら組織化をしたいというような情報なんかも何件かいただいたというようなところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 桁の読み間違い、大変失礼いたしました。申し訳ありませんでした。

自主防災組織について、職員の方が総会に出向いてまで説明くださっているということでもありがたいと思います。皆さんが、自助・共助・公助に向けて、頑張ってくださいねと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、76ページ、非常備消防費の中の報酬ということで、新年度も、消防団員の報酬ということで、320名ということで予定されております。実際、320名はいないと思うんですけれども、今回の補正でも団員報酬の計上が出てきました。課長、何でこの消防団って、人が減っているんだよね、ということで、実際、各分団で、今、消防団の団員の補充というか、大変になっているというのは、やはり課長もご存じのとおりだと思います。

その中で、昨年度も台風のときで、町の消防団が一生懸命頑張って働いているのを見ておりますが、やはり人が少ないというような感じもいたします。水害のときなどは、土のうをつくったりとか、土のうを運んだりする、そういう作業も出てくる中で、本来、町に災害があったときに、一番に頑張っていたかねばならない消防団であります。その消防団が減っている理由、理由なんて、課長に聞いても分からないと思いますけれども、減っているのはどういうことか、またそれを今後増やしていくために、町ではこれまでとは違った消防団に対しての何かを考えていながら、消防団の勧誘というものをしていかなければ、この数が減ってしまえば、地区の防災というのはなかなか進まなくなると思いますので、その辺のところをどのように思っているかお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 消防団員の関係でございますが、補正予算でも団員報酬を減額させていただいた。非常に大きな問題であります。関野委員がおっしゃったとおりということで、私も頭が痛いわけなんですけれども、現在、条例では330人の条例の定数でございます。

現在の団員数については、今年度末で290名、40名の開きがあるというようなことで、条

例と現団員の関わり、改正等についてはまた今後考えていかななくてはいけないのかなと思っておりますが、どうして減ってきているのかなということについて、私も考えているんですが、まずは人口が減っている。若い人たちが減ってきているということが一つあると思います。あとは、七軒地区辺りでは、再々入団、私よりも年多い、70ぐらいの人が再入団をしていただいて、活躍をしていただいているというようなことでございます。

何十年か、我々が消防団に入っているときであれば、農業している方とか、あと左沢の町なかで言えば、自営業、商店街でやっていて、すぐにでも駆けつけられるというようなことでありますけれども、現在、自営業が少なくなって、我々のような勤めている職員が多くなって、山形、東根方面とかそういう方がかなりいらっしゃいます。そういう方でも、現在、メールシステムとか、あとは幹部の皆さんに、部長さんの皆さんあたり、非常にてきぱきとした指示に基づいて、今年度もかなりの災害、出動回数があったんですが、150名ぐらい、1回の火事で参集いただけるというようなことからすると、現在の団員の方については非常にこういう時代であっても、頑張らせていただいているというようなことで感謝を申し上げているところでございます。

そういうような、何ともできない問題については別として、町でどうするのかということでございますが、幹部の皆さん、消防団の幹部の皆さんと勧誘が一つ必要なわけなんですけれども、親御さん、子どもさんは20代、30代の団員が中心になるわけなんです。勧誘する際に、親御さん、多分親御さんも団員の経歴なんかがある親御さんが多いと思いますので、そういうような消防活動というよりも、地域に住んでいる役割、若い人の役割ということで、地域コミュニティとかそういうふうなまちづくり、地域づくりのためにも、そういう若い時代に地域で関わるという大事さ。この辺あたりを消防の勧誘だけでなく、教育委員会の成人教育とか、そういうふうな仲間づくりあたりが必要なのではないかなと。不可抗力の部分については仕方ないところがあるわけなんです。そういうところを少し消防団、町としてもどういう形で入っていられるかについては、非常に難しいところがあるわけなんです。関わりを持っていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 現在、消防で頑張っている町の若い人たちがいます。でもやはり人が減ってくれば、それなりに負担も大きくなります。今、課長が、現在でも非常時のときには150名ぐらい出動してもらえる。それは大変ありがたいことであります。しかし、人が減ってくるという前提の中で、その数もだんだん減ってくれば、万が一の火災のときの消火活動

もなかなかできない。台風の被害の水害のときにも、なかなかその消防の本来の力が出せないというようなことになってきますので、今課長が言いました、地域とかそういうことの応援も必要だと思います。町全体として、町を守るため、消防団員、それをやはり増やしていく、そういうふうな手だてを、区長会なり、学校なり、そういうところの連携をしながら、多角的な方面から消防団、それはさっき今課長が言いました、いわゆる地域のコミュニティ、そういうところから始まってくるものだと思います。そういうふうなことをきちんと今後考えながら、一人でも消防団が増えるような、またそうやって地域と若い人たちのコミュニケーションが取れるような、そういうふうになっていただけるように、これからもぜひ頑張らせてやっていただきたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで消防費の質疑を終わります。

10款教育費の質疑を行います。

79ページから97ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 95ページ、18節、下のほうに左沢高等学校剣道部育成強化補助金20万というふうにあるわけですけれども、左沢高校の剣道部と言えば、これまで数々の全国大会で優勝、連勝して、長年その名を全国にとどろかせたということで、知名度が非常に高かったわけでありまして。最近そういうことが聞こえてこない。そういったことで、現在の状況などを伺いたいのですが、お願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

左沢高等学校剣道部の強化補助金ということで、こちらのほう予算書20万というふうにございますが、かつて強かった時代には、平成15年辺りには、町のほうからも100万円の補助というようなことであったということをございます。その時代は、隆盛を誇って全国3冠も獲得したというような時代があったかと思えます。

今でも左沢高校、特に女子のほうは力を入れてやっているわけなんですけれども、なかなかかつてのような成績が出せないというふうには聞いております。

ですので町としては、この金額を使っていただいて、強化していただいて、左沢高等学校の名を響かせていただきたいなという思いを込めての補助金でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

以前は100万ほどあったということで、少なくなった。だからそこら辺、もう少しアップして、アップしないとその育成強化の効果というのが現れてこないのではないか。できれば、有名な指導者、優秀な指導者というか、そういうものを引っ張ってきて、もう一度剣道部の強豪さというものを復活させていただきたいなというふうに考えているのでありますが、どうでしょうかね。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

先日の一般質問にも毛利議員のほうから左沢高校の支援について、いろいろご意見、ご指導ございました。それについて、教育長がいろいろお答えさせていただいているわけですが、あくまでも高等学校ということで、県立の分野になります。町としては、県立といえども、大江町に存在する唯一の高校でございますので、支援することはやぶさかではありません。力を入れていかなければならないとは思っております。ですので、県教委と相談をしながら、身近なところでは校長先生方ともよく話をしておりますけれども、その辺で話をしながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 左沢高校の生徒数も年々減少しております、将来も危ぶまれるような感じになってきていますので、それをこういった剣道部なども前に戻して、強化してあいうふうにならなければどんどん入ってくると思いますので、ぜひもっと検討して、みんな力を出して前に戻っていただきたいなと、検討していただきたいなということで、よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 87ページ、中学校の教育振興費についてお伺いします。

小学校の教育振興費のほうには、楽器の購入費とありました、楽器の購入費32万6,000円ありましたが、中学校のほうには特に何も書かれていないようで、昨年東北大会に出場するというすばらしい成績を修めた吹奏楽部なんですけれども、使用している楽器も大分傷んできているというふうにお話を聞いております。部活動の予算のほうにも、数字がありましたけれども、これは楽器でしょうか。それとも楽器の購入は、検討いただけないでしょうか。お願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

87ページの部活動用品費の購入費につきましては、今年度は、卓球部の卓球台でありますとか、それから柔道部の滑り止めなどを上げさせていただいているところです。部活動用品に限らず、学校の備品等につきましては、毎年予算要求をいただくときに、学校のほうと綿密に打合せをしながら進めさせていただいているという状況でございます。

小学校のほうにつきましては、今ありましたように、楽器のほうが古くなっているの、欲しい、購入したいんだというようなことで教育委員会と調整しながら進めております。このたびは、中学校のほうからは楽器の要望は特にございませんでしたので、また今後そういう要望があれば、予算に反映させていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 中学校のほうの親御さんが言っただけなので、では、学校から教育委員会のほうに上げていただくように伝えていきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 81ページの3目の報酬のほうで、1報酬、そこには会計年度任用教員報酬12名と、こういうふうに、1,751万6,000円とありますけれども、この12名の方というのはどういった職種になるのかということでもまずお聞きしたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 会計年度任用職員の報酬だと思います。会計年度任用職員12名につきましては、こちらのほうを10款1項3目に上げさせていただいている方々の内容につきましては、理科アシスタントの先生方、それから学習生活指導員の先生方7名、それから地域連携をしていただいている地域コーディネーター、これらの方々の報酬ということで上げさせていただいているものでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） この方々、常勤になっているのか、この勤務形態、その辺などもお願いしたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 会計年度任用職員につきましては、来年度から制度が変わる

ということで、新たに用いられた制度でございます。その中に、これまで臨時職員として教育委員会のほうでもお願いしていた方々が入ってくるということで、こういうふうに会計年度任用職員報酬ということで、まとめて上げさせていただいたものでございます。

ただいま申し上げました学習生活指導員の先生方などは、フルでほぼ入っていただいております。学校にとって必要な方々だというふうに思っております。

ただ、理科アシスタントの実験の先生方などにつきましては、週2回から3回ということで、会計年度任用職員の制度の中で運用させていただいているということになってございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 92ページ、図書館費について伺います。

会計年度任用職員報酬479万3,000円ですが、職員3名となっておりますが、できればもう1人、または代行職員の分を少し、代行職員の分でありました23万円の分を少し増額して3.5人分または4人にさせていただいて、体制を変えて、中学校の図書館の整理をする方を入れていただいております。

中学校の図書室は先生方が多忙のために、蔵書の整理が追いついていないらしくて、あまり状況がよくないというふうに伺っています。子どもたちが、より本に親しんでくれるように、できる限り環境を整えてあげたいと考えていますが、ご検討いただけないでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） ただいまのご質問は、図書館費の中の会計年度任用職員、図書館に大江町の町立図書館にいる職員のほうを増員してということだと思います。

今、橋本委員がおっしゃった中学校の図書館、それから中学校に限らず、小学校の図書室関係についても、我々、先生方が忙しくてなかなか手がつけられないという現状は重々承知しております。

ただ、我々もそれを放置しているのではなく、いかにしたら学校の図書館をうまく活用し、町の町立図書館と結びつけて、子どもたちに、よりたくさんの本を読んでいただけるようにならないかなというふうなことで常に考えております。

今年度も各校の校長先生方と、それから社会教育のほうで近隣の学校と図書館に視察に行ったりして、どのような形で結びつけていくのかということを勉強しております。

ですので、今年度は予算に反映することはできなかった。ただ、その中でも学校の職員の

中で、先ほど結城委員のお答えの中でも申し上げましたが、会計年度任用職員を活用して、そういう学校図書と町立図書館の結びつけなどできないだろうかというようなことも考えたりしておりますので、これは教育委員会としても、今後の課題として捉えて、積極的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 今年考えていただけるということで、今年度の予算には反映されないかもしれませんが、かなり状況がよくなることを期待して、よろしく願いいたします。

続けてすみません、96ページ、体育施設費についてお伺いいたします。

96ページのプール管理委託料462万3,000円、また、工事請負費の体育施設整備等工事費400万円についてお伺いします。

プール管理委託料は、前年比で94万2,000円増えているかと思えます。その分の要因が何かあれば教えてください。また、体育施設については何を予定しているかもお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） ただいまご質問いただきましたプール管理委託料につきましては、これまで特殊な業務、夏の間だけなんですけれども、管理業務ということでかつてはアルバイトの高校生などを監視員につけてできた時代もあったと思えます。ただ、今現在それが法律でできなくなっております。ですので、監視業務というものを請け負える会社が非常に少なくなっております。その中でも監視員を置いてプールを管理しなければならないということになっていきますので、請け負える会社がだんだん少なくなっているという中で人件費が高騰している状況にあります。

大江町としても、子どもから老人まで夏の間はプールを活用して健康づくりに励んでいただきたいという思いから、ただその監視業務が上がったからといって、日数を縮めたり、そういうことはなかなかできかねるというふうな考え方で計上させていただいたところ、このような金額になったということで、ご理解いただきたいと思えます。

それからもう一つ、2点目ですけれども、14節の体育施設の工事費400万につきましては、同じくプール、町民プールなんですけれどもやはりできてからかなり年数がたっておりまして、一部歩くとプールの底がべこべこことへこむようなところがございます。開けてみないと中の状態がどういうふうになっているか分からないということがございます。ただこのまま放置して、もしそこが破れたりしたら大変な大ごとになってしまいますので、そのところ、

一度プールの底を今シーズンの前に開けて、どのような状況になっているか確認させていただき、すぐ直せるようなことであれば、すぐ対処したいというふうに思っております。

ただ、広範囲に及ぶ工事が必要だというふうに判断されれば、また一度そこで蓋を閉じて、今シーズン活用するときには、そういう技術が非常に進んでいるそうなので、そういう技術を活用して、この工事費を使わせていただきたいという考え方でございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

どちらにしても安全が一番大事なことですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 93ページの18節、一番下の文化的景観整備事業補助金の1,395万円ということで、これまでの進捗状況などと、また今年度の整備内容というのはどういったことをやっていくのかということでお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） これまでの進捗状況ですけれども、清野家のほう、重要な建造物になっております清野家のほうの工事、5か年にわたりまして、国庫補助、県補助を活用させていただきながら整備を進めてまいりました。その事業が今年度で終了いたします。清野家のほうはご覧のとおり、原町を歩いても、非常にきれいになったかなというふうに感じているところでございます。

今年度の事業でございますけれども、整備事業、直接補助が終了いたしまして、今度は町の重要景観建造物になっております林武一郎家、それから富士屋さんでありますとか、そういうような構成要素の持ち主の方と協議しながら、修繕を進めてまいりまして、文化的な景観の補修に努めたいというふうに考えているところです。

5か年の計画を終えましたけれども、清野家のもみ蔵等も、来年度また進めていきたいということ、それから林武一郎商店につきましても、土蔵の改良でありますとか、あと生活してこそその文化的景観ということもございますので、屋根のふき替え等の工事をさせていただきたい。それから富士屋さんにつきましても、ブロック塀のほうを改修して木塀にしていくような工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。



○委員長（伊藤慎一郎君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

では、清野家は今年度で終わるということで、あとは岡田家と富士屋さんですか。富士屋さんと林武一郎商店さんのほうはどのぐらいかかるんですか、いつ頃終了するのかなどということでお伺いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） そちらにつきましては、町で勝手に工事をするわけにはいきませんので、所有者さんの意向を確認しつつ、所有者さんのご都合のいいとき、一番いいときを選んでいただいて、進めていただくというようなことでやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、93ページ、工事請負費の中から楯山公園整備工事費で3,800万円ほどありますけれども、現在までの工事の内容と、新年度、これでどのような工事をするかということが1点と、あと80ページの委託料から個別施設計画設計委託料、あともう一つ、これ多分、肉づけで出てくると思うんですけれども、中学校の水道から赤い水が出るということで、子ども議会のほうで、子どもからお願いしますと、教育長にあったんですけれども、それが多分出ていないように思えるんですが、そこに関して、この赤水の件に関しては教育長から答弁をお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 1点目のご質問、楯山公園の整備工事費についてのご質問にお答えさせていただきます。

楯山公園の整備につきましては、年次計画に基づいて工事をさせていただいているところでございます。これまで散策路を整備させていただいたり、今年度は、広場のほうを整備し、八幡座のほうに遺構表示などをさせていただいたという経過がございます。来年度、令和2年度につきましては、ただいま現在文化庁のほうと協議中なんですけれども、八幡平のほうに展望施設、できれば観光の目玉になればいいなと思ひまして、展望施設のほうを建てさせていただくような計画をしております。それから安全面を考慮いたしまして、蛇沢のほうに管理道路を工事させていただきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、現在楯山公園にあるトイレが古くなっておりますので、そちらのトイ

レのほうも新たに、同じ場所になりますけれども、トイレを改修させていただきたいという、この3つの工事を今のところ予定させていただいているところでございます。

[発言する人あり]

○教育文化課長（西田正広君） 80ページ、個別施設計画委託料につきましては、小中学校3校分の長寿命化計画の策定業務の委託でございます。こちらのほうですけれども、学校施設に限らず、国のほうでインフラの長寿化基本計画というものを策定しておりまして、文部科学省のほうでも、平成26年にその行動計画というものを策定し、各自治体に個別施設の長寿命化計画をつくれというふうな指示がございます。こちらのほうで、令和2年度までにこの計画を策定するよというふうなことがございますので、学校のほうを我々としてもより長く使っていくために、計画を策定して修繕等の年次計画を策定させていただきたいという内容でございます。

3点目は教育長ということなんですが。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育長。

○教育長（犬飼藤男君） ご指名ありがとうございます。

あの件については、今年度中にすぐ対応するよというふうなことで対応させていただいておりますので、詳細は課長のほうから申し述べます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 答えろということですので、お答えさせていただきます。

12月にございました子ども議会で、大江中の水道がおいしくない、それから赤水が出るとよいうなことでご意見をいただきまして、それに対しまして、まず今年度の予算でできるところからよいうことで始めさせていただいて、今年度は、各階に浄水器、水道に取りつける浄水器を買ってつけさせていただいております。これをフィルターの交換などしながら、使っていただきたいよいうことでございます。

ただ、これでは抜本的な改革にならないよいうことで、我々もいろいろ調査させていただきました。水道管のほうも、20年を超えると、業者のほうでなかなか検査すらも請け負っていただけないよいう状況が、ここに来て明らかになったところですよ。なぜかといひますと、清掃しただけで、管が破れてしまったりするものですよから、業者のほうにかなり負担がかかるよいうなことで、そんなことで県内各、いろんなところに業者に聞いたところ、検査をうちで請け負うよいうところが出てまいりましたよので、それは今後、新町長と相談しながら政策的な予算のほうに、肉づけ予算として、まずは検査、どのような工事が大江中学校に

とって一番いいのかということを考えさせていただくためにさせていただきたいなというふうに、今のところ思っているところでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。

まず、楯山のほうの工事につきましては、一回見させていただいておりますので、大体想像がつかます。現段階で工事等を行っているところもあると思いますけれども、通常に観光客の方とかが行って、ある程度の場所までは見られるということで、これは大丈夫なわけにありますよね。

新年度の工事の中に現在ある楯山のトイレの整備というものがあります。その中で、ぜひとも八幡座というか、そちらの裏の山のほうの出口のほうなんかにも、トイレなんかをつけていただければ、なかなか後ろのほうから、尿意を持ったときに、表のほうまでもたないという方もいると思いますので、その辺のところに造るのであれば、もう一つ造るぐらいの配慮をしていただければなと思います。

次の個別施設計画策定委託料について、どこへ委託するかというのはまだ分かっていないわけですか。それとも委託するところはもう決まっているとか。そういうところを決まったら、またそれも議会のほうでお知らせさせていただきたいと思います。

あと、水道に関しては、できることをということで、水のろ過器というか、それはできることだと思うんですけども、今言ったように、決定的なものになっていないと思いますので、やはり水も子どもの命を守る安全なものでありますので、やはりおいしい水を飲んでいただくのは当然、赤い水というのは、何の害があるか分かりませんので、その辺のところは、まず第一番に町長と相談して、新年早々、水道管を替えるぐらいの気持ちでやっていただければなと思っております。

まず楯山公園のほうに、もう一つトイレを造るなんていう考えはどうでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 今年度の予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在のトイレを直させていただきたいということでございます。

やはり楯山はかなり広範囲になっておりますので、当然散策をしている途中に催す方もいらっしゃるかと思いますけれども、それは「奥にトイレはございません」という表示で今のところ対処させていただき、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますけれども、楯山公園につきましては、とにかく文化庁の縛りがかなり厳しいものがございます。建てられるか

建てられないかは、将来的にも文化庁と協議をしながら慎重に進めてまいりたいというふう  
に思っているところでございます。

それから、大江中の水道につきましては、子ども議会でもあのような意見をいただいて、  
我々としても、まずできるところからというふうなことで、簡単なことで笑われてしまいま  
したが、ですがやはり子どもの体に関わることでございますので、誠意を持って対処してま  
いりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 楯山公園に関してはやはり整備が進んでいるということで、どうい  
うふうなものができるか大変楽しみになっています。

あと、中郷バイパスのほうから、左沢方面に向かってくると、やはり木を切って眺望をよ  
くしているということが分かるぐらいに、今までは、東屋のほうとか見えなくて裏のほうは  
見えない状態だったんですけれども、後ろのほうも見えるような、やはりそういうふうな景  
観になってきていると思えます。せっかく必要なものが、左沢のほうに、ちょこちょこ来  
ている人は、やはり日本一公園なんかを見ながら運転してきていると思うので、「何だや」と  
なったときに、あそこに何か行ってみたいと思えるような、そういう施設を、いち早くそ  
れも造っていただいて、やはり日本一公園辺りから、左沢の市街地を見て、これが日本一公  
園から見た左沢かというのをやはり宣伝できるような、そういうなものも早くつくって  
いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） すみません。今、トイレの話が出ましたので、ちょっと関連させて  
いただきます。

今、トイレを直すというか、新しくするのね。それに関して、今は循環のトイレなんです  
ね。それで、浄化槽というのはできるかできないのか、私の一般質問に答えたところでは、  
なかなかできないという答弁があったんですよ、1年半ぐらい前に。それで、今でもそうい  
うふうな状態なのかというのが、まず一つお聞きします。まずそれ、お願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 楯山のトイレについて、お答え申し上げます。

今度新しくするトイレも今と同じような循環式のものになります。そのほかの方法はなか  
なか難しいというふうなことでございますので、これで進めさせてもらう計画となっております。

ます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） そうしますと、前の循環式と今の循環式はちょっと違うのかなという気はするので、大分よくなったとは思っています。でもすごく残念なのは、浄化が一番いいのは、やはり浄化槽なので、循環というのは、今のところ駄目だというのは分かりますから、やっぱりあのトイレが今までで20年ぐらいたったんですかね、あのトイレ、ちょうど。20年ぐらいたって、また同じ方法でやるというのは、ちょっと残念な気がするんですよ。

今後のトイレはどうなるか分かりませんが、もしあれだったら、循環式じゃないようにやっていただければ、最後にはみんな喜ぶのかな。若干黄色いんでね、あの水が。どうしても、何かおしっこを流さないでいったような感じになっていますので、それは私、昔から大分気になって、でも20年前はできたときにはすごくみんなきれいなトイレだと思って、みんな喜んで、みんな使っていたんですよ。

トイレと申しますと、男より女の方が大半なので、女の方は、汚いトイレはあまり使わないので、そういうことは昔から今も変わっていないので、なるべく浄化槽であればいいかなと、そういう状態であれば、仕方がないのかなというふうに私は思っていますので、今後のことも言ってもしょうがないかな、課長。どうですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 土田委員のご質問にお答えさせていただきます。

そのほかの方式を採用するとなりますと、あの場所が場所ですので、まず水道の問題があります。どこから持ってきて流すのか。それから、排水の問題もございまして。あそこに合併浄化槽をつくるわけにもいきませんので、場所としてはやはり最適な方法で進めるには今現在の方式が一番かなというふうに考えております。

ただ、やはり土田委員からありましたように、今現在のものは二十数年前のものでございまして。同じ循環式といいましても、現在、ろ過材を通してきれいになっているんですけども、そちらのほうもかなり進化しているというふうに聞いております。

また業者のほうに管理をきちんと委託するよういたしますので、その辺はまず心配ないのかなというふうにこちらのほうでも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 私、前の一般質問には、458号線の入口にトイレをいいんじゃないかと。そういうような構想を立ててお願いしたんですが、今こういうふうな状態になってお

りますので、逆にあそこですと水道は簡単に引っ張れますし、排水はすぐ側溝がありますし、すぐ流されるんですよ。今さら私そんなこと言ったってしょうがないから、課長、まずきれいなトイレをやってもらうしかないので、お願いします、課長。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで、教育費の質疑を終わります。

3時30分まで休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

11款災害復旧費の質疑を行います。

97ページになります。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで災害復旧費の質疑を終わります。

12款公債費の質疑を行います。

97ページになります。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 公債費について、元金が前年度比で9,696万7,000円ということで、最初の説明で、学校のエアコンと中央公民館の償還が始まったというふうにお聞きしました。

今年度の反映されない大きな事業の償還で何か終わったものはありますでしょうか。

また、利子のほうで長期債利子、2,058万円ほどあるんですけども、今かなり金利が下がっている時代なんですけど、かなり高いのではないかと思っています。高金利時代の借金がどれくらい残っているのか教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 公債費の元金の関係で、全体的な説明の中でも申し上げましたが、過疎対策事業の中でも、保育園の建設であったり、防災行政無線、これら等が、大事業が始

まって元金の償還が、過疎債であれば3年据置きということで4年目から償還が始まるわけなんです、そういう事業が加わってきているということでの大きな増額になってございます。

利子については今、橋本委員からありましたように、利子については、逆にここで380万4,000円の減というようなことで、高利率の償還が終了しているというようなことでございます。

償還が終了した大きな事業でございますが、農業集落排水事業債というものも昭和62年時代のやつとか、あと本郷東小学校の建設などもあったようです。あとは臨時地方道整備事業債、このような形で、現在は、過疎債と臨時財政対策債、これら2つで、交付税措置のあるやつをかなり償還、今やっているわけなんです、今、申しあげましたように、少し優良債とも言い難いやつなんか、もともとあった、長い償還のやつが終わってきているということでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 公債費についてお聞きしますけれども、今年というか、来年度は、9,300万円の増というふうになっているようでございますが、ここ数年、財政運営の質疑の中で、にじいろ保育園の建設に伴う償還、あるいは中央公民館の償還に伴うものというふうなことで、かなり大幅に公債費は伸びるというふうなことで、脅かされてきたわけでございます。

しかし、先ほど総務課長の話によると、にじいろ保育園の元金が始まるというふうなことを言っておりましたけれども、来年度あたりには中央公民館の元金も始まるというふうなことだと思っております、大体9,300万円プラス2,000～3,000万円で推移するのかなというふうな受け止めているわけですが、その辺の見解はどうなんでしょうかね。いわゆる公債費がどんどん上がっていくというふうなことではないというふうに私は理解するんですが、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それから、ここに一時借入金利子というふうな22万円の計上がされております。一借につきましては、3月の資金繰り、あるいは4月上旬、いわゆる交付税が入らない時期に主に一借をやって、資金の運用をやるというような建前みたいな感じがするんですが、令和元年度の一借の実績をお聞きしたい。

それから、この22万円の一時借入金というものは、大体何月頃にどのくらいの金を借入れて資金繰りにするのかということの2点をお聞きしたい。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 最後のほうの一時借入金のほうからご説明申し上げたいと思いますが……いいですか。会計管理者のほうから一借のほうについては申し上げたいと思います。

公債費の考え方でありませけれども、これまでの経過なども含めて申し上げたいと思います。平成18年、19年あたりについては11億円台をピークにその後、様々先ほど橋本委員の質問にもお答えしましたが、大幅な事業というか、大規模な事業が減ったということで、ここ数年は、公債費については4億円台となっております。

今後でありますけれども、今、委員からあったように中央公民館の改築、あと町立保育園整備の起債元利償還が始まるということで、令和3年度には6億円台となり、一番ピークの令和4年には約7億円というように膨らむことが予想されております。

参考にご覧になっていただきたいと思いますが、予算書の109ページでございます。

109ページに、地方債の現在高見込み、あとは当該年度中、令和2年度の起債の見込み、償還見込みってありますけれども、このような形で前年度末現在高見込みというのが、令和元年度、今年度末でございます。これが59億9,600万、約60億でございます。

令和2年末というのが一番右端の欄になりますが、当該年度末ということで、令和2年度末の現在高ということで、57億というような形で、約3億ぐらい減っていくというような見込みになっております。

詳細については、ご覧になっていただきたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（金子冬樹君） それでは、一時借入金のことにつきまして、お答えいたします。

令和元年度の借入れということでございましたけれども、今、委員さんからありましたとおり、例年3月にかなりの支出があるということで、資金計画ということで、歳入見込み額、そして歳出見込み額を月初めに計画します。3月につきましては、基金の積立て、それから一般会計の繰り出し等々がありまして、今年度に関しましては、今の予定では、3億円ほど不足が見込まれておりますので、その分を一時借入れを行うということで予定しております。

今の予定では10日間ほど借入れをして、来月初めにお返しするという計画で、借入れを予定しております。それが令和元年度の予定でございます。

また、予算に計上しました一時借入金利子、22万でございますけれども、こちらのほうは、これまでの過去の実績ですとか、今年度の借入額、3億円程度を見込みまして、令和2年度



も、まず3億円を借りる前提で、予算を計上させていただいております。

利率につきましては、当初予算計上時の民間の金融機関の借入れ利率を参考にさせていただきまして、0.8%ほど見込ませていただきました。借入れ期間につきましては3月の1か月間ということで、22万円を計上しております。

以上であります。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。一借をしながら潤沢な予算執行を努めるといふことで、会計管理者の手腕の見せどころだといふふうに思いますので、頑張ってくださいといふふうに思います。

公債費の5億8,200万といふふうな公債費なんですけれども、いわゆる財政担当の課長が優良な起債、良質の起債を充当しているんだと。過疎債については、70%の交付税補填があるといふふうに説明しております。

そういった中で、今年度、地方交付税、普通交付税についても、若干伸びを見せて、そして計上したといふふうな予算計上になってはいますが、ここの償還、公債費の5億8,200万。一般会計の公債費は、ほとんど過疎債、辺地債といふふうなことで理解してよろしいのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 公債費の元金と利子分でありますけれども、過疎債とか辺地債、辺地債は10年で返還、過疎債については12年ということでもありますけれども、先ほども申し上げましたように、現在は過疎、辺地、臨時財政対策債というところが中心の借入れであります。まだまだもともとの学校関係あたりについては、義務教育事業債ということでは25年とか、そういうふうな償還がまだ残っているといふような、詳細については申し上げられませんが、過疎、辺地、臨時財政対策債だけではないといふふうにちょっと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 先ほどのお話は109ページの調書を拝見しまして、優良債が多いということではありましたが、前年度末の、令和元年度残高の59億9,646万と当該年度予算の、来年度の末の見込みで57億3,000万ということで、一応減るということになってはいますが、今回の予算はあくまでも骨格予算であると思っております。肉づけ予算が反映されたときに、どのようになる見込みなのか、現時点で分かれば教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 起債の考え方、起債の発行額の考え方だと思いますが、当初予算では今から審議していただきます起債については、2億9,550万ということで、3億円弱になっております。

今、委員からあったように、4月予定しております肉づけ予算、これらを踏まえますと、例年一つの目安としております5億円弱程度まで、現在の肉づけを、事業の内容を精査する。その程度になるのかなというふうに思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで公債費の質疑を終わります。

13款諸支出金の質疑を行います。

98から99ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで諸支出金の質疑を終わります。

14款予備費の質疑を行います。

99ページになります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで予備費の質疑を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○委員長（伊藤慎一郎君） 本日はこれにて散会といたします。

週明け23日は午前10時から会議を再開いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時44分

## 予算特別委員会

### 議事日程（第3号）

令和2年3月23日（月）午前10時開議

#### 日程第 1 付託案件の審査、採決

議第22号 令和2年度大江町一般会計予算

議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算

議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算

議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算

議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算

議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算

議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算

議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	教育長	犬飼藤男君
総務課長	佐竹宗弘君	政策推進課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	鈴木利通君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者兼出納室長	金子冬樹君

---

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	五十嵐大朗君	議会事務局庶務主任兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	--------	----------------	-------



ご案内のとおり、10月から消費税が8%から10%に変わったと。その増収分については、増収分のおおむね半額を社会保障、いわゆる子育て環境の、幼稚園あるいは保育園の無償化ということに充てますというふうなことであります。

そういった中で、このページの9款の地方特例交付金、これも子育て臨時交付金が昨年度、半年間で1,672万6,000円を保育園の無償化のために充ててくださいというようなことで、国から交付になっているんですが、る説明があったように、こういうふうなことでなくて、その無償化に関わる分は一般財源化するというふうな説明がありました。

その一般財源の確保については、普通交付税で充当するというふうな説明があったわけですが、地方交付税が4,500万円増となっているということであれば、ここの部分は、幼稚園あるいは保育園の無償化に伴う財源確保だというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、冒頭に申し上げた地方消費税交付金が3,500万円の増になっております。これは、当然10%に消費税が上がったというふうな中での部分の増になるというふうに理解してよろしいのか、総務課長からお伺いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 毛利委員のほうの質問にちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、7款の地方消費税交付金の関係をちょっとお話しいたします。

本年度と前年度の比較で3,500万というような形で、大きな伸びの計上をさせていただいていると。

一つは、この伸びについてちょっとお話し申し上げますと、根拠では当然町では、県の一つの推計、この消費税交付金についても推計を基にして、参考として積算するわけなんです、県の参考値については24.4%の伸びという形になってございます。そんな形を一つ参考としながら積算をさせていただきました。

内容的には、今、毛利委員からありましたように、この消費税については8%から10%に上昇したと。それで、町のほうに交付される金額をちょっとお話しいたしますと、消費税10%になったわけですが、そのうちの2.2%が地方収入分ということで、その残り分については当然国なんです、2.2%は県と町で財源として使っているという形になります。

その収入額、2.2%のうちの半分が県、半分が市町村ということで、国勢調査の人口、一番直近では平成27年度の国調の人口、あとは経済センサスに基づく従業員者数、これに応じ

て市町村のほうに交付になるという形で積算した結果の3,500万円でございます。

あと、10款の地方交付税、これも4,500万円の伸びという形で、今、毛利委員のほうからは、その上のほうにある令和元年度については子ども・子育て支援臨時交付金というような形であったわけなんですけど、令和2年度からは一般財源化というような形で交付税に含まれると、そのとおりでございます。

内容的には、この4,500万の中身をちょっと最初に申し上げますと、大きなところでは公債費、借金分の公債費の返還分が伸びているというようなことですが、それが交付税を算定する際に、基準財政需要額、基準財政収入額とこういうような算定をするんですが、その差を交付税ということで支出となります。需要額ベースでは、起債の公債費、借金の返済額が4,000万円伸びてございます。その分から収入額を引くとそれよりも下回るわけなんですけど、それが1件目でございます。

あとは、2つ目が保育園関係、無償化分でありますけれども、一つちょっと申し上げますと、にじいろ保育園については地方交付税措置という形になりますが、2,540万円です。あと、あゆみこども園については、対象の児童がゼロ歳から2歳ということで、これはゼロというようなこと。あと、教育施設ということで大江幼稚園がありますが、無償化分を積算いたしますと727万円ほどになります。3歳から5歳児ということで無償化分の対象になるわけなんですけど、この720万円の考え方です。

国庫のほうから直接が2分の1ということで、727万の2分の1ということで363万6,000円。これが国から直接、大江幼稚園のほうに入ると。あとは、県のほうから4分の1、181万8,000円、あと町のほうでも4分の1ということで181万8,000円、これを支出する形になるわけです。

その交付税がどうなるかということ、先ほど申し上げましたように、にじいろ保育園分についてが2,540万、今申し上げました大江幼稚園分の4分の1の181万8,000円を足しますと、交付税として2,721万8,000円。これが、先ほどの公債費の理屈と同じように、基準財政需要額、必要な経費ということで算定がされると。それから収入額、入ってくるお金もありますので、それを差し引くと約6割が1,600万、先ほど申し上げました公債費分の増と、あとは今申し上げました保育園の無償化分1,600万を足すと、ほぼ4,500万くらいの伸びになるというようなことでございます。

総体的には、一番最初の私の一般会計のときのお話にも申し上げましたが、地方財政計画としましても102.5%という、交付税全体の伸びなんかも含めて、財政では算定をさせてい

いただいたというようなことでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

地方消費税交付金については、県の算定見込というか、算定が24.2%というふうな中で、各市町村はそれに倣っての予算計上というので理解はしたわけですが、普通交付税の基準財政需要額、収入額との絡みの中で、いわゆる優良債といわれる過疎債の交付税算入額が70%、あるいは辺地債が80%というふうなしがらみの中で、先ほどの金額を示してもらったわけですが、公債費の中で9,300万円ほどの増があるということの中で、その起債の補填額というふうに見た場合に、果たして見込んだとおりの7割、8割の充当はならないというふうには私は理解するんですが、いわゆる基準財政収入額と需要額のバランスの中での考え方というふうになるわけですが、後で過疎債の延長に対する意見書などもあるわけですが、ただ単に70%が補填になる、80%が補填になるということを我々議員の方々は認識しているというふうに思うんだけど、基準財政収入額と需要額の観点、あるいは普通交付税の単位費用等々から見て、公債費の充当というのは、これまでの経験から言わせると大体6割ぐらいじゃないのかなというふうに思うんだけど、その点は課長はどのように判断していますか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 起債の償還、公債に関する地方交付税の算入の考え方なんですが、もともと地域づくり事業とか、公債費の算入の仕方というのは2種類あるんですが、理論計算で算入される分。今、委員からあった過疎債とか、あとは辺地債とか分については、ストレートに償還額をそのまま積算をするということでございますので、公債については、交付税そのものについては、基準財政需要額と収入額の差が交付税という形になるんですが、過疎債等の公債については70%、辺地債については80%ということで、ストレートに、理論計算でなくて、基準財政需要額のほうに算入されますので、全て算入されているということについては間違いはないということに思っています。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 確認しますけれども、需要額の中に公債費の元金、利子が例えば5億円あると。その元利の中で5億円の中の五七、三十五というようなことで、3億5,000万は基準財政需要額としては見ると。

それで、収入額が例えば上回ったという場合には、計算上は7割が補填になるんだけど



も、絶対的な収入額が、全体的に見て、交付税の交付額を見た場合に、若干収入額のほうが上回ったという場合にはそこで補正すると、補正されるというかな。その結果が65%とか7割を超えるということはないだろうけれども68とか、そういうふうになる可能性があるということに理解していいんですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 様々な、学校教育関係であったり、道路関係であったり、道路の延長であったり、あと人口であったりということでは、基準財政需要額があつて、様々、税収入とかそういうような収入額、収入額については町の税金なんです、その差引きということに交付されると。

ただ、公債費については、ストレートにその金額が70、辺地債は80、ストレートにされるということで、その収入額で減らされるという、公債費だけを考えればそのようなことはないというふうに思っています。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ数が26ページになります。

諸収入、雑入のところちょっと聞きたいんですけども、古寺の案内センターにおいては、新年度から指定管理料が125万円ということを出ております。

以前、その話の古寺のところでは、このたびは施設の利用料をいただくということが説明があったと思うんですけども、この雑入を見ても、古寺のほうの駐車場の協力金とあるんですけども、古寺の施設の利用料というのがないと思っております。それで入をずっと調べてみたんですけども、そのような科目がない。

一体、それはどこに入っているのか、まず教えていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） お答え申し上げたいと思います。

朝日連峰の古寺案内センターの関係の使用料でありますけれども、全員協議会の中でも説明させていただきましたけれども、建物の使用料については、行政財産の使用料というようなことでいただくというようなことになりますので、26ページの雑収入の3番目の、行政財産使用料312万4,000円の中の内数というようなことで計上させていただいております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） では、この312万4,000円の中の内訳の説明と、古寺の案内センターに

関しては様々な意見が出ており、その中で、そういう意味で分かるような、そういうところの案内センターの使用料というようなことで出していただいても、これはいいのではないかと。

意図的にこの中に入れたように思われるんですけども、そういうふうにつえられてもしようがないかなと、その分もありますので、今後はそういうふうにしていただきたいということの要望と、312万4,000円、これの内訳を教えてください。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 内訳でございますけれども、科目的に建物の使用料の関係については行政財産に位置するわけで、その中の一つの項目というようなことで、行政財産の使用料というようなことでいただくので、歳入の項目としてはここに入れざるを得ないというようなことになっております。

あと、行政財産の使用料については、朝日連峰の古寺案内センターについては、建物の使用料と土地の使用料というようなことで含めて、年額130万ほどというようなことになっておりますが、これに加えて、行政財産については、例えば町の町有地の中に電話柱、電力柱が立っていた場合についても、行政財産の使用料になるというようなこととなりますので、そういったこともこの中に含まれておりまして、かなりの件数が、電柱関係についてはたくさんありますので、ちょっと……。

そういうことで、そういったところについては、総務課のほうでまとめて計上しているので、そこについては、じゃ、総務課長のほうからお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 総務課長。

○総務課長（佐竹宗弘君） 行政財産使用料でございますが、今、政策の課長からあったように、いろいろな内容が含まれています。

大きいところだけ、総務課管轄のところを申し上げますと、東庁舎、社会福祉協議会のほうにお貸ししておりますが、光熱水費ということで、それ相当分ということで50万円いただいております。

あと、小倉交流館、これは農林課管轄になりますが、小倉交流館のほうからは35万2,000円。あとは、交流ステーション分の使用料ということで91万6,000円、この辺あたりが一番大きいところなのかなというふうに思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 行政財産の使用ということで、いろんな項目があるというのは分かり

ますが、これらに関しては、いろいろ物議を醸している中でありますので、その辺はきちんと分かるような形で出していただいてもいいのではないかなと思っております。

やはり、聞かないと分からないようなところがあるというのも、やはり我々から見れば、普通におかしいんじゃないかなと思うところがあるので、今後、そのところは、ある程度分けられるものであれば、そういうのは分けて出していただきたい。

そのところで何とかならないかということで、もう一度、総務課長でも課長でもいいですから、答弁をお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 歳入の科目としては、行政財産の使用料というようなことになりますので、行政財産の使用料の科目の中の一つというような捉え方で計上するしかないのかなと、私的には思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番。

27ページ、21款1項7目教育費の文化的景観関連でございますが、これにつきましては議案調査のときにも質問させていただいたんですけれども、あえて再度質問させていただきます。

重要文化的景観の重要な要素であります建造物、これにつきまして、商店街のあるお宅の高齢者の方が、旦那さんが亡くなられまして、奥さんが、老人ホームのほうかどうかは分かりませんが、要するに空き家で誰もおられないというようなことで、持ち主というか所有者の方のほうから、町のほうで、もしあれであれば、使用目的等、何かあれば使ってほしいというような、いわゆる寄附をしたいというようなお話もちょっと伺っているわけなんですけれども。

私も、そのお宅、何回か行ったことがあるんですけれども、非常に京都の町家を思わせるような、間口は狭いけれども奥行きが非常に広くて、縁側なんかもあって、すばらしい老舗の建物であります。かつては何か、みそとかしょうゆとかそういうものを昔、作っておられたというお宅らしいんですけれども、やっぱり所有者の方の意思を尊重する意味からも、ぜひ前向きに町のほうで検討してはどうかなというふうに私は思っているわけなんです。

例えば、遠藤八百屋さんという方ですかね、こちらを町で購入してリフォームして、主に芸工大の学生さんとか先生の方に利用していただいて、町の活性化の拠点としていただいて

いるというお話も聞いておりますが、いわゆる商店街の空き家等も、そういった町の活性化のために、もし寄附していただけるようであれば、前向きに検討してはどうかというところでございます。

それについて、担当課長の考えをお願いしたいと思いますが。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入になるかどうかは分かりませんが。

教育文化課長、分かりますか。

申し上げます。

今、歳入の面で、この中に全体の中に入っている金額、それらについての質疑でございますので、例えばこれからの計画というのは、やっぱり一般質問とかそんな形でやってもらいたいと思います。

どこか答弁するところがありますか。

政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、中央通り商店街のあるお宅のおうちのことを指しているのかなあと考えておりますけれども。

今、教育委員会のほうで、重要な構成要素の一つである一つの建物が、所有者さんがちょっと町のほうに寄附したいなんていうようなことでの相談をされているなんていうことで、私どものほうにも話が来ておりますけれども、やはり建物をもらっても、町としてどういうふうに活用していくのか、活用方針、どういうふうな利用をしていくかというようなことがなければ、寄附はちょっと受けられないのかなあなんて私は思っておるところであります。

やはり、一つ一つ、それぞれ建物がありますけれども、それぞれの所有者さんが管理してもらって、それを活用していくというのが基本かなと思っていますので。そうでないと、次々に町のほうに寄附されるなんていうようなことにもなりかねないということもありまして、そういったことになってしまうと町のほうでも、活用の方法がちょっと、いろいろ考えなければいけないかと思っておりますけれども。

やはり、まず自分の所有財産については、その所有者の方からまずは頑張ってもらって、管理していただくというのが原則かなと思っております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 活用ということで、いろんな場面が考えられると思いますが、例えば今度、新しく地域おこし協力隊の方が大江町にみえられるというようなことも伺っています。

ですから、空き家はそのままにすると非常に部屋が傷んで何らかする、掃除も定期的にしなないといけませんので、そういう方に入っていて、地域おこし協力隊だけじゃなくても、ほかの若い方に、町で活動されている方に入っていて、そういうことでも一つの方法があるんじゃないかなというふうに思っております。回答は要りません。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで歳入の質疑を終わります。

それでは、一般会計の総括質疑を行います。

なお、あくまでも総括質疑なので、聞き漏らした事項や個別的事項の質問はご遠慮ください。総括。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今後の肉付予算の補正予算の考え方と、それから一般職員というか、役場職員の定数と県職員の差の対応の考え方、これを町長にお伺いしたいと思います。

今後の政策予算の考え方でございますが、いわゆる地方債、町の借金について、毎年度5億円程度を上限として起債発行を行って、事業展開をやっていくということの、これまでの町政においてはそういうふうな基本路線を敷いてきたと。ただ、今回の予算を見ると、起債発行額が2億9,500万円ということで、大体3億というふうな中で、2億円ほど余裕があるのではないかというふうに見ております。

それから、基金の残高を見ると、一般会計あるいは特別会計を含めると20億程度の基金があるということの中で、どういうふうに取り組むのかなというふうに思うんですが、一般的な財政運営のよしあしを見るということの中で、経常収支比率があります。これは、ここ3年、平成28年度は81.4%、29年は81.3%、30年は84.7%ということで、平成28、29年度あたりは、県内の35市町村の中でも最も優秀な経常収支比率を示しているというふうに思います。

それから、将来の起債の比率、いわゆる将来負担比率については大江町は29.2%ということの中で、非常に優秀な財政運営を行っているということを考えるならば、骨格予算の中で今回示したのにプラスして、政策予算に期待するところが非常に大きいというふうに思うんですが、私は、新しい松田町政になっての船出として、起債発行額を5億円なんていうふうなことじゃなくて、自分が考えるまちづくりというかな、そういうものを踏まえて、5億なんていうことじゃなくて、積極的に7億ぐらいの起債発行をしてもいいのではないかというふう

に思うんですよ。

そして、財調を初めとする基金が、昨年度、いわゆる令和元年度に戻ったような形で財調の積立てがなっているということは、いつまでもそういうふうな、20億円を維持するというふうな考えでなくて、そこの部分は大胆に予算を計上して、住民の福祉向上に当たるべきだというふうに考えますけれども、今後の補正予算に取り組む基本的な考え方と、それから2番目には、一般質問でも申し上げましたが、大江町の職員定数に関する条例の中では、135人の職員が必要だというふうなことで条例が定められている。それにもかかわらず、113人というふうなことで、22名分の職員の、定数条例に反して22人が不足しているというふうなことでありますけれども、その22人という足りない部分の職員をどうやって埋めていくのか。

そして、今年度から会計年度任用職員というふうなことで、いわゆるこれまで臨時職員というふうな対応をしてきたわけでありまして、任用職員が67人いる。これは、いろんな面で、教育委員会の学習指導員とか、あるいは図書委員とか、それぞれ必要な感じの中で、全部が正職員というふうに捉えるのがちょっと難しいと思うんだけど、臨時職員というか、いわゆる会計年度任用職員と一般職、定数条例に定められている135人の考え方を、今後どういうふうに持っていくのかということ、2点、総括でお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） 総括というふうなことで、2点、町債と今後の肉付予算の考え方というふうなことと、職員定数の考え方ということでご質問いただきましたが、まず初めに公債費、町債の部分について申し上げたいというふうに思います。

肉付予算として、4月の下旬に補正予算を組ませていただきたいというふうなことは、施策の大要のほうでも申し上げましたので、第1段目としては4月の補正予算で、私がこれまで申し上げてきた内容の部分について、政策として反映できるものについては反映させていただきたいというふうに考えています。

ただ、選挙から間もない就任、そして予算の編成というふうなことで、4月に補正予算の第1弾として考えてはおりますが、時間がないということもご理解いただきたいというふうに思います。

そして、今年度、総合計画を新たに策定するという時期にもなっております。私の中でも様々、煮詰めながら、職員と相談し、町民の方と相談をしながら少し、半年、1年をかけてやっていかなければならない課題も多いのかなというふうに思います。

4月の肉付予算で、じゃ、10億円の事業をやろうかというふうなことを言っても、それは

できる話ではないというふうにも思いますし、様々煮詰めながら、具体的なことを進めていかなければならないという姿勢で取り組んでいきたいと思います。

町債の発行の部分につきましても、今、数字的なお話がありましたが、例年5億円程度というふうな、ボーダーを切りながらこれまで進んできました。今回、約3億の当初予算の計上ということですので、その辺の部分については4月の肉付予算を、この議会が終われば査定が始まるというふうなことでありますので、その査定をよく聞きながら、精査をして取り組んでいきたいと思います。

あえて上限はということであれば、一つは5億円が一つのラインであるというふうには考えますが、大きな事業が来れば、当然、7億、8億というふうな発行のときもありました。

ただ、気をつけていかなければならないというところでは、これから3年後、4年後には、現在借りている起債の部分の償還のピークを迎えるという現実もございます。その辺のピークを少しずつずらしながら、平均的な支出に抑えられるような取組も必要なのかなというふうに思いますので。

毛利委員の質問の趣旨は、もう少し大胆に、町長がやりたいということをお願いして進めてもいいのではないかとというふうなことも含まれているのかなと思います。議員の皆さんも、そして町民の皆さんも、そういったことを期待しているというふうに捉えておりますので、一気にとはいかないということを申し上げながら、頑張ってまいりたいという気持ちを申し上げます。

それから、定数の関係のお話でございます。

定数135という部分については、この中には、既に廃校となった学校の施設の職員なども含んだ定数であるということで、135のまま推移してきているという実態であります。

町のほうでは、定員適正化計画というものを定めておまして、今のところでは、令和4年度には120名程度の職員にすべきであるというふうな適正化計画を設けております。

その部分でも多少のずれがあるということではありますが、現在進めている中でも、私が進めたいというようなことで、子育て部門の人員は適当なのか、また様々な事柄を進めている中で、会計年度任用職員という制度が入り、先ほど67人という数字がありましたが、実態は専門職なども様々、バスの運転士さんから何から含めてというふうな人数でありますので、一般事務補助的には6人だったと思いますけれども、程度の人員で行政を運営しているという実態であります。

その辺のところを加味しながら、135人は、現在のところの上限の定数であるというふう

に捉えておりますので、そこのところ、今後の適正化計画、そして行政需要にどうやったら専門的に応えていけるのかということも検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ぜひ、住民サービスを低下することのないように、サービスを充実するような方向で検討していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ご答弁ありがとうございます。

4月というか、3月になったばかりという中で、いろいろと時間的な制約もあるということも理解はできるんですが、やはり副町長として2年余りの、町の現状と課題というものも、副町長としての認識もしていっちゃったのではないかなということの中で、まず一番私が危惧しているのは、やっぱり子どもの数が30人前後、いわゆる、今年度は24人とか23人だとかいうことの中で、子どもがいないというか、いわゆる少子・高齢化に歯止めがかからないということの中で、一般質問の中で申し上げましたが、子育てに関しては、非常にどこの市町村も頑張っているということの中で、やっぱり他市町村のまねごとをやって結構ですので、積極的に子育て支援予算の計上をやっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番。

総括ということで、質問をさせていただきます。

毎日のごとく、新型コロナウイルス関連のニュースが後を絶たない状況であります。いつ、終息するか分からないようなことでもありますけれども、政府のほうでは4月をめどに毎日、緊急経済対策、これを行っているようであります。日本全国的に企業、それから観光業、それから飲食店、デパートと小売店に至るまで大打撃を受けております。当然のことながら、当町におきましても影響を受けておるところでございます。

そういった中で、国のほうは、例えば税金とか社会保険料とかいう公共料金ですね、これの支払いに関して猶予を設けるとか、それから、今、小学校の春休みだったんですかね、今までの休校等に関して、保護者の方が会社を休むなどということに対して休業の支援金ですね、8,500円程度だったと思うんですけれども、上限が。また、企業主向けの支援金も考えております。



こうした中、国・県から市町村への負担として、特別交付税の措置を計画されているというところでございますので、もし、今、緊急経済対策が4月中に具現化、具体化した場合、町としてもその影響を受けている方々に対して、早急に保証の関係を示す必要があると思えますが、この辺の対策、今から発生するこういった支援に対する考え方を伺いたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） 新型コロナウイルスということで、終息が見えないということが一番の大きなところで、国・県、町、そして国民の方々が一番不安に思っていることなのかなというふうに思います。

先日、大江町議長の名前で、緊急経済対策本部の設置などについてというふうなことで要望書も頂きましたし、五、六項目、具体的なことがあったかというふうに思いますが、それを受けて対応してまいりたいというふうに、本部会議を設け、本部会議というのは新型コロナウイルス対策本部の件でございますが、その中で、まず当面は取り組んでいこうという話し合いを設けたところです。

その中で、今、国・県が様々な、特に国であります、様々な支援策を一弾、二弾、三弾というふうなことで、私たちもマスコミの報道を受けて知っているというのが現状です。なかなか、詳細の部分につきましては、町のほうまで正式な通知文として下りてきていないという現状で、政策の趣旨のほうは報道のとおりだというふうに承っておりますが、じゃ、それをどのようにという部分では、なかなか見えないというのが正直なところです。

ただ、貸付金の制度なり、これまでの制度化された融資などの制度について、今回の新型コロナウイルスの経済対策としても実施するというようなことでありますので、今、その実態について、商工会なりそれぞれの業界の方から調査をして、聞き取りをしているところです。

融資という中でのご意見としては、やはり、あくまでも融資であって、これをいかにどういうふうに返済していくかというのが、これから先の新型コロナウイルスの動向次第では、非常に経営的にどうなるか分からないというような不安もあるようです。

そうした中で、制度は制度として、町も国・県と一緒に支援をしていくというふうなことは確認しておりますので、ご相談の受ける窓口として、政策推進課のほうで相談を受けるといった対応を今、してきているところでございます。

あとは、じゃ、観光について、飲食について、大江町内でどれだけ、どんな影響が出てい

るのかというふうな詳細の部分を調査しながら、対応に当たっていききたいと。国・県の制度、そして町単独で何か必要な部分はあるのか、ないのかというところを分析する上でも、そのところは聞き取り調査を行っていくということを本部会議の中で決定をしたところで、今、進めているところでございます。

早急にという部分では、例えば貸付金などの部分について、どれだけの需要があって予算的にどれだけ必要なのかというふうな部分も、現在、まだ見えていないところでございますので、あらゆる手段を使いながら、4月の補正予算で間に合うのか、間に合わないのか、専決処分が必要なのかどうか、そういった部分を検討しながら、国・県の対応については、町としても万全の対応を打っていきたいと思っておりますので。

また、町につきましても、単独の部分で、何か国・県で拾い切れないものがあるとすれば、そういった対応も4月の補正あたりで考えていききたいというふうに思っているところでありますので、ぜひ皆さんのほうからもご協力をお願いしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ありがとうございます。

時間がかかることだと私は思います。町がいわゆる被害を受けている飲食業、観光業、もろもろの面に対して調査ですね、今、町長が言われました調査についても非常に時間がかかり、困難を極めるものだと私は思っておりますが、地道に少しずつ、国や県の政策的なものを反映し、ぜひ取り組んでほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（伊藤慎一郎君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

今回、予算委員会総括ということで、全体を通して言えることなんですけれども、大江町は町民に対しての様々な支援や助成金、補助金など手厚いと思います。ただ、その広報や告知、周知がうまくできていなくて、町民に活用されていないことは非常に残念だと思っています。

自分が議員になって、予算や決算で初めて見る、初めて知る補助事業がたくさんあって、詳細を調べようとホームページを見ても、知りたい情報にたどり着けることはまれであります。それも、探し回ってようやく見つけられる程度。補助金などの名前を検索して初めて詳細を知ることができます。そもそもその補助金があること、その名称を知っている人しか検索することができない状況です。

以前おられた協力隊の方が頑張ってリニューアルしてくださったのはよく分かるんですけども、いま一度、使い勝手、利用者が欲しい情報へのアクセスがしやすいように、デザインも使いやすさも満足できるようなホームページになるようにしてください。

また、町内外の方が、どんな方でも迷わず、困らず、検索することを諦めないようなつくりに変えてくださいますように、公約のSNSと連動して、肉付予算でぜひいかがでしょうか。町長、お願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） ホームページの検索ということで、情報がもっと得られやすいような形というふうなご意見、質問だと思います。

今のホームページに模様替えしてからの課題等については、少し具体的な部分については総務課長のほうから、いただいている意見などを集約した形で、この後話をさせていただければというふうに思いますが、ホームページ、誰もが見やすい、そういったことを心がけて一生懸命作ったというところは、一つは評価していただきたいというふうに思いますし、私もホームページを検索するに当たり、やっぱりその人の検索するくせといいますか、形というふうなものがあって、なかなか、誰もがというところは難しいのかなというふうに思います。

ただ、やはり、より多くの人が見やすい、探しやすい、そういったことに向けて努力をしなければならないのは当然だというふうに思いますし、ぜひ、町のホームページも、関係する様々な団体のホームページも、そういうものにしていきたいというふうに思います。

町民の皆さんが何を調べたいのかということ、そちら側の立場に立って作ることが一番大切なのではないかなというふうにも思っているところです。その辺、気をつけて、改善できるところは改善していきたいということにしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町の指定管理について、町長の意見を伺いたいと思います。

令和元年度、町内に16の指定管理があります。総額で1億2,950万5,000円。その中から、子育ての分を引けば3,950万5,000円が、指定管理料という金額になっております。

今年度は3,950万5,000円、来年度が、これに古寺の案内センターが入って4,075万5,000円と。町内の指定管理料というのが結構大きい金額になっているのは、皆さんがご存じのところだと思います。

その中で、指定管理の説明、今回、質問があったときに町長が答弁されているところがあ

りました。指定管理においては、やはり町としても、やはり企業の方とか団体の方をお願いして施設を利用する、これは本当にいい政策だと思っております。

しかし、指定管理をしている事業内容によっては、やはりうまくいっているところとか、なかなかきつくなっているところか、そういうところが現在見られているのではないかと考えています。個別的に名前はあまり言いたくないので、大ざっぱなことでお話ししたいと思えますけれども、指定管理の施設については、おおむね良好な実績を上げている施設も当然、町の中にはありますが、そうでない施設が大半を占めるのではないかと、そういうふうにお考えしております。

その中で、今後、新たに、何年後になるか分かりませんが、道の駅のリニューアルが進めば、当然道の駅も指定管理になるのではないかと推測しております。その中で、町の予算の中から指定管理料としてやりながら、施設を運営する。それに当たって、現在うまくいっている、うまくいっていないところもありますけれども、その指定管理料について、また指定管理の施設について、町長は、指定管理の施設がこのままで妥当か、それともやはりある程度の覚悟を決めて、指定管理の事業というかな、事業を精査する、いわゆるそういうところに来ているのか、そういうところをまず聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） 指定管理の今後の在り方というふうなことなのかなと思えますが、まずは、指定管理というものも、前にも申し上げたと思えますが、行政が直営で管理するか、業務委託をするか、またまた新しい制度としてできた指定管理ということで運営をするかという、まずはこの三つに分かれるのかなというふうに思えます。真ん中に申し上げた業務委託という形から、指定管理というふうな効率的な形にできるようにということで、この法律が施行されたというふうに記憶しています。

指定管理をしていただくという部分については、民間のノウハウを生かして、効率的にタイムリーに、そういった様々な取組ができるという、民間の臨機応変な対応、効率的な運営を期待する中でできた制度だと思えます。

ただ、民間の方が運営するに当たって、その施設が、いわゆる行政に代わって管理をするだけの施設なのか。また、そこから一部、営利を上げることができるような施設なのか、この辺で委託料の考え方も変わってくるのかなと思えます。

事実、今の道の駅の部分については、指定管理料の業務委託料というふうなものは発生しておりません。逆に、施設の利用料ということで、町のほうに指定管理者からいただい

るという現状であります。

道の駅に代表されるような、営利が一定程度見込める運営ができる施設については、それでいいのかというふうに思いますが、営利というものを目的とせず、住民の福祉向上が主な目的だという施設については、一定程度の行政の負担、いわゆる維持管理に必要な最低限度の費用は、行政が持つてしかるべきだというふうな、そもそもの制度の趣旨があるというふうに考えています。

今後ということではありますが、私もこの指定管理制度に移行して、そして協議に至る経過を一定程度知っておりますので、その中でいい部分、悪い部分、施設があれば全て指定管理かというふうなことではなくて、より効率的な運営と、住民の福祉のサービスがどれだけ確保されるかという部分にまずは視点を戻しながら、そこは検討していかなければならないのではないかと考えております。

いずれにしても、指定管理の管理期間というものがございますので、その辺の更新の期間に合わせて、様々な検討をしながら進めていくということではないかと考えております。

○委員長（伊藤慎一郎君） 関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 町長の答弁の中にもありました、また前回の答弁にも、町長は民間事業者を含む法人や民間団体の中から指定管理者を指定して、公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに応え、施設の効果的な効率的運用を目指すことを目的としておりということで、国で示したことを説明しております。

その中で、今の発言にもありましたとおり、営利を目的にするというのは、当然やはり民間の業者であれば、指定管理を受けたときには、やはり営利、いわゆる利益を出さなければ管理はできない、それは町長も分かっていることだと思います。あともう一つ、町長が言った福利厚生において、やはり町である程度協力をしながら、その施設を運営するということですが、それも分かります。

でも、やはり営利と、福利厚生にしても、やはりその施設をある意味、自立させるような、やはりそういうふうな考えを持っていかなければ、いつまでも町でお手伝いをしなければならない、そういう施設になるのかなと思っております。やはり、指定管理料以外にも施設修繕、また備品の購入とか、やはり町でもそれ相応の手助けをしながらその施設を運営しているというの、間違いない事実だと思っております。

その中で、やはり今後、これから大江町の人口も爆発的に減りはしませんけれども、少しずつ減っていく中で、やはりこれまで人数が多かったときに造った施設とか、そういうよう

なときに、指定管理をした施設を、人口が少なくなった段階でそれをまだ維持できるのか、そういうことも考えながら、やはり今は指定管理のところも、ある程度精査する時期になってきているのではないかなと思っております。

そういうようなことで、これからの町の運営を、また指定管理を私は否定しておりません、やはり必要なことは必要だと思っております。でも、やはりきちんと選んでというかな、きちんと、これは必要だ、これは、今、町にはそぐわない、そういうものをきちんと見極めて運営、また手助けをしていっていただきたいと思えます。

最後に、もう一言だけお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 町長。

○町長（松田清隆君） もう一言ということなのですが、先ほど述べさせていただいたことがまずは全てだというふうに思います。

なかなか、運営に当たっても、実際やる方がいるのか、いないのかというふうなところもあります。それは、金銭的なものもそうでしょうけれども、なかなか町の、今のお話のありました人口の減少とかそういった課題の中で、この施設をうまく運営できるのか、できないのかというふうな心配もあるのではないかと思います。

ただ、町では目的を持って設置をした施設でありますので、最後まで責任を持って、その施設を有効に活用できるような方策を十分に検討しながら進めていかなければならない責任があるというふうに思っておりますので、関野委員からの意見、そして皆さんからいただく意見、その辺も検討しながら、よりよい方向に進めてまいりたいというふうなことでございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） これで総括質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第22号 令和2年度大江町一般会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りします。

議第23号から議第28号までの各特別会計予算については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各特別会計の予算は、歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年1月末現在の大江町国民健康保険世帯数は1,100世帯、被保険者数は1,825人で、前年同月と比較しますと55世帯の減、被保険者数は90人の減となり、世帯数、被保険者数と

もに大幅に減少している状況でございます。

それでは、歳入からご説明しますので、117、118ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、前年同様の税率を適用した予算額になります。前年度対比で8.4%減の1億2,100万9,000円と見積もったものであります。2目の退職被保険者国民健康保険税は、令和2年4月から退職被保険者数がゼロになることから、存目計上しております。

2款1項1目の督促手数料は、前年度実績を考慮し、5万円を計上しております。

3款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金44万円は、令和2年度から導入されるオンライン資格確認に対応するためのシステム改修費への財政支援でございます。

2目災害臨時特例補助金は、東日本大震災に伴う免除措置等に対する財政支援でございます。制度関係業務事業費補助金は廃目になります。

次の4款1項1目保険給付費等交付金は、前年比0.03%減の5億6,334万9,000円を計上しております。このうち普通交付金は、出産一時金と葬祭費を除く保険給付費と同額を計上し、特別交付金は事業実績を見込んだ額を計上しております。

119ページをお開きください。

5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子について、基金残高を考慮し計上しております。

6款1項1目一般会計繰入金は、低所得者の国保税軽減に係る保険基盤安定繰入金、出産育児一時金に係る繰入金、低所得者や高齢者が多いことによる国保財政の負担の平準化を目的とした財政安定化支援事業繰入金、職員の人件費、事務費などに係る一般繰入金になります。前年比4.5%減の7,311万9,000円を計上しております。

2項1目基金繰入金は、歳入に不足する額として4,800万円を計上しております。

7款繰越金は、前年度の予備費相当分を計上しています。

119ページから120ページにかけての8款諸収入につきましては、前年同額を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

121ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人件費のほか、国保連合会への共同電算処理委託料、システム改修業務委託料など、保険給付事務に要する経費2,639万円を、2目国民健康保険団体連合会負担金82万7,000円は、保険者として被保険者数に応じた会員負担金になります。

122ページをご覧ください。



2項1目賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経費を、123ページにかけて、3項1目運営協議会費は、大江町国民健康保険運営協議会に要する経費を、4項1目趣旨普及費は、国民健康保険事業の普及啓発に要する費用をそれぞれ計上しております。

124ページにかけて、2款1項療養諸費4億8,800万円は、1目及び2目に一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費を、3目及び4目に療養費を、5目に診療報酬明細書の審査支払手数料をそれぞれ計上しております。療養諸費につきましては、被保険者数の動向や近年の1人当たり医療費、年齢区分別の医療費の状況を踏まえ、計上しています。退職被保険者分は、退職医療制度の経過措置が令和2年3月末で終了することを考慮し、計上しております。一般被保険者分は、被保険者数を減少と見込んでおりますが、1人当たりの医療費が年々増加していることなどを総合的に勘案した上で、令和2年度につきましては前年同額を計上しています。

124ページの2項高額療養費6,665万円は、近年の医療費の動向から3.9%増と見込んだところでございます。

3項移送費は、一般被保険者分を前年同額、退職被保険者分を存目計上しています。

125ページをお開きください。

4項1目出産育児一時金は、1件当たり42万円として3件分の支給見込額を、2目出産育児一時金支払手数料は国保連合会への手数料を、5項1目葬祭費は1件当たり5万円として、16件分の支給見込額を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、県全体で必要とされる医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を、町の被保険者数の所得水準及び医療費水準並びに被保険者数等に応じて町が納付すべき額を県が算定し、令和2年度分として本町に提示された額を計上しております。令和2年度より、退職被保険者に係る納付金は廃目としております。

1項医療給付費分に係る納付金1億3,738万7,000円、1.2%の減になります。126ページの2項が後期高齢者支援金等分に係る納付金5,135万4,000円、12.3%減、3項が介護納付金分、1,703万1,000円、2.9%の増を計上しています。納付金合計で2億577万2,000円、対前年比マイナス3.9%、838万6,000円の減額になりました。

4款1項1目共同事業拠出金は、退職者医療共同事業に係る事務拠出金を計上しております。

127ページにかけての、5款1項1目保健衛生普及費は、健康増進のための各種保健事業に要する経費を計上しております。2目疾病予防費は、さわやか健康づくり推進事業などの

疾病予防に要する経費を計上しています。

5款2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に要する経費について、128ページの6款1項基金積立金は、国民健康保険基金の利子相当分、7款1項公債費は、会計処理上、支払資金が不足した場合に備え、一時借入金の利子分をそれぞれ計上しております。

129ページにかけての8款1項償還金及び還付加算金、2項貸付金、9款1項予備費につきましては、それぞれ前年同額の予算額を計上しています。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、117ページから129ページです。

質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

#### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第23号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和2年1月末現在の大江町後期高齢者医療被保険者数は1,740人で、前年同期と比較しますと54人の減となっている状況であります。

歳入から説明いたしますので、143ページをお開きください。

後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の医療費から本人窓口負担を除いた保険給付費総額の10%相当額が被保険者からの保険料で賄われております。保険料率は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定することになっております。令和2年度が改定年度に当たり、新保険料率を適用して、均等割は4万3,100円、所得割率は8.68%で見込んだものとなっております。

これにより、1款1項後期高齢者医療保険料は前年度比5.6%増の7,627万9,000円を計上し、1目に特別徴収分を、2目に普通徴収分を計上しております。前年度と比較しまして増となった要因としては、保険料率の改定のほか、保険料軽減特例の制度が見直されたことによるものであります。

2款1項は督促手数料を計上し、3款1項一般会計繰入金は、1目に事務費分を、2目に保険料の軽減分を補填する保険基盤安定繰入金を計上しております。

4款1項繰越金は、決算見込みにより計上しております。

5款1項延滞金、144ページの2項償還金及び還付加算金、3項預金利子、4項雑入は前年同額を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、145ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は保険給付に要する事務経費を、2項1目徴収費は保険料の賦課、収納に要する事務経費を計上しております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は1億515万5,000円で、歳入でご説明した後期高齢者医療保険料と、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を合算した額を計上しております。

146ページをご覧ください。

3款1項償還金及び還付加算金は、過年度の保険料に係る還付金などで、2項1目一般会計繰出金は、前年度決算に基づく剰余金を繰り出すもの、また4款1項予備費は、予見しに

くい歳出に備えるものとして、それぞれ前年度同額を計上しております。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、143ページから146ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 何かありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

#### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第24号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算の詳細についてご説明を申し上げます。

令和元年12月末現在の第1号被保険者数は3,039人で、そのうち要介護・要支援の認定者

数は585人、前年同期と比較しまして第1号被保険者数は11人の減、要介護・要支援認定者数は2人の増加となっております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により歳入からご説明申し上げますので、152ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料で、消費税増税に伴う保険料軽減措置の拡大を見込んだことから、前年比1.9%減の2億1,010万円としております。

3款1項1目介護給付費負担金は、介護サービスに係る居宅介護給付費の20%、施設等介護給付費の15%の国庫負担金となります。

3款2項1目調整交付金は、保険給付費の7.48%相当額を、2目及び3目地域支援事業交付金は、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に係る国庫補助金で、それぞれ事業費の25%、38.5%相当額を計上しております。

4款1項1目介護給付費交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料相当分として、支払基金からの保険給付費の27%相当額が交付されるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業に係る支払基金からの交付金で、介護予防・日常生活総合支援事業の27%相当額を計上しております。

5款1項1目介護給付費負担金は、介護サービスに係る居宅介護給付費の12.5%、施設等介護給付費の17.5%の県負担金で、5款2項1目及び2目地域支援事業交付金は、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業に係る県補助金でございまして、それぞれ事業費の12.5%、19.25%相当額を計上しております。

154ページをご覧ください。

7款1項1目介護給付費繰入金1億3,656万9,000円は、保険給付費の12.5%の町負担分で、2目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業分295万6,000円については、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の町負担分12.5%相当額を、3目包括的支援事業・任意事業分の214万6,000円は、地域支援事業における包括的支援事業・任意事業の町負担分19.25%相当額を計上しております。

4目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税増税に伴い低所得者に対する保険料の軽減措置が拡大されることにより、一般会計からの繰入金として963万3,000円を計上いたしました。具体的には、町民税非課税世帯で合計所得金額等が80万以下である所得段階が第一段階の被保険者の介護保険料を、基準額に対する割合0.45から0.15引き下げ0.3に、同じく合計所得

金額等が80万円を超え120万以下である所得段階が第二段階の被保険者の介護保険料を、基準額に対する割合0.75から0.25引き下げ0.5に、同じく合計所得金額等が120万円超である所得段階が第三段階の被保険者の介護保険料を、基準額に対する割合0.75から0.05を引き下げ、0.7にするものでございます。

5目その他一般会計繰入金3,672万7,000円は、人件費及び事務費などに対する一般会計からの繰入金です。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金1,515万円は、保険給付費の伸びにより不足する財源を補填するため、基金を取り崩すものでございます。

9款3項2目雑入には、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として行っております、要支援認定者の介護予防ケアプラン作成に係る介護報酬として271万4,000円を計上いたしました。

以上が歳入となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

156ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人件費及び介護保険事務全般に要する経費で、令和2年度に策定を予定している第8期介護保険事業計画の策定支援業務委託料等を計上しております。

1款2項1目賦課徴収費は、第1号被保険者介護保険料に係る賦課徴収に要する経費です。

1款3項1目介護認定審査会等費は、寒河江市西村山郡介護認定審査会負担金等、介護認定審査に要する経費です。

2款1項1目介護サービス等諸費は、要介護認定者に係る居宅サービス等給付費、施設介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス等給付費、及び要支援認定者を対象とした介護予防サービス等給付費等の費用のほか、紙おむつ購入費を支援する特別給付に係る経費を計上いたしました。給付費の積算に当たりましては、各サービス給付費に前年度の伸び等を考慮し、前年比1.5%増の10億1,365万1,000円を計上したところです。

158ページをご覧ください。

2款2項1目審査支払手数料は、国民健康保険団体連合会へ委託している介護給付費の審査支払業務に係る手数料となります。

2款3項1目高額介護サービス等費には、サービス利用者の負担額が一定額を超えた場合に超過分を払い戻すための経費を、2款4項1目高額医療合算介護サービス等費には、医療費及び介護保険制度の合計負担額が一定の限度額を超えた場合に超過分を払い戻すための経

費を、2款5項1目特定入所者介護（支援）サービス等費は、町民税非課税等低所得者の施設介護サービスに係る食費及び居住費の補足給付に係る経費を計上しております。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、従来の要支援1、2の訪問介護、通所介護に係る費用が、平成28年度以降、予防給付から地域支援事業に移行されたものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、サービス利用者のケアマネジメントに係る経費として、介護支援専門員の報酬等を計上しております。

3目審査支払手数料は、介護予防・生活支援サービス事業の審査支払業務に係る手数料となります。

159ページ下段からの、4款2項1目一般介護予防事業費は、全ての第1号被保険者を対象として、シニアセンターを会場に実施している健康維持教室委託事業費や、介護予防に係る知識の普及、啓発に係る事業、健康相談、介護予防、健康講話などの高齢者の健康づくりを推進する事業、初期認知症高齢者向けの予防事業などに係る経費を計上しております。

160ページをご覧ください。

4款3項1目包括的支援事業費は、地域包括支援センター業務に関わる職員人件費などの運営経費や高齢者の家庭訪問員報酬、生活支援体制を整備するための支援員報酬及び在宅医療・介護連携推進事業委託料、認知症初期集中支援推進事業委託料等を計上しております。

2目任意事業費は、市町村の判断により地域の実情に応じて実施する経費として、介護教室や認知症サポーター養成講座、緊急通報体制整備事業委託料、成年後見制度利用支援事業等の経費を計上しております。

162ページをご覧ください。

5款1項1目利子、6款1項1目償還金、2目還付加算金、6款2項1目一般会計繰出金、7款1項1目予備費は、それぞれ前年同額を計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、152ページから162ページです。

何か質問ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番。

1番目は、157ページの介護認定審査会の内容といたしますかをお伺いしたいと思いますが、

寒河江、西村山郡の介護認定審査会、これは何名の審査委員がいて、大江町からは何名、審査会に入っているのでしょうか。

それから、160ページの予防事業費の委託料733万5,000円が計上されておりますが、これについては、健康増進のためというふうなことだと思うんですけども、健康教室というか。当然、利用する方は1,000円か1,500円ぐらいを納めて、週何回、2回だか3回行っていると思うんですけども、その1,000円か1,500円というふうな収入というのは、委託している先で収支の決算をやっているのでしょうか。それとも、町に一旦入れて、この733万5,000円というふうな経費にプラスして運営しているということなのかどうか。

それから、特老施設が大江町では、らふらんす大江と大寿荘というふうに理解しております。老健施設というのは景雲荘、それから個人的な、何という施設だか分かりませんが、あじさいとか楽校とかというふうなそれぞれの施設があるわけですが、施設サービス費の中で、それぞれの施設で何名が利用しているのでしょうか。その3点をお聞きします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、お答えをしたいと思います。

最初の、157ページの介護認定審査会等費につきましては、基本的には、介護保険法第14条に基づき、寒河江、西村山市町が共同でハートフルセンターのほうに設置をしているものでございます。8人の委員で構成する合議体、九つを設置しております、委員総数は72名でございます。そのうち本町の方からは、たしか4名の方が委員として入っていらっしゃると思っております。

あと、続きまして160ページの一般介護予防事業委託料の中には、例えば健康維持教室とか、いきいき貯筋教室、あとはオレンジキッチンなどがございます。代表的な健康維持教室につきましては、参加者の負担金は1回当たり1,000円となっております。これは、町の収入に入るのではなくて、事業者の収入として入ることになってございます。

あと、最後の157ページの保険給付費の中で様々なサービスがございしますが、基本的に大江町の方が何人利用されているかにつきましては、正直申し上げて、ただいまその人数については把握しておりません。というか、全てトータルの金額で計算されておりますので、1人が何回も使っている場合もございすし、それはちょっと調べるのに、なかなかちょっと時間がかかるのではないかなと思っております。すみませんが、後ほどというところでお願いいたします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。



○6番（毛利登志浩君） 施設介護の件で、らふらんす、いわゆる要介護3以上の入所が可能だというふうな中で、らふらんす大江の定員が何人で、そして現在、施設入所待ちが何人いるのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいんですけれども。昼からでも結構ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 最初の施設介護サービス等給付費につきましては、らふらんす大江におきましては、当初、84床だったんですが、ショートステイのほうの利用がなかなかないということで、今回8床を転換いたしまして、92床を確保しているところでございます。

待機者につきましては、現在のところ、2か月に1回ぐらい利用調整会議がございますけれどもその中で、大江町の方については、多分10名ぐらいの方の待機者はいらっしゃると思います。併せて、あと寒河江の待機者についても、約10名ぐらいの方の待機者がいる状況でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

#### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第25号 令和2年度大江町介護保険特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○委員長（伊藤慎一郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

初めに、健康福祉課長から発言の申出がありますので許可します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 午前中に毛利委員よりご質問のありました、介護保険特別会計予算の157ページの介護認定審査会等費について、本町出身の委員を当初4名と申し上げましたが、正確には6名でございました。

内訳としましては、医師が1名、歯科医師2名、保健衛生系の職員が1名、大寿荘の荘長1名、理学療法士1名の計6名でございましたので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（清水正紀君） 議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、歳入予算をご説明申し上げます。

176ページをお開き願います。176ページであります。

1款1項1目不動産売払収入は、あおぞら団地の分譲収入として4区画分を計上しております。

2款1項1目繰越金は前年度と同額を計上しており、3款1項1目雑入は電柱設置敷地の使用料として行政財産使用料を、3款1項2目預金利子は特別会計に係る預金利子を計上しております。

分担金及び負担金、繰入金、町債については廃止するものであります。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。

178ページをご覧ください。

1款1項1目宅地造成費は、あおぞら団地の分譲促進に向けたPRのための広告料や委託料、各区画の公共下水道への加入負担金などを計上しているほか、分譲収入から経費を差し引いた分を一般会計に繰り出すこととして予算計上しております。

2款1項1目予備費は、事業を進める中で不測の経費が発生した場合に備えて計上しております。

基金積立金、公債費については廃止するものであります。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、176ページから179ページになります。

質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

#### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第26号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明申し上げますので、186ページをお開き願います。

1款1項1目負担金は、現年度、過年度合わせて22戸分の下水道事業受益者負担金として555万9,000円の計上であります。

2款使用料及び手数料は、1項1目下水道使用料が5,480万1,000円の計上で、2項1目手数料は督促手数料として存目の計上であります。

3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金は1,233万円の計上で、下水道事業変更計画等策定業務や、浄化センターストックマネジメント計画策定業務に対する国庫補助金であります。

4款1項1目一般会計繰入金は1億7,560万7,000円の計上であります。

5款1項1目繰越金は前年度の繰越金として10万円の計上であります。

6款諸収入は、1項1目延滞金、2項1目預金利子のそれぞれ存目計上であります。

7款1項1目公共下水道事業債は、公共下水道事業債と資本費平準化債で、合わせて1,610万円の計上であります。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、188ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、公営企業会計移行に向けた業務委託料のほか、料金徴収や事業運営に係る事務的経費等であり、243万6,000円の計上であります。

2款施設費は、1項1目管渠管理費が561万円の計上で、マンホールポンプ16基の維持管理経費やマンホール高さ調整工事費等であります。

2目処理場管理費は、浄化センターの維持管理経費でありまして、運転管理や保守点検、汚泥処理の経費を見込んでおり、4,994万7,000円の計上でございます。

3款1項1目下水道建設費は、2名分の人件費のほか、下水道事業変更計画等策定業務や浄化センターストックマネジメント計画策定業務の委託料でありまして、3,547万8,000円を計上しております。

190ページの4款公債費は、1項1目元金が1億4,637万2,000円、2目利子が2,415万7,000円の計上で、長期債の償還金と利子であります。

5款予備費は50万円の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、186ページから190ページになります。

何か質問ございませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 6番。

ページ数は189ページの、処理場の管理費の中の保守点検が3,400万、それから汚泥処理が660万ということになっておりまして、下水道施設が整備されて20年前後かなというふうに思うんですけども、18年なら前後だろう。18年だそうですねけれども、大江町が下水道をやるというときに、ほかの市町村にない嫌気・好気ろ床法という形の中で、汚泥が極めて出ない施設というふうな説明を聞いた覚えがありますけれども、毎年、この660万円というふうな汚泥の処理委託が出ておりますけれども、この660万円に係る汚泥の量というのは何トンぐらいになっているのか。そして、毎年このくらいのを計上しないとイケないのかどうかを、第1点、お聞きしたいと思います。

それから、189ページの下水道建設費の委託料で2,466万円というふうな委託料が計上されておりますが、下水道計画の変更という形での業務委託というふうになっておりますが、この変更の意味は、区域を減らすのか、それとも長寿命化の中でどういうふうに、今ある終末処理場を保っていくのかということのほかに、この変更の意味ですね、どういうふうな変更なのかお聞きしたいと思います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 2点についてお答えしたいと思います。

まず、汚泥の大江町の処理方式につきましては、嫌気・好気ろ床法ということで先ほど委員からあったとおりですけれども、県内でもうちの町だけの処理方法となっております。

この処理方法のメリットといたしましては、先ほど申したとおり汚泥が少ない。当初は、極端なことを言うと、本当に汚泥が少ないというような状況の中で、この処理方式を大江町では採用しようということで、あとは、維持管理の経費についてもメリットがあるというような状況で、大江町の規模に合っているのではないかとということで入れさせていただいた経

過がございます。

先ほど、汚泥の量は幾らかということがございますけれども、ここ数年、大体同じ程度で340立米ほどの汚泥の処理をさせていただいております。予算額として660万円ということで、例年、若干やっぱり人件費のほうが上がっておりますので、処理の単価は上がっておりますけれども、大体このような程度で処理させていただきました。

今後も同じような汚泥量が出てくるのかなということで、今後も引き続き処理場の維持管理を適正に行いながら、汚泥量が増えないような状況の中で進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、3款1項1目の委託料の中の下水道計画変更業務委託料についてのご質問かと思えます。

こちらのほうには、先ほど申したとおり、下水道事業変更計画書策定業務委託料のほかに、浄化センターストックマネジメント計画策定業務委託料ということで、2本入っております。

前段、前段というか、最初に申しあげました下水道事業計画変更業務につきましては、下水道法に基づきまして5年に1回、見直しをかけて、国のほうに報告している計画でございます。今現在の計画期間が令和2年度、来年度までということがございますので、令和2年度に計画変更を行いながら、令和3年から令和7年までの計画を策定していきたいというふうに思っているところでございます。

内容といたしましては、事業認可区域の精査、当然、今現在、事業認可区域をいただきながら行っておりますけれども、そちらのほうの精査と、あとは全体区域の検討、今現在、もう進めておりますけれども、そちらのほうの検討がございます。

一番大きいのが、やっぱり今後の人口推移を見ながら、下水の処理能力がどの程度になるのかなというような、今後の予測などを含めながら進めていきたいというふうに思っております。あとは、県の生活排水処理構想、こちらのほうが見直しがかかっておりますので、そちらのほうとの整合を含めながら進めていきたいというふうに思っております。

あとは、先ほど申したストックマネジメント、こちらのほうにつきましては長寿命化計画になります。以前、長寿命化計画ということで策定しておりましたけれども、国のほうの指針が変わりまして、ストックマネジメント計画というふうな中で、来年度は浄化センター、先ほど申したとおり18年経過しておりますので、今後の長寿命化を含めた形でストックマネジメント計画を策定したいと。

今現在の計画が同じように令和2年度までということで、今現在のストックマネジメント計画が簡易的な、長寿命化計画からストックマネジメント計画に変わるというような状況の中で簡易的な計画ですので、そちらのほうを詰めさせていただきながら、本格的にストックマネジメント計画を策定しながら、浄化センターの長寿命化を図っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 答弁ありがとうございます。

そういった中で、歳入歳出一括してということですので、いわゆる使用料と維持管理の問題で、186ページの下水道の使用料は5,480万円しか入らない。下水道区域の加入率が75%程度というふうな説明があったわけですが、片方、歳出を見ると歳出の合計が、歳入歳出同額でございますけれども、1億7,000万という数字が出ているわけです。

どう考えても1億7,000万円を必要だと。だけれども、5,480万円しか使用料・手数料は入らないんですよ。あと、一般会計からの繰入金も1億7,000万だということだべ、まず。だとすると、いわゆる公共下水道は、本当に金食い虫だということの中で、隣の朝日町では公共下水道なんかはなくて合併浄化槽対応だ、ということになると一般会計を非常に圧迫しているのではないかとというふうに、数字から見ればそういうふうに見えるんだけど。

その点は、担当課としては、100%の加入率にしても、大体6,000万ぐらいしか入らないのではないかなあというふうに私は思うんだけど、そういうふうな一般会計を非常に圧迫していると考えられるんだけど、担当課長としてはその辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

今、委員がおっしゃったとおり、使用料の収入、予算で5,480万ということで、財源内訳で賄える部分については、維持管理経費も、正直に申しましてこの金額では賄い切れていないと。当初、下水道事業を行った際には、当然建設費につきましては、使用料がまだ入ってこない段階で建設を行ってきたという部分がありますけれども、ちょっとこの下水道事業もなかなか採算、採算ベースというか、単独で利益が、利益がというか、行っていけるような状況にないということもご承知かと思います。

今現在、1億7,500万、今度の一般会計からの繰入金、この部分につきましてはほとんど

が起債の償還のほうに充てさせていただいております。建設に伴う、減価償却も含めてですけれども、そちらの部分につきましては一般会計から繰入れがないと、なかなか工事ができていないというような状況でございますけれども、せめて維持管理の部分については使用料で賄えるように、下水道事業としましては加入の促進、あるいは維持管理経費をなるべく抑えて、長寿命化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最後にしますけれども、森の宮にある嫌気・好気ろ床法の終末処理施設というのは、いろんな耐震とかいろんな長寿命化ということで、いろいろ点検もして良好な形で維持管理をしているなどというふうに思うんですけども、先ほど申し上げた終末処理場を全部交換するなんてというのと、かなり膨大な、何十億というふうなお金が必要だというふうに理解するときに、果たして耐用年数というのはどのくらいなのかなということが非常に心配なわけなんですけれども、その終末処理場の施設に関しての、一般的な嫌気・好気ろ床法の施設の耐用年数というのはどれくらいなんですか。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

一般的な浄化センターの耐用年数につきましては、躯体の部分につきましては50年という形で言われております。ただ、中に機械設備あるいは電気設備が入っておりますけれども、そちらのほうは15年から30年程度で交換あるいは維持補修が出てくるかと思っておりますけれども、本体については50年はもつのではないかなということで、大手の耐用年数は考えております。

ただ、50年で必ず使えないという状況ではありませんので、そちらのほうは長寿命化を図りながら使っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。



### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第27号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算を審査の対象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明申し上げますので、予算書の203ページをお開き願います。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金は、存目の計上であります。

2款1項1目農業集落排水使用料は、使用水量等を考慮しまして610万1,000円を計上しております。

2項1目手数料は、存目計上であります。

3款1項1目農業集落排水事業費国庫補助金は、維持管理計画となる最適整備構想を策定するために行う処理施設の機能診断業務に対する補助金であり、400万円を計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金は3,998万5,000円の計上であります。

5款1項1目繰越金は、前年度繰越金として1万円を計上しております。

6款諸収入は、1項1目延滞金、2項1目預金利子で、それぞれ存目の計上でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げますので、205ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、人件費や事務的経費、公営企業会計移行に向けた業務委託料で713万円の計上であります。

2 款 1 項 1 目維持管理費は、排水処理施設の維持管理に要する経費及び機能診断委託料で2,125万円の計上であります。

3 款公債費は、1 項 1 目元金が1,774万4,000円、2 目利子は347万6,000円の計上で、長期債の償還金と利子であります。

4 款予備費は50万円の計上であります。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） 歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は、203ページから206ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。

---

#### ◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第28号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎付託案件の審査

○委員長（伊藤慎一郎君） 次に、議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算を審査の対

象とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） 議第29号 令和2年度大江町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の214ページをお開きください。

第2条の業務の予定量につきましては、企業の目標として、

- (1) 給水戸数3,000戸
- (2) 年間総配水量144万9,000立方メートル
- (3) 1日平均配水量3,970立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業を8,003万7,000円と定めるものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ2億4,410万円と定めるものであります。

第4条は、資本的収入を5,760万円、資本的支出を1億2,689万4,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填することを定めるものであります。

第5条は、企業債について起債の限度額等を定めるもので、内容は予算書に記載のとおりであります。

216ページをお開きください。

第6条は、一時借入金の限度額を3,000万円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、内容は予算書のとおりであります。

第9条は、収益的収入が不足するため、一般会計から受ける補助金額を127万4,000円と定めるものであります。

第10条は、棚卸資産購入限度額を100万円と定めるものであります。

次に、予算明細書により具体的内容についてご説明申し上げますので、234ページをお開きください。

1款1項1目給水収益は、水道使用料で2億2,700万円の計上であります。

2目受託工事収益は、分岐料や消火栓修理工事収入で63万4,000円の計上であります。

3目その他の営業収益は、開閉栓手数料等で20万円の計上であります。

2項1目他会計負担金は、消火栓使用に係る水道料金分の負担金で70万円の計上であり  
ます。

2目受取利息及び配当金は、預金利子で6万円の計上であります。

3目他会計補助金は、一般会計からの補助金127万4,000円の計上であります。

4目長期前受金戻入は、長期前受金を収益化するもので1,423万円の計上であります。

5目雑収益は、2,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてご説明申し上げますので、235ページをご覧ください。

1款1項1目原水及び浄水費は、自己水源の設備等に係る維持管理費用のほか、県企業局  
からの受水費等1億526万6,000円の計上であります。

2目配水及び給水費は、配水施設等に係る費用で、漏水修理費等2,715万7,000円の計上  
であります。

236ページをお開きください。

3目受託工事費は、消火栓修理代として3万円の計上であります。

4目総係費は、事業活動の全般に関連する費用で、人件費等2,187万9,000円の計上  
であります。

238ページをお開きください。

5目減価償却費は7,322万5,000円の計上、6目資産減耗費は200万円の計上  
であります。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、長期債等の利息で1,253万1,000円の計上  
あります。

2目雑支出は1万円、3目消費税は150万2,000円の計上  
あります。

3項1目予備費は50万円の計上  
あります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げますので、239  
ページをご覧ください。

1款資本的収入の総額は5,760万円  
あります。

1項1目企業債は5,500万円、2項1目負担金は260万円の計上  
あります。

次に、資本的支出について  
あります。

1款資本的支出の総額は1億2,689万4,000  
円あります。

1項1目増設改良費は8,003万7,000円、2目量水器設置費は4万4,000円、3目固定資産

購入費は公用車を更新するもので650万円、2項1目企業債償還金は3,981万3,000円の計上  
であります。

3項1目予備費は50万円の計上であります。

以上でございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） お諮りします。

水道事業会計予算については、収入及び支出、一括して質疑を行いたいと思います。これ  
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、収入及び支出、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、議第29号の質疑に入ります。

ページ数は、214ページから240ページになります。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 214ページの第2条、営業の予定数量を次のようにするというこ  
の中の、（4）主要な建設改良事業のア、増設改良費ということで8,003万7,000円が見込ま  
れておりまして、その詳細が239ページの資本的支出の明細となっております。

その中の、荻野の水管橋添架管というか、更新工事というのが支出のほうで8,003万7,000  
円となつてございまして、収入が、起債が5,500万ということの中で、その差というのは一  
般会計からの繰入金というふうに理解してもいいのかなあというふうに思うんだけど、  
いわゆる荻野の水管橋の工事に8,000万を充当するという考えなのか、それとも企業債の償  
還が3,981万3,000円あるわけで、これと企業債を含めた形での8,000万という理解でよろし  
いのか、まず第1点。

あと、2点目は、明細の中の235ページに、委託料として柳川浄水場関係が600万、それか  
ら68万、320万というふうなことで計上されておると。柳川浄水場から受水して、そして大  
江中学校のあそこの道路まで整備するというのを説明を受けているわけですがけれども、柳  
川の浄水場から大江中学校まで整備するという計画の中で、今年度はどの辺を、管の入替え  
というか、水道管の入替えというか、そういう工事をどこら辺を見込んでいるのか、この予  
算書だけではちょっと分からないので説明願います。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） では、2点についてお答えしたいと思います。

まず、1点目が増設改良費の工事請負費の8,003万7,000円の内訳かと思えます。こちらのほうについては、主立った工事といたしましては、荻野水管橋の添架管更新工事と、あとは楯山配水池の配水流量計更新工事及び原地内及び塩野平地内の老朽管の更新工事ほか、全部で8件ほどの工事費を考えております。

こちらのほうの財源といたしましては、上段にある企業債、資金的収入などの企業債と、あとは予算書の中の215ページの第4条をご覧いただきたいと思えますけれども、資金的収入と資金的支出の差額の分、足りない部分については過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填するという話がございまして、話が合ったというような形で計上させていただいておりますので、収益的収入支出の部分の中で現金の支出を伴わない支出、いわゆる減価償却費の部分について、今年度、令和2年度の工事について不足する部分については、そちらのほうから補填させていただきたいというふうに考えております。

これは、もちろん、先ほど申しましたとおり企業債の償還金についても、そちらのほうから補填させていただくという形で、財源のほうは確保していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、柳川浄水場、柳川浄水場と申しますか、旧西部簡易水道からの受水、受水というか、区域を拡大ということで、今現在、柳川の浄水場と切留の水源、2か所から旧西部簡易水道、いわゆる梨木原のところまで持ってきておりますけれども、そちらの部分については、平成25年の豪雨災害のときに村山広域水道から給水停止になって、町内、今、村山広域水道区域については断水が発生したということがございます。その中で、有効的に活用していきたいということで、下北山の配水池のほうまで、旧西部簡易水道、切留の水源あるいは柳川浄水場の水を持っていきたいということで、計画はしたところでございます。

ただ、前から問題というか、課題の一つとしては、旧西部簡易水道区域の漏水がかなり激しいと。有収率が50%程度であるというような部分については、やっぱり老朽管の更新工事を行わないとなかなか、あちらのほうの水を持ってこられないという部分がございますので、そちらのほうを計画的に持っていきたいと思っております。

今年度の予算の中では、具体的に拡張するための工事というのは1か所、老朽管の更新工事を行いますけれども、大江西川線の配水管布設、迂回路ということで、今現在ちょっと十字、平面交差している配水管がございますので、そちらのほうを更新させていただくというので、若干、200万程度の工事費ですけれども、そちらのほうについては、区域の拡大に向けた一つの工事ということで今年度は行っていきたく。

ただ、区域の拡大をするためには、貫見の配水池を増設しないとかちらのほうに持ってこられない、あるいは配水管、顔好、橋を渡ってから下北山までの配水管も太いものにしないと、なかなかちらのほうに持ってこられないということで、かなりの投資が必要になってきますので、そちらのほうは計画的に行っていききたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

原と塩野平の老朽管の更新と今、言っていたんですけれども、切留、柳川のいわゆる西部地区簡易水道の部分をこっちまで引っ張ってくるというふうな、こっちまでというか、本郷の大江中学校までというふうな、下北山の配水池に持ってくるということの中で、膨大なお金もかかるんですよということなんですけれども。

原、塩野平の老朽管の更新を計画したというような説明だったんですけども、いわゆる柳川から持ってきて、原、塩野平まで持っていくためにも、老朽管の更新が必要だという理解でいいのかな。ということは、柳川の関係の水を原のところまで引っ張っていくんだという考えでいいのか。お願いします。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

このたびの老朽管更新工事については、あくまでも老朽管ということで、今現在も原、所部地区については柳川、切留の水が行っております。ですので、拡張という意味ではなくて、原地内ですと昭和53年に布設になった。あと、塩野平についても同じく昭和53年ということで、40年ほどたっております。かなり、塩野平地区については漏水が発生しているという状況がございますので、そちらを計画的に行っていききたいというふうな考えているところでございます。

以上です。

○委員長（伊藤慎一郎君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 最後ですけれども、だとすると梨木原地域まで、柳川地区、さっき言ったとおり、柳川、切留の水を使っているんだよと。そしてそこの望山からこっちとかというのは、村広水だという考えで、そして延ばすのは、何回も言うようだけれども、諏訪原のとか下北山地域という理解で、まずよろしいのか。

それから、老朽管の布設替えというかな、それは計画的に行うというふうなことで予定は

しているというふうに思うんだけど、柳川地区の水を諏訪原、下北山までするに、諏訪原、下北山、その関係も水道管を更新しないと引っ張ってこられないという理解でいいのか。その点をお願いしたいです。

○委員長（伊藤慎一郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

まず、今現在、梨木原まで、柳川あるいは切留の水は持ってきております。これは一時的なものであって、下北山の配水池まで上げるためには、配水管、今現在100ミリが入っておりますけれども、これを150ミリにしないと下北山の配水池まで入れられないということがございますので、顔好の橋から下北山までの配水管、全て入替えしないと配水池までは入れられないという状況でございます。今現在は100ミリで、何とか梨木原地区までは持ってこられますけれども、そちらのほうは入替えをしないとなかなか、旧西部簡易水道の水は持ってこられないという状況でございます。

あとは、今申し上げた、今申し上げたと申しますか、令和2年度に行う老朽管更新というのは、あくまでもつながってはおります。当然、漏水が頻繁に発生しておりますので、せっかくつくった水を漏水ということで生かし切れていないという。そのためには、やっぱり幾らでも、下北山の配水池に水を持ってくるためには漏水をまず直さないと、限りある水ですので、せっかくの水を使っただけのように漏水を直さないと、なかなか持ってくるにも大変だということがございますので、まずはひどい漏水箇所の部分については老朽管の更新を行って、漏水をまずは止めたいということをおっしゃっておりますので、そちらのほうでなかなか計画が、当初計画したよりも若干、かなり遅れておりますけれども、まずは漏水を止めたいということで、老朽管の更新工事を行っていきたいという考えでございます。

以上です。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

○委員長（伊藤慎一郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 討論なしと認め、採決します。



◎付託案件の採決

○委員長（伊藤慎一郎君） 議第29号 令和2年度大江町水道会計予算、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（伊藤慎一郎君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（伊藤慎一郎君） 以上で、本特別委員会に付託された新年度予算の審査8件は全て議了いたしました。

新しい町長を迎えて初めての予算審議でありましたが、各位の活発な質疑とスムーズな議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

これをもって、予算特別委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2年 6月17日

臨時委員長 土田 勵 一

委員長 伊藤 慎一郎